

第2章 災害予防計画

第1節 方針

《危機管理室》

第1 計画及び事業推進

この計画は、災害の発生を未然に防止するとともに、被害の拡大を未然に防止するために必要な諸事項について規定するものであり、その内容については以下の各節に定めるところによる。

また、日頃から地域の防災力を高めるとともに、災害時には被害を最小限に抑えることができるように体制整備に取り組み、災害に強く安心して生活できるまちづくりを進めていくため、市民に対する防災意識の普及や市民・事業者・行政が連携した防災訓練等に取り組むとともに、災害時に迅速かつ円滑に災害対策を行うことのできる情報収集・連絡体制の整備などに平時から取り組むこととする。

第2 市民と行政が一体となった取組

災害に強いまちづくりは、行政機関・公的機関の責務として取り組まなければならないものであるが、自らの命は自らが守る（自助）、自分たちのまちは自分たちで守る（共助）、防災の主体は市民自身である、という市民の自覚があってこそ実現できるものである。

したがって、「災害に強いまちづくり」のアプローチとして、「防災まちづくり」及び「市民と行政の役割分担」を前提にするものである。

1 防災まちづくり

地域社会で住民が主体となって取り組む、防災を主目的としたまちづくり活動を「防災まちづくり」と定義し、すべての市民が安全で快適に暮らせる社会、そして、豊かな人間性をはぐくみ、人が輝く社会を築き、心のよりどころとなり、誇りの持てる広島創造をその目標とする。

2 市民と行政の役割分担

災害予防における市民と行政の役割分担について、災害が起きる前から起きた後までの時系列ごとに整理すると、次のとおりとなる。

(1) 災害による被害を出さないために

区 分	市 民	広 島 市
個別建築物等の整備	○所有・管理する建築物の耐震診断・耐震改修・防火構造化、地下空間への浸水防止 ○家具・備品等の転倒防止・落下防止 ○屋外広告物・窓ガラス・瓦等の落下防止 ○ブロック塀・門柱等の転倒防止 ○土砂災害特別警戒区域における建築物の安全確保又は移転	○市有建築物・構造物の耐震診断・耐震改修・防火構造化、地下空間への浸水防止 ○民間建築物耐震診断・耐震改修設計・耐震改修補助制度の実施 ○民間建築物の耐震化に対する助言・指導 ○市有建築物の備品の転倒防止・落下防止 ○窓ガラス・瓦等の落下防止 ○ブロック塀・門柱等の転倒防止 ○土砂災害特別警戒区域における建築物の構造規制等
市街地等の整備	○防災まちづくり事業への取組	○土地区画整理事業・市街地再開発事業等の推進 ○道路・公園等の整備 ○防火地域・準防火地域の適正な指定 ○公共下水道（雨水排水）等の整備 ○河川改修事業・砂防事業等の促進 ○開発許可制度による規制・誘導

(2) 災害による被害を軽減するために～人命救助・救護

区 分	市 民	広 島 市
資機材等の整備	○救急セット（包帯・三角巾・消毒薬等）の整備	○救助隊・救急隊の整備 ○医療・救護体制の整備 ○自主防災組織用救助資機材の配備
訓練等の実施	○救助資機材を用いた救助訓練の実施 ○応急手当訓練の実施	○救助訓練に対する助言・指導 ○応急手当講習の開催
協力体制の整備	○近隣の要配慮者の把握	○他の地方公共団体等との応援協定の締結 ○民間団体等との協力協定の締結 ○要配慮者情報の把握体制の整備
そ の 他		○災害情報の収集・分析・連絡体制の整備 ○建築物応急危険度判定士の育成 ○専門家等との連携体制の確保

(3) 災害による被害を軽減するために～消火活動

区 分	市 民	広 島 市
資機材等の整備	○消火器の整備 ○バケツ等の共同整備 ○自衛消防隊の編成・資機材の整備	○消防力の整備 ○消防水利の多様化
訓練等の実施	○消火器・バケツリレー等による消火訓練の実施 ○自衛消防隊の消火訓練の実施	○消火訓練に対する助言・指導
協力体制の整備	○自主防災組織と事業所との応援協定の締結	○他の消防本部等との応援協定の締結

(4) 安全に避難するために

区 分	市 民	広 島 市
資機材等の整備	○携帯ラジオ・懐中電灯等の整備	
訓練等の実施	○避難誘導訓練の実施 ○避難場所等・避難経路等の確認	○避難誘導訓練に対する助言・指導
協力体制の整備	○自主防災組織と事業所等との応援協定の締結 ○近隣の要配慮者の把握 ○土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備	○民間団体等との協力協定の締結 ○要配慮者情報の把握体制の整備 ○土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備
そ の 他	○家族等との緊急時連絡方法等の確認	○災害情報の提供体制の整備 ○避難場所等・避難路の整備 ○市民の防災意識の啓発

(5) 避難所での円滑な生活を過ごすために

区 分	市 民	広 島 市
市街地等の整備		○輸送拠点の整備 ○緊急輸送道路の整備
資機材等の整備	○食料・飲料水、衣類等の非常持ち出し品の準備	○食料・生活必需品の備蓄及び調達体制の整備 ○応急給水体制の整備 ○ごみ処理体制・し尿処理体制の整備 ○保健衛生体制の整備 ○被災者の心身の健康保持体制の整備
訓練等の実施	○指定避難所運営マニュアルの検証訓練の実施	○指定避難所運営マニュアルの検証訓練に対する助言・指導
協力体制の整備	○指定避難所運営マニュアルの検証訓練の実施 ○災害ボランティア活動への参加	○指定避難所運営マニュアルの整備に対する助言・指導 ○災害ボランティアとの連携・支援体制の整備

(6) 正常な市民生活の回復のために

区 分	市 民	広 島 市
ライフライン の 復 旧		○ライフライン復旧体制の整備
応 急 仮 設 住宅の設置		○応急仮設住宅の設置場所の適地選定
生活の援護	○現金・貯金通帳・印鑑・保険証等の非常 持ち出し品の準備、保険・共済への加入	○罹災証明書の発行体制の整備 ○災害救助法等に基づく援護施策の実施
被災地域の 復旧・復興	○被災地域の復旧・復興事業への協力及び 被災建築物等の再建	○被災した公共施設の早期復旧 ○被災地域の復旧・復興事業の実施

第2節 風水害予防計画

第1 洪水予防対策

1 河川の状況《下水道局河川防災課》

区 分	河 川 名	延 長	管 理	摘 要	区 分	河 川 名	延 長	管 理	摘 要
一 級 河 川	太田川	km 73.80	国	東区、西区、安佐 南区、安佐北区、 佐伯区	一 級 河 川	小河原川	km 4.00	県	東区、安佐北区
	天満川	6.40	〃	中区、西区		麻下川	2.50	〃	安佐北区
	旧太田川	8.67	〃	中区、西区、東区		湯坂川	3.40	〃	〃
	元安川	5.40	〃	中区、南区		三篠川	32.95	〃	〃
	古川	7.20	〃	安佐南区		河津川	4.40	〃	〃
	根谷川	5.45	〃	安佐北区		関川	13.70	〃	〃
	三篠川	9.45	〃	〃		栄堂川	8.90	〃	〃
	戸坂川	0.10	〃	東区		御幸川	1.82	〃	西区
	京橋川	6.20	県	中区、東区、南区		堂の迫川	0.59	〃	安佐南区
	猿猴川	5.50	〃	南区		前原川	1.40	〃	〃
	府中大川	5.50	〃	東区、南区		水内川	22.10	〃	佐伯区
	中山川	2.00	〃	東区		伏谷川	4.60	〃	〃
	戸坂川	1.37	〃	東区	二 級 河 川	打尾谷川	8.43	〃	〃
	二又川	1.10	〃	東区		八幡川	21.50	県	西区、佐伯区
	三滝川	0.32	〃	西区		瀬野川	22.50	〃	南区、安芸区
	八幡川	1.35	〃	西区		畑賀川	3.30	〃	安芸区
	八幡川放水路	1.19	〃	西区		熊野川	14.20	〃	〃
	山本川	3.10	〃	西区、安佐南区		矢野川	3.20	〃	〃
	東山本川	0.45	〃	安佐南区		尾崎川	1.85	〃	〃
	安川	5.00	〃	〃		石内川	8.73	〃	佐伯区
	奥畑川	3.80	〃	〃		岡ノ下川	2.79	〃	〃
	大塚川	2.94	〃	〃		梶毛川	5.50	〃	〃
	新安川	0.60	〃	〃		木末川	5.13	〃	〃
	吉山川	21.20	〃	安佐南区、安佐北区	準 用 河 川	寺山川	0.90	市	東区
	高山川	1.90	〃	安佐北区		岩上川	1.53	〃	安佐北区
	小河内川	12.50	〃	〃		榎山川	0.66	〃	安芸区
	鈴張川	5.50	〃	〃		中道川	0.68	〃	佐伯区
	行森川	4.00	〃	〃		堀川	2.52	〃	中区
	大毛寺川	5.30	〃	〃	普 通 河 川	中山川ほか 655 河川	541.06	市	東区 南区 西区 安佐南区 安佐北区 安芸区 佐伯区
	根谷川	11.45	〃	〃					
	南原川	7.70	〃	〃					
	桐原川	2.50	〃	〃					
	山倉川	0.94	〃	〃					
	矢口川	1.15	〃	〃					
	諸木川	3.20	〃	〃					
	落合川	1.20	〃	〃					
	奥迫川	0.75	〃	〃					

(注) 延長は、市域外も含む河川の総延長

2 河川の改修

(1) 太田川の改修《国土交通省中国地方整備局太田川河川事務所》

ア 下流デルタ域

(ア) 放水路

放水路工事は、昭和7年度から着工し、己斐・福島地区の掘削、浚渫、護岸等の一部が施工され、戦争による中断後、昭和21年から再開されたが、用地買収、漁業補償問題等が難航した。しかし、昭和26年から30年にかけて、これらも順次解決し、その後は工事も順調に進み、昭和40年には、分派口の放水路可動堰（祇園水門）及び本川側分水堰（大芝水門）等の建設工事がそれぞれ完成し、昭和40年5月に待望の通水を行い、現在は護岸、床止など一部を残して完成に至っている。

(イ) 市内派川（旧太田川、天満川、元安川）

市内派川については、昭和45年に旧太田川、同46年に天満川、同47年に元安川が国管理区間に編入された。これらの派川のほぼ全区間が高潮の影響を受けるため高潮対策事業として改修を促進している。

イ 下流部

昭和18年9月、同20年9月の再度にわたる出水により、昭和21年度から可部地区の改修に着手したが、重点が放水路に置かれていたため、下流部の改修は遅れ気味であった。放水路通水後の昭和41年度からは小田、川内、東原、矢口、温井地区の改修が促進され、派川古川の締切りも昭和44年度をもって完了した。

その後、堤防の強化を図るため、高水護岸等の整備を行っている。

ウ 中流部

昭和47年7月の洪水による大災害を契機に、昭和50年4月、同51年5月及び同52年4月の3回に分けて、国管理区間に編入された。この区間は未改修地区を多く残しており、谷底平野の集落を守るため築堤護岸を施工することとし、緊急を要する箇所より逐次改修を進めている。

エ 支川

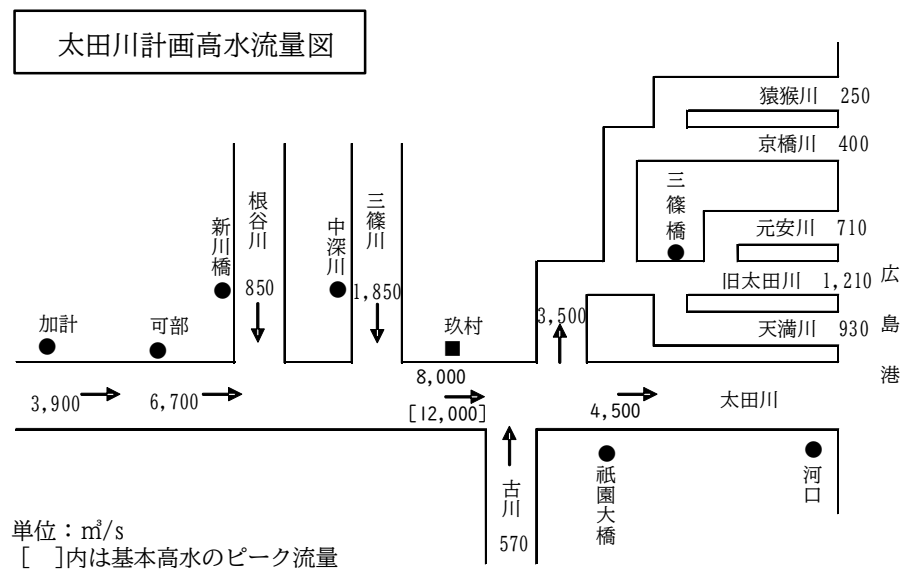
三篠川は、昭和40年6月、同年7月の再度にわたる大災害のため、昭和40年に緊急3箇年計画を策定して、災害復旧との合併施工により、本格的な改修を行い、下流地区の築堤護岸は既に完成しており、現在は、昭和42年に区域延長になった上流地区に築堤護岸を施工している。

根谷川は、可部町周辺の宅地化に対処して昭和43年度より本格的な改修工事に着手した。現河道は極めて狭小であるうえ、堤防が低く老朽が著しいので大幅な引堤を行うとともに、築堤護岸の施工を促進している。

古川は、従来太田川の洪水流の分派流路的役割を果たしてきたが、昭和44年に分派点が締切られ、その役割を終えたことから、安川合流点より上流部は、周辺の都市化の進む中で、都市河川として必要な緑地空間の形成及びレクリエーションの場を提供するための改修を進めている。一方、安川合流後の下流部は築堤護岸を施工している。

オ 太田川計画高水流量

平成19年の太田川河川整備基本方針の施行にともない、基本高水はそのピーク流量を基準地点玖村において $12,000 \text{ m}^3/\text{s}$ とし、このうち流域内の洪水調節施設により $4,000 \text{ m}^3/\text{s}$ を調節し、河道への配分量を $8,000 \text{ m}^3/\text{s}$ とした。計画高水流量は、加計において $3,900 \text{ m}^3/\text{s}$ とし、下流支川と合わせ、可部において $6,700 \text{ m}^3/\text{s}$ 、さらに、支川三篠川、根谷川からの流量を合わせ、基準地点玖村において $8,000 \text{ m}^3/\text{s}$ とし、大芝において旧太田川に $3,500 \text{ m}^3/\text{s}$ を分派し、太田川（放水路）は河口まで $4,500 \text{ m}^3/\text{s}$ とした。なお、支川の計画高水流量は三篠川において $1,850 \text{ m}^3/\text{s}$ 、根谷川において $850 \text{ m}^3/\text{s}$ 、派川の古川において $570 \text{ m}^3/\text{s}$ とした。



(2) 県管理河川の改修《県河川課》

ア 一級河川 安川

安川流域は、本市のベッドタウンとして加速度的に宅地開発が進められ、開発に伴う流路の是正及び河積の拡大は重要な課題となっている。このため、古川合流点から大塚川合流点までの約 7,900m を対象に、安川下流地点における計画高水流量 $450 \text{ m}^3/\text{s}$ として改修を進めている。

イ 一級河川 三篠川

三篠川は、上流部は県知事が管理、下流部は国土交通大臣が管理している。県管理区間については、平成 30 年 7 月豪雨の被害を踏まえ、流下能力の不足する区間の合計約 9,800m（うち平成 30 年 7 月豪雨の改良復旧区間約 7,500m）を対象に、三田橋地点における計画高水流量 $1,200 \text{ m}^3/\text{s}$ として改修を進めている。

ウ 一級河川 小河原川

小河原川は、東区と安佐北区を流下し、三篠川へ合流する河川であり、流域の開発に伴い整備が重要な課題となっている。

そのため、平成 9 年度より東区の計画区間約 1,500m を対象に、広島市が計画高水流量 $100 \sim 140 \text{ m}^3/\text{s}$ として改修を進めている。

エ 一級河川 府中大川

府中大川は、東区から安芸郡府中町、南区を流下し、猿猴川へ合流する河川であり、流域の重要度の高い都市河川としての整備が重要な課題となっている。

現在、上流の約 750m の区間について、計画高水流量 $100 \text{ m}^3/\text{s}$ として改修を進めている。

オ 一級河川 鈴張川

鈴張川は、安佐北区を流下し、太田川へ合流する河川であり、流域の開発に伴い整備が重要な課題となっている。

そのため、計画区間の合計約 2,540m を対象に計画高水流量 $260 \sim 350 \text{ m}^3/\text{s}$ として改修を進めている。

(3) 準用河川の改修《下水道局河川防災課》

本市が管理する準用河川は、5 河川（寺山川、岩上川、榎山川、中道川、堀川）で、総延長は 6,290m である。

寺山川は、東区福田地区を流下し、一級河川小河原川に流入する流域面積 1.63 km²、流路延長 900mであり、岩上川は、安佐北区岩上地区を流下し、一級河川落合川に流入する流域面積 1.29 km²、流路延長 1,530mであり、榎山川は、安芸区瀬野川地区を流下し、砂防指定地内河川榎山川に流入する流域面積 3.16 km²、流路延長 660mであり、中道川は、佐伯区五日市地区を流下し、砂防指定地内河川野登呂川に流入する流域面積 0.29 km²、流路延長 680mであり、これらの流域は、近年急速に市街化が進み、流出量の増大が予想されている。

このような現状に対処するため、昭和 62 年度より寺山川、平成元年度より岩上川、平成 2 年度より榎山川・中道川について準用河川改修事業による整備に着手し、すべての河川において改修を完了した。

(4) 普通河川の改修《下水道局河川防災課》

本市が管理する普通河川は、655 河川で総延長は約 541 km(令和 6 年 4 月 1 日現在)ある。これらの河川のうち約 5 割は、河積が狭く、かつ、自然護岸で蛇行しているため流下能力が低く、溢水や護岸崩壊による災害が発生し、農耕地等に被害を与えている。

こうした状況に対処するため、「水防上重要な場所」を重点として整備のために必要な調査を行い、緊急性を考慮しながら時間雨量 79.2 mmの降雨に対応できるように改修するものとする。なお、改修予定については、水防計画（附表）の「水防上重要な場所」に定めるところによる。

(5) ため池の整備《経済観光局農林整備課》

明治時代から昭和初期にかんがい用として作られたため池のほとんどが土堰堤であり、時間が経過し、老朽化している可能性が高くなっている。このため、措置が必要なため池については、低水管理等の対策を管理者に指導する。

(6) 流域治水の取組《下水道局河川防災課》

気候変動により、近年、頻発・激甚化する水災害に対応するため、一級・二級河川を対象として、流域治水プロジェクトが策定されたことに伴い、流域全体のあらゆる関係者が連携の下、河川改修をはじめとする様々な治水対策に取り組んでいる。

3 警戒避難体制の整備《下水道局河川防災課、危機管理室災害予防課、危機管理室災害対策課、各区地域起こし推進課》

(1) 警戒避難体制

水防法に基づき、国土交通大臣又は県知事により指定を受けた洪水予報河川又は水位周知河川における洪水浸水想定区域については、円滑、かつ、迅速な避難を確保するために、当該区域ごとに次の事項を定めるとともに、市防災情報共有システム、地理情報システム（GIS）、ハザードマップの活用による防災情報の発信等により住民への周知を図る。

ア 洪水予報等の伝達方法及び避難場所等

イ 地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（以下「要配慮者利用施設」という。）で当該施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の名称及び所在地（資料編 2-2-2）

なお、対象となる地下街等及び要配慮者利用施設は次のとおりとし、これらの施設（所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員（要配慮者利用施設については自衛水防組織が設置された場合）に限る。）への洪水予報等の伝達方法は、広島市防災情報メール配信システム等による。

【対象となる地下街等】

- | |
|------------------------|
| 1 地下街及び地下で地下街に接続する施設 |
| 2 地下で地下道に接続する施設及び当該地下道 |

【対象となる要配慮者利用施設】

利用者の多くが要配慮者（高齢者、障害者、判断能力が不十分である未成年者等）であり、避難情報発令時において、施設管理者が利用者を避難場所まで誘導する必要がある施設（相談、レクリエーション事業のみの施設は除く。）を対象とする。

対象となる要配慮者利用施設の区分は、次のとおり。

1 社会福祉施設

- (1) 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、生活支援ハウス、有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅
- (2) 通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、特定施設入居者生活介護事業所、地域密着型通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所、複合型サービス事業所（看護小規模多機能型居宅介護事業所）、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、1日型デイサービス事業所、短時間型デイサービス事業所
- (3) 療養介護事業所、生活介護事業所、短期入所事業所、共同生活援助事業所、自立訓練事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、障害児入所施設、児童発達支援事業所、医療型児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、身体障害者福祉センター、日中一時支援事業所
- (4) 救護施設
- (5) 原爆養護ホーム
- (6) 保育所、認定こども園、事業所内保育事業所、小規模保育事業所、認可外保育施設
- (7) 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）、ファミリーホーム、児童相談所
- (8) 児童館、放課後児童クラブ

2 学校

幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校（高等課程を置くものに限る。）

3 医療施設

病院、診療所（入院病床を有するものに限る。）、助産所（入院病床を有するものに限る。）

4 その他

青少年教育施設（宿泊施設に限る。）

(2) 避難確保・浸水防止計画の作成等

資料編 2-2-2 に掲げる地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画（以下「避難確保・浸水防止計画」という。）を作成し、これを市長に報告するとともに公表する。

また、当該地下街等の所有者又は管理者は、避難確保・浸水防止計画に基づき、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行うとともに、自衛水防組織を置き、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市長に報告する。

【避難確保・浸水防止計画に定めるべき事項（水防法施行規則第12条）】

ア 洪水時等の防災体制に関する事項

イ 利用者の洪水時等の避難の誘導に関する事項

ウ 洪水時等の浸水防止に関する事項

エ 洪水時等の避難の確保及び洪水時等の浸水防止を図るための施設の整備に関する事項

オ 洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項

カ 自衛水防組織の業務に関する事項

- (7) 水防管理者その他関係者との連絡調整、利用者が避難する際の誘導、浸水の防止のための活動その他の水災による被害の軽減のために必要な業務として自衛水防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項

- (イ) 自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練に関する事項
- (ウ) その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項
- キ 上記に掲げるもののほか、地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難確保及び洪水時等の浸水防止を図るために必要な措置に関する事項

【自衛水防組織の設置に係る報告事項（水防法施行規則第15条）】

- ア 統括管理者の氏名及び連絡先
- イ 自衛水防組織の内部組織の編成及び要員の配置
- ウ 洪水予報等の伝達を受ける構成員の氏名及び連絡先

本市は、避難確保・浸水防止計画の作成・見直しや訓練実施、自衛水防組織の設置等の自衛水防の取組を推進するため、当該地下街等の所有者又は管理者に対して、必要な指導・支援を行うとともに、報告された避難確保・浸水防止計画をホームページ等で公表する。

(3) 避難確保計画の作成等

資料編2-2-2に掲げる要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画（以下「避難確保計画」という。）を作成し、これを市長に報告する。

また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画に基づき、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行い、その結果を市長に報告するとともに、自衛水防組織を置くよう努める。

本市は、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

(資料編) 2-2-1 準用河川・普通河川の現況

2-2-2 水防法第15条第1項第4号に規定する施設

第2 高潮・津波災害の予防対策

広島港における海岸、河川の護岸について国・県・市が連携して整備を推進する。また、国、県の港湾、河川部局等がその整備（管理）を担当していることから、本市及び各機関は相互に、各施設の整備に関する情報等を正確に把握、共有し、平常時から担当者会議の開催等により連携して、災害に適切に対応できる体制を整備する。

1 太田川高潮対策事業《国土交通省中国地方整備局太田川河川事務所》

太田川河口に形成されたデルタ市街地は古くから高潮による被害が多く発生している。昭和初頭から始められた河川改修工事は放水路を主として施工されたため市内派川の堤防は劣弱であり、一たび大規模な高潮が来襲すれば、その被害は想像を絶するものがある。

本事業は、本市に伊勢湾台風級の台風が最悪のコースを通過して来襲しても安全に対処し得るように、太田川放水路、天満川、旧太田川、元安川に高潮堤を建設し、併せて都市河川の環境を整備するものである。

堤防法線は原則として現河岸に沿うが、洪水能力の不足する箇所等については法線の是正を行う。河幅の余裕のある下流部は背後地の状況を勘案して表腹付とする。旧太田川下流部において昭和55年度より工事に着手し、引き続き施工中である。

2 広島港海岸保全施設整備事業

(1) 国施行事業《国土交通省中国地方整備局広島港湾・空港整備事務所》

平成17年度より、南観音、江波、吉島、船越、矢野の5地区について、新たに国直轄事業を導入し、広島港の高潮対策の整備促進を図っている。

(2) 県施行事業《県港湾漁港整備課》

広島港の高潮対策（海岸保全施設整備事業）については、国（国土交通省）の海岸事業第1次五ヶ年計画（S45～S49）に基づき、海岸管理者である県において既往最高潮面（+4.61）に余裕高を加えた天端高（+5.5～6.0）で観音、江波、吉島、出島、宇品、元宇品、似島地区の護岸を整備した。

第2次5カ年計画（S51～S55）からは、伊勢湾台風級の大型台風が当地域に来襲した場合を想定した天端高（+6.0～8.2）により、国とも協議を行いながら、嘉永、住吉桜尾、美濃里、江波、吉島、出島、宇品、元宇品、丹那、船越、矢野、坂、似島の各地区において整備を推進してきた。

現在は、平成11年の台風18号及び平成16年の台風18号で被害があり、緊急性の高い地区から順次整備を進めている。

なお、近年における高潮被害の実態を考慮して、平成12年度に台風通過ルートを再検討したこと、及び最近の潮位上昇に伴い平成15年度に基準水面を変更したことにより、天端高（+6.1～8.3）の見直しを行った。

県整備実施地区：廿日市南、江波、元宇品

3 一級河川京橋川・猿猴川・府中大川高潮対策事業《県河川課》

広島市の市街地は太田川の形成するデルタ上にあり、海の埋立てによって発展してきた。従って市街地の標高も低く、高潮の起こりやすい地形でもある。

本事業は、堤防方式により高潮被害から市街地と住民の生命、財産を守り、国土の保全を図るものである。京橋川左岸5,400m、右岸5,100m（天端高T. P+5.0m、御幸橋より下流はT. P+5.40m）、猿猴川左岸5,500m、右岸6,200m（天端高T. P+5.0m）、府中大川左右岸各1,200m（天端高T. P+5.0m）、計左岸12,100m、右岸12,500mの防潮堤を計画し、昭和45年度より改修を進めている。

4 啓発活動の推進

高潮、津波による被害軽減を図るため、過去の高潮浸水区域及び広島県津波浸水想定図による浸水予測区域を住民へ周知するとともに、高潮ハザードマップ及び津波ハザードマップを作成し、地理情報システム（GIS）の活用により防災情報を発信する等防災意識の啓発を積極的に推進する。

5 防災マップの作成等《危機管理室災害予防課、各区地域起こし推進課、各消防署》

高潮、津波等からの住民等の円滑かつ迅速な避難を確保するため、高潮、津波による浸水想定区域が存在する地区を対象に、自主防災組織等と連携して、浸水時における住民等の緊急一時的な退避先となる施設を確保するとともに、当該施設や避難経路等、地域の実情を踏まえた防災マップが住民主体で作成されるよう支援し、印刷物の配布や避難訓練等を通じて地域住民等へ周知する。

6 警戒避難体制の整備《危機管理室災害予防課、各区地域起こし推進課》

(1) 警戒避難体制

津波防災地域づくりに関する法律により、県知事により指定を受けた津波災害警戒区域について次の事項を定める。

ア 人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報または警報の発令並びに伝達に関する事項

イ 指定緊急避難場所等や避難路、避難経路に関する事項

ウ 市が行う津波に係る避難訓練に関する事項

エ 要配慮者利用施設で当該施設の利用者の津波の発生時等における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の名称及び所在地（資料編2-2-11）

なお、対象となる地下街等及び要配慮者利用施設は「地域防災計画 基本・風水害編 第2章 災害予防計画 第2節 風水害予防計画 第1 洪水予防対策 3 警戒避難体制整備 (1) 警戒避難体制」のとおりとする。

これらの施設（所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員（避難促進施設は自衛水防組織が設置された場合）に限る。）への伝達方法は、広島市防災情報メール配信システム等による。

(2) 避難確保計画の作成等

資料編2-2-11に掲げる要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、避難訓練その他避難促進施設の利用者の津波発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画（以下「避難確保計画」という。）を作成し、これを市長に報告する。

また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画に基づき、避難訓練を行い、その結果を市長に報告する。

本市は、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

第3 内水氾濫・滞水予防対策

1 公共下水道整備事業の推進《下水道局計画調整課》

公共下水道は、汚水とともに雨水の排除も目的として、整備を行っている。

既設の合流式区域では、雨水排水に対する施設能力が不足しているため、増補施設の整備を進めている。

2 下水道新設・改良事業の推進《下水道局計画調整課》

公共下水道が整備されるまでの間、局所的に発生している浸水を緩和するため、暫定的なマンホールポンプ等の整備を行っている。

3 啓発活動の推進《下水道局計画調整課》

浸水による被害軽減を図るため、順次浸水発生頻度の高い地区から浸水（内水）ハザードマップを作成する等により防災意識の啓発を積極的に推進する。

4 警戒避難体制の整備《下水道局計画調整課》

(1) 警戒避難体制

水防法に基づき、市長により指定を受けた水位周知下水道における浸水想定区域については、円滑かつ迅速な避難を確保するために、当該区域ごとに次の事項を定めるとともに、地理情報システム（GIS）、ハザードマップ等により住民への周知を図る。

ア 洪水予報等の伝達方法及び避難場所等

イ 地下街等で当該施設の利用者の雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の名称及び所在地

なお、対象となる地下街等は「地域防災計画 基本・風水害編 第2章 災害予防計画 第2節 風水害予防計画 第1 洪水予防対策 3 警戒避難体制整備 (1) 警戒避難体制」のとおりとし、当該施設（所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に限る。）への洪水予報等の伝達方法は、下水道局水位情報自動通報システムによる。

(2) 避難確保・浸水防止計画の作成等

避難確保・浸水防止計画の作成等については、「地域防災計画 基本・風水害編 第2章 災害予防計画 第2節 風水害予防計画 第1 洪水予防対策 3 警戒避難体制の整備 (2) 避難確保・浸水防止計画の作成等」のとおりとする。

5 排水施設等整備の推進《道路交通局道路課》

アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。

(資料編) 2-2-3 広島市公共下水道整備計画

2-2-4 広島市排水ポンプ場一覧表及び排水ポンプ場危険水位等連絡系統図

第4 土砂災害・宅地災害等の予防対策

1 がけ崩れ・山崩れ災害の予防対策

市域において、がけ崩れ・山崩れにより被害が生じることが予想される箇所は、県の調査結果によれば約5,000か所にも及んでいる。

こうした状況を踏まえ、次の事業を積極的に推進する。

(1) 急傾斜地崩壊対策事業等の推進《下水道局河川防災課》

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に規定する急傾斜地崩壊危険区域の指定要件を備えながら未指定となっている地区については、同区域の指定及び指定に伴う対策事業の推進を県に積極的に働きかける。

また、個人による急傾斜地の対策工事を支援するため、一定の要件を満たす所有者等が実施する対策工事費に対して補助金を支給する。

なお、市域における土砂災害警戒区域（急傾斜）は、県の調査結果によれば 5,074 か所（令和 6 年 9 月 26 日時点）となっている。

項 目	内 容	実 施 担 当
指定と指定に伴う対策事業の推進	指定の前提となる住民の同意の取付けについて側面的援助を行い、指定及び対策事業の推進を県に働きかける。	・下水道局河川防災課 ・各区地域整備課
指定地区における建築制限	建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)に基づく災害危険区域の指定により新築等の建築制限を行う。	・都市整備局建築指導課 ・各区建築課
備 考	急傾斜地崩壊危険区域の指定に伴う行為の制限、防災措置の勧告、改善措置の命令は、県において実施し、崩壊防止工事は、県及び市において実施する。	

(2) 治山事業の推進《経済観光局農林整備課》

崩壊林地に対する復旧治山事業、山地災害危険地区等における予防治山事業、機能の低下した保安林の整備等の推進を県に働きかけるとともに、本市においては県の治山事業を補完する小規模崩壊地復旧事業を推進する。

なお、市域における山地災害危険地区は、県の調査結果によれば 3,758 地区となっている。（資料編「山地災害危険地区総括表」参照）

(3) 公園法面防災事業の推進《都市整備局公園整備課》

市街地周辺の山地部緑地や市街地内の島状緑地に開設された公園緑地の危険箇所を把握し、計画的に法面防災事業を推進する。

(4) 道路法面防災事業の推進《道路交通局道路課》

道路利用者の安全な通行を確保するため、本市が管理する道路の法面について災害危険箇所を定め、計画的に法面崩壊の復旧や予防措置を推進する。

(5) 墓地法面防災事業の推進《健康福祉局環境衛生課》

本市が管理する墓地法面の危険箇所を把握し、計画的に法面防災事業を推進する。

(6) 啓発活動の推進《危機管理室災害予防課》

山・がけ地周辺の住民に対し、自主防災意識の啓発を図るため、防災教室の開催、防災パンフレットの配布、訓練等を積極的に推進する。

2 土石流災害の予防対策

市域における土砂災害警戒区域（土石流）は、県の調査結果によれば 2,776 か所（令和 6 年 9 月 26 日時点）となっている。

こうした状況を踏まえ、次の対策を積極的に推進する。

(1) 砂防事業の促進《下水道局河川防災課》

県に対し、土砂災害警戒区域（土石流）への砂防事業の促進について積極的に働きかける。

また、国が実施している「広島西部山系直轄砂防事業」及び「安芸南部山系直轄砂防事業」の促進についても積極的に働きかける。

(2) 啓発活動の推進《危機管理室災害予防課》

土砂災害警戒区域（土石流）を住民へ周知し、自主防災意識の啓発を図るため、防災教室の開催、防災パンフレットの配布、訓練等を積極的に推進する。

3 地すべり災害の予防対策《下水道局河川防災課、危機管理室災害予防課》

市域における土砂災害警戒区域（地すべり）は、県の調査結果によれば 5 か所となっている。

こうした状況を踏まえ、県に対し、地すべり防止事業の実施を働きかけるとともに、土砂災害警戒区域（地すべり）を住民に周知し、自主防災意識の啓発を図るため、防災教室の開催、防災パンフレットの配布及び訓練等を積極的に推進する。

4 宅地造成等による災害の予防対策《都市整備局宅地開発指導課》

(1) 宅地造成等による盛土等への規制と指導

令和3年7月に発生した静岡県熱海市における土石流災害を踏まえ、令和5年5月に宅地造成等規制法（宅造法）（昭和36年法律第191号）が宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）へと改正・改称されたため、本市では同法に基づき、令和7年4月に市内全域を宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域に指定し、宅地造成等による盛土等に対して同法に基づく規制へ移行した。

盛土規制法に基づく規制区域内において行われる盛土等に関する工事の許可に当たっては、同法及び広島市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（昭和55年広島市規則第28号）等に規定する技術的基準に従った擁壁、排水施設等の設置を課し、かつ、工事中の防災措置を義務付けている。

なお、令和6年10月現在、改正前の宅造法に基づく宅地造成工事規制区域内で工事中の宅地造成地は52か所、442.77haとなっている。（広島市水防計画別表第5「3 未完成の宅地造成地」参照）

こうした状況を踏まえ、盛土等による災害を防止するため、盛土等を行う関係者に対して、次の指導と規制を行う。

項 目	内 容	実施担当（根拠法令）
指 導	① 盛土等による工事の許可条件等の厳守と周辺地区への災害防止を指導するとともに、梅雨期、台風期等にパトロールを実施する。 ② 工事期間中の土砂流出、災害情報の伝達等について記載された計画書を提出させる。	・都市整備局宅地開発指導課 ・消防局警防課 ・各消防署 （宅地造成及び特定盛土等規制法 第22条・第23条 第41条・第42条 災害対策基本法 第59条）
勸 告	盛土等による災害防止のため、必要な措置をとることを勧告する。	
命 令	盛土等による災害発生のおそれ大きい場合に、必要な措置をとることを命令する。	

※ 擁壁や石垣等の築造又は改造、排水施設等の設置などの宅地防災工事の施工に際しては、多額の資金を要するため、これらの防災工事資金の一部として、住宅金融支援機構において、宅地等防災工事資金の融資を行っている。

(2) 既成宅地等に対する指導等

宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）に基づき、既存盛土等の分布や災害発生の危険性について調査を実施し、災害が発生するおそれがあるものについては、必要に応じ、宅地造成等による盛土等を行う関係者に対し、次の指導等を行う。

項 目	内 容	実施担当（根拠法令）
指 導	災害発生のおそれのある盛土等の状況把握に努め、必要に応じて現場指導を行う。	・都市整備局宅地開発指導課
勸 告	防災上危険な盛土等については、災害防止のため必要な措置をとることを勧告又は命令し、保安上危険な建築物については、移転、使用制限等必要な措置をとることを命令する。	・都市整備局宅地開発指導課 ・各区建築課 （宅地造成及び特定盛土等規制法 第22条・第23条 第41条・第42条 建築基準法 第10条）
命 令		

5 土砂堆積災害の予防対策《都市整備局宅地開発指導課》

(1) 土砂堆積等の規制

建設残土等土砂の処分による災害の発生の危険を排除するため、広島市土砂堆積規制等条例（平成16年広島市条例第36号）に基づき土砂の堆積等を規制することにより、土砂の崩壊、流出等による災害の発生を防止し、もって市民の生命、身体及び財産の保護を図る。

(2) 土砂堆積に対する措置命令等

土砂堆積による災害を防止するため、土砂堆積に関して次の措置命令等を行う。

項 目	内 容
指 導	① 土砂堆積の許可条件等の厳守と周辺地区への災害防止を指導するとともに、梅雨期、台風期等にパトロールを実施する。
	② 工事中の土砂堆積の関係者に対し、工事期間中の土砂流出、災害情報の伝達等について記載された計画書を提出させる。
土砂搬入禁止区域の指定等	土砂堆積による土砂の崩壊、流出等により市民の生命、身体又は財産を害するおそれがあると認められるとき、土砂の搬入を禁止する区域を指定し、土砂の搬入を禁止する。
命 令	広島市土砂堆積規制等条例の規定に違反した場合には、必要な措置をとることを命令する。
公 表	土砂の崩壊、流出等による災害の発生を防止するため必要があると認めるときは、違反者の氏名、違反等の事実を公表する。

6 警戒避難体制の整備《下水道局河川防災課、危機管理室災害予防課、危機管理室災害対策課、各区地域起こし推進課》

(1) 警戒避難体制

土砂災害防止法の規定に基づき、県知事により指定を受けた土砂災害警戒区域ごとに次の事項を定める。

ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項

イ 指定緊急避難場所等や避難路、避難経路に関する事項

ウ 市町村が行う土砂災害に係る避難訓練に関する事項

エ 土砂災害警戒区域内に立地する要配慮者利用施設の名称及び所在地（資料編2-2-10）

※ 対象となる要配慮者利用施設の定義は洪水と同様であり、これらの施設（所有者又は管理者に限る。）への土砂災害に関する情報は、広島市防災情報メール配信システム等により伝達する。

オ 救助に関する事項

カ 土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項（資料編2-2-9）

国又は県から、土砂災害防止法に基づき土砂災害緊急情報が通知された場合は、避難指示の発令等の検討を行うとともに、避難情報等を適切に住民へ周知する。

また、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について、市防災情報共有システム、地理情報システム（GIS）、ハザードマップの活用による防災情報の発信等により住民への周知を図る。

(2) 住民への周知

土砂災害から生命・身体の被害を防止するためには、住民自らが土砂災害に関する各種情報をあらかじめ把握し、緊急時に行政側からの避難情報に従うのみならず、自らの判断による場合を含め事前避難を行うことが重要である。このため、警戒区域における円滑な警戒避難が行われるよう平常時から住民の防災意識の向上を促すため以下に掲げる事項について、市ホームページ、市防災情報共有システム、地理情報システム（GIS）、住民説明会、防災講座、広報紙及びハザードマップの活用などあらゆる方法により、積極的に住民に周知するとともに住民の避難行動につながる仕組み・環境づくりに向けた取組を行う。

ア 土砂災害に関する情報

土砂災害警戒区域ごとに想定される土砂災害の発生原因となる自然現象の種類、土砂災害警戒区域の範囲等

イ 過去の土砂災害に関する情報

当該地域及びその周辺地域において、過去に発生した土砂災害の種類とそのときの降雨状況、被災状況等

ウ 土砂災害の発生のおそれを判断する雨量等に関する情報

土砂災害に関する危険性を推定し、警戒、避難を行う際の目安となる土砂災害

に関するメッシュ情報（危険度判定）や土砂災害警戒情報に関する情報の意味とその入手方法及びそれを入手した際にとるべき基本的な行動

エ 土砂災害の発生するおそれがある場合の避難に関する事項

高齢者等避難、避難指示の発令対象区域は土砂災害警戒区域を基本とすること、設定された避難経路、指定緊急避難場所の所在、サイレン等の設置位置、電話連絡網等の土砂災害の発生するおそれがある場合の住民への情報伝達方法、避難のためのマニュアル等

(3) 避難確保計画の作成等

資料編 2-2-10 に掲げる要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画（以下「避難確保計画」という。）を作成し、市長に報告する。

また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行い、その結果を市長に報告する。

本市は、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

- (資料編) 2-2-5 小規模崩壊地復旧事業計画
 2-2-6 公園法面防災事業計画
 2-2-7 道路法面防災事業計画
 2-2-9 土砂災害警戒区域指定地区と警戒避難体制
 2-2-10 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する
 法律第8条第1項第4号に規定する施設
参考5 広島市宅地等防災工事資金融資要綱

第5 風害予防対策

台風に伴う強風や突風等による被害を最小限にとどめるため、次の対策を講じる。

1 予防広報《危機管理室災害予防課、消防局予防課》

台風シーズンや強風が予想されるときは、風害予防対策の実施を広く市民に呼びかける。

- (1) 看板、アンテナ等の固定・補強
- (2) 瓦、窓、扉、塀等の点検・補修
- (3) 飛散、落下するおそれのあるものの固定・補修・除去
- (4) 樹木の剪定・支柱の補強
- (5) 気象情報への注意
- (6) 外出する場合の注意
- (7) 電線の断線等への注意
- (8) 火災予防
- (9) 車両運行上の注意

2 樹木対策（街路樹・公園樹等）《都市整備局公園整備課》

- (1) 植栽後3年末満のもの及び被害を受けやすい樹木の剪定及び支柱・添竹による補強・結束等により、倒木の予防措置を図る。
- (2) 巡回パトロールによる点検を実施し、倒木のおそれのある樹木の把握及び倒木の予防措置を図る。

3 屋外広告物及び道路占用物件対策《都市整備局都市計画課、道路交通局道路管理課》

倒壊、落下又は飛散等により、人・建物等に被害を与え、又は被害を拡大させると予想される屋外広告物や道路占用物件については、点検パトロールにより実態把握を行い、物件の設置者、又は管理者に必要な防止措置を講じるよう指導を徹底する。

また、物件の設置申請時に、風に対する安全措置の指導を図る。

4 建築物対策《都市整備局建築指導課、各区建築課》

建築物防災週間等を利用して、建築物の所有者又は管理者に対して、風により倒壊・落下又は飛散するおそれのある設備等の安全対策を呼びかける。

5 公共工事・公共施設対策《都市整備局営繕課・設備課、道路交通局街路課》

本市の関係する工事や公共施設については、設計段階から風害対策を考慮するとともに、点検パトロール等により必要な措置を講じ、人・建物等への被害の発生を防止する。

6 電柱・電線等対策《道路交通局道路管理課・道路課》

中国電力ネットワーク㈱、西日本電信電話㈱等の電柱・電線の設置者に対して、風害対策の強化を働きかけるとともに、電線類の地中化事業の促進を図る。

7 危険物施設等保安対策《消防局指導課》

危険物施設等の倒壊等による災害を防止するため、査察等を通じて、定期点検等の励行等を指導し、法令基準に従った危険物施設等の適正な維持管理を図る。

8 フェンス・ブロック塀等対策《都市整備局建築指導課、各区建築課》

フェンス・ブロック塀等の倒壊等による被害を防止するため、建築物防災週間等に点検査察を実施し、必要なものについては、改善指導を行うとともに、技術的な指導・相談等に応じ、改善の促進を図る。

9 農林水産物対策《経済観光局農政課・農林整備課・水産課》

気象情報についての注意を呼びかけるほか、農林水産業用施設等の補強、農作物の倒伏等への対応指導を行う。

10 船舶及び木材流出対策《下水道局河川防災課、危機管理室災害対策課》

河川等に係留する船舶及び貯木場の管理の徹底を関係機関に要請するとともに、警戒巡視を実施し、流出に伴う災害の未然防止を図る。

11 高潮対策《危機管理室災害対策課、各消防署、各区》

台風及び強風に伴う高潮については、警戒巡視を実施し、防潮扉の管理等必要な措置を関係機関に要請する。また、高潮に伴う浸水について市民に注意を呼びかける。

第6 雪害予防対策

《道路交通局道路課》

道路の積雪及び凍結は、交通渋滞及び交通事故発生の大きな原因となることから、次の予防対策を講じる。

1 除雪対策

積雪量 20 cm 以上（ただし、積雪寒冷特別地域である佐伯区湯来町及び杉並台については、積雪量 15 cm 以上とする。）及びその後の気温が 0℃ 以下の場合、交通量等を考慮した特定の路線（国道・県道等）について除雪を行う。

2 凍結防止対策

橋梁、日陰のカーブ又は勾配の急な場所等特に凍結の起こり易い箇所及び危険な箇所については、各区において事前に凍結防止資材を設置する。

また、路線バスについては、事前に車両に凍結防止資材を積み込む。

第7 道路における災害の予防対策

《道路交通局道路管理課・道路課》

1 道路交通の安全のための情報の充実

本市（道路交通局）は、気象庁からの気象、地象、水象に関する情報を有効に活用できる体制の整備を図るとともに、道路施設等の異常を迅速に発見し、その応急対策を実施するため、情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合、道路利用者にもその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

2 道路施設等の整備

本市（道路交通局）は、所管する道路における災害を予防するため、道路施設等の点検を通じた現況の把握及び必要な施設・体制の整備に努める。

また、道路防災対策事業等を通じて、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。

3 迅速かつ円滑な災害応急対策・災害復旧への備え

本市（道路交通局）は、施設・設備の被害情報の把握及び災害応急対策を行うため、広島市災害協力事業者制度の効果的な運用を図るとともに、民間団体との協力体制も含めた体制及び資機材の整備を進める。

また、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため複製を別途保存しておくよう努める。

第8 地下空間における災害の予防対策

《危機管理室災害予防課》

ビルの地下階、地下街、地下通路等の地下空間は、①地上の気象の変化がわかりにくい、②排水能力を超えた場合には天井まで冠水する可能性がある、③避難経路が限られている、④停電した場合には暗闇となる、などの災害対策上の特殊性がある。

このため、市民への防災パンフレットの配布等により、地下空間特有の危険性を周知し、防災意識の高揚を図る。特に、地下空間の管理者、建築物の設計に携わる者に対しては、被害防止及び避難のために必要な措置を講じるよう啓発を行う。

また、地下街等の施設管理者や関係機関においては、相互が連携し、防災対策について十分な協議を行い、①危険性の周知・啓発、②情報連絡、③浸水防止対策、④避難対策等に係る体制を整備する。

第9 ライフラインにおける災害の予防対策

1 地下埋設物についての安全管理体制の確立《道路交通局道路管理課》

水道管、下水道管、電話線、高圧電線、ガス管等（以下「地下埋設物」という。）を管理する団体は、地震や、地下埋設物に係る新設、補修、改修等の工事（以下「地下埋設物工事」という。）等に起因する災害の発生を未然に防止するため、自ら地下埋設物に関する安全管理体制を確立し、沿道住民及び道路通行者の安全確保を図る。

2 道路工事等との調整及び周知の徹底《道路交通局道路管理課・道路課》

地下埋設物工事の施工者は、道路工事計画及び他の地下埋設物工事計画と調整したうえで地下埋設物工事の計画を策定するとともに、適宜、道路管理者、他の地下埋設物管理者と道路占用連絡調整会議において調整のうえ、消防署、警察署等と緊密な連絡を図る。

3 地下埋設物工事の施工方法についての協議の徹底《道路交通局道路管理課・道路課》

地下埋設物工事の施工者は、掘削により露出する他の地下埋設物の防護その他の工事の施工方法について、道路管理者及び他の地下埋設物管理者と事前に協議し、管理責任を明確にし、災害の発生防止に万全を期する。特に、ガス管に係る工事においては、ガス爆発事故防止に関する建設省通達に基づき、ガス爆発事故の防止措置を講じる。

4 地下埋設物の正確な設置状況の把握《道路交通局道路管理課・道路課》

道路管理者は、地下埋設物の正確な設置状況を常に把握しておく。

地下埋設物の管理者は、自己の管理する地下埋設物に関する台帳及び図面を整備し、工事の都度、関係の台帳及び図面を修正するとともに、当該図面を添えて速やかにその旨を道路管理者に届ける。

5 地下埋設物共同溝の設置の促進《道路交通局道路課》

数種の地下埋設物を蔵する場所においては、必要に応じて地下埋設物共同溝の設置の促進を図る。

6 復旧活動支援体制の整備《危機管理室》

(1) 関係機関との調整

広島市ライフライン連絡調整会議を設置し、災害発生後の円滑な応急対策及びライフラインの迅速かつ効率的な復旧を図り、広島市災害対策本部及びライフライン関係機関相互の情報交換、協議調整等を行う。

(2) 復旧活動支援拠点の候補地の確保

大規模災害時におけるライフラインの早期復旧を図るための活動支援拠点としてあらかじめ候補地を指定し、災害発生時には、施設管理者と協議のうえ使用する。

なお、ヘリコプターや大型車両の運用、資機材保管スペース等を考慮した候補地の追加確保に取り組む。

区 分	候補地
南 区	広島競輪場（周辺駐車場）
西 区	草津公園
安佐南区	沼田運動広場 太田川河川敷川内グラウンド・安佐大橋駐車場（太田川右岸・安佐大橋下流側） 広島修道大学第一駐車場、奥畑防災調整池公園
安佐北区	太田川河川敷小田グラウンド・小田第二駐車場（太田川左岸・口田南一丁目） 中国電力㈱南原研修所（多目的グラウンド等）、寺山公園
安 芸 区	矢野南三丁目市有地
廿日市市	廿日市市宮園野球場
熊 野 町	熊野町民グラウンド

（注） 廿日市市が被災した場合は沼田運動広場を、熊野町が被災した場合は矢野南三丁目市有地を候補地と位置付ける。

第10 孤立集落における災害の予防対策

災害発生時において、道路が寸断されるなどの被害が生じた場合に孤立が想定される集落の把握や次の対策の推進に努める。

- 1 孤立が想定される集落に生活する住民に対する水や食料の備蓄の啓発
- 2 防災行政無線等の情報通信手段の確保等
- 3 救助、救援体制の確立

第3節 火災予防計画

《消防局総務課》

火災を未然に防止するための予防指導及び予防査察の実施、火災の発生に対処してその被害を最小限にとどめるために必要な組織及び施設の整備等については、広島市消防計画の定めるところによる。（実施担当：消防局総務課・職員課・消防団室・施設課・警防課・救急課・予防課・指導課）

（資料編） 広島市消防計画

第4節 都市の防災構造化の推進

第1 不燃建築物の建築促進

都市の不燃化を促進するため、次の対策に積極的に取り組む。

項 目	内 容	実施担当（根拠法令等）
1 防火地域・準防火地域の適正な指定	都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく防火地域・準防火地域の適正な指定に努め、建築物の不燃化を促進する。	都市整備局都市計画課 (都市計画法、建築基準法)
2 市街地再開発事業の促進	低層の木造建築物等が密集し、効率的な土地利用がなされていない市街地において、不燃化された共同建築物の建築などを促進し、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る。	都市整備局都市機能調整部 (都市再開発法)
3 市営住宅建替事業	木造市営住宅の建替により、不燃化を促進する。	都市整備局住宅政策課、 住宅整備課 (公営住宅法)

第2 都市計画道路の整備

《道路交通局街路課》

都市計画道路は都市防災上必要な防火帯・避難空間の役割があり、災害発生時には、①避難場所等への安全な移動のための避難路、②消火・救護のための通行路、③災害復旧のための活動空間として機能することとなる。この点を十分配慮して都市計画道路の整備を行う。

（資料編） 2-4-1 都市計画道路整備中路線

第3 公園緑地の整備

《都市整備局公園整備課》

公園や緑地は、災害時において市民の避難場所、あるいは応急救助活動及び物資集積等の基地として活用することのできる重要な施設である。この点を十分配慮して計画的に公園緑地の整備を行う。

（資料編） 2-4-2 公園緑地整備計画

2-4-3 公園緑地一覧表

第4 安全・安心な居住環境の確保

《都市整備局都市計画課》

居住区域における土砂災害や洪水等による被害を防止するため、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたって、ハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を同計画に位置付け、安全・安心な居住環境の確保を目指す。

第5 所有者不明土地の活用等

《危機管理室、都市整備局都市整備調整課》

所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

第5節 防災拠点施設等の機能確保及び防災施設・設備等の整備

第1 防災拠点施設等の機能確保

《危機管理室、各市有建築物管理担当課》

災害対策本部、代替本部、区役所、消防署所及び病院等の防災拠点となる施設・設備は、災害時の応急・復旧対策を実施するために重要な役割を担う施設である。このため、災害発生時に迅速かつ円滑な応急・復旧体制がとれるよう、防災拠点施設等の安全性及び機能の確保を図るものとする。

1 防災拠点施設

(1) 「発災直後から災害対応の中核となる施設」

区 分	確保すべき機能	具 体 的 施 設
災害対策本部	○ 災害対応の中核機能	市役所本庁舎、区役所
情報収集・伝達拠点	○ 地域住民に正確な情報を伝達するとともに、災害に係る情報を災害対策本部と受伝達する機能	市役所本庁舎、消防局、区役所、水道局、消防署所、水道局管理事務所、浄水場、広島市総合防災センター、指定緊急避難場所、指定避難所、国・県・公共機関等の防災関係施設
消防拠点	○ 消防活動を行う拠点としての機能	消防署所、消防航空隊基地、消防団車庫
保健・医療・救護拠点	○ 医療・救護機能 ○ 保健衛生管理機能 ○ 遺体の収容及び火葬機能 ○ 障害児の支援機能	保健所、保健センター、救護所、災害拠点病院、舟入市民病院、似島診療所、火葬場、こども療育センター

(2) 「被災市民の生活維持に必要な施設」

区 分	確保すべき機能	具 体 的 施 設
避難場所等	○ 避難場所等としての機能 ○ 避難者の収容機能	指定緊急避難場所、指定避難所
救援物資備蓄拠点	○ 食料・生活必需品・災害対策用資機材等の物資を備えておく機能	指定避難所となる市立小中学校等、広島サッカースタジアム防災倉庫、広島市民球場防災備蓄倉庫、広島市総合防災センター倉庫
輸送拠点	○ 各種物資の輸送端末地となる機能	東部市場、中央市場・草津岸壁・草津漁港、広島ヘリポート、広島港宇品地区・宇品内港地区、太田川河川敷
救援物資補給輸送拠点（2次拠点）	○ 食料・飲料水・生活必需品・医薬品等救援物資の受入及び集配場としての機能	協定等を締結している民間団体が提供可能な施設、広島みなと公園・メッセコンパシオン等交流施設用地一帯、広島広域公園一帯、東区スポーツセンター・広島市総合屋内プール、安佐北区スポーツセンター
災害ボランティア活動拠点	○ 災害ボランティアの活動拠点としての機能	広島市総合福祉センター、各区地域福祉センター、公民館
給水拠点	○ 飲料水・生活用水を供給する拠点としての機能	浄水場、緊急遮断弁設置配水池、飲料水兼用型耐震性防火水槽設置場所、指定緊急避難場所、指定避難所

(3) 「災害復旧に必要な施設」

区 分	確保すべき機能	具 体 的 施 設
廃棄物処理拠点	○ 生活ごみや下水等の廃棄物を処理する拠点としての機能	水資源再生センター、ポンプ場、農業集落排水処理施設、清掃工場、資源ごみ選別施設、大型ごみ破碎処理施設、埋立地

2 防災拠点施設・設備等の安全性の確保

防災拠点施設・設備等については、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等に配慮しつつ整備に努めるとともに、地震に強い施設整備や耐震診断、耐震補強等を行い、これを良好な状態に保つよう努める。

また、防災拠点施設には、災害時における用途に付随する食料、飲料水及び応急活動用資機材等の適正な備蓄及び調達体制を整備する。

なお、これらの防災拠点施設が被災した場合には、迅速な機能回復を図る。

この場合の防災拠点施設の応急復旧優先度は次のとおりとする。

【優先度1】：最も緊急性の高い「発災直後から災害対応の中核となる施設」

【優先度2】：緊急性の高い「被災市民の生活維持に必要な施設」

【優先度3】：「災害復旧に必要な施設」

3 災害対策本部機能の確保

市災害対策本部が設置される市役所本庁舎、区災害対策本部が設置される区役所庁舎が災害により被害を受け、機能の喪失又は低下が生じた場合に備え、当該庁舎内や他の施設に代替機能を確保するなど必要なバックアップ対策に努める。

なお、市役所本庁舎が使用できない場合の代替災害対策本部は安佐南消防署とする。

今後の地震被害想定等を踏まえて、新たな代替施設の必要性などについて検討を行う。

4 給水の確保対策

防災拠点施設、避難所及び医療施設等における給水の確保対策は、各々の拠点となる防災関係機関と水道事業管理者が次のとおり分担して行う。

(1) 防災関係機関

ア 自己の所有する給水装置について、耐震性の再点検を行い、必要に応じて補強対策を講じるよう努める。

イ 水道管の破損や停電等による長時間の給水停止に備え、平常時から飲料水の備蓄・調達体制の整備に努める。

ウ 指定緊急避難場所等に飲料水兼用型耐震性防火水槽を設置するよう努める。

エ 避難所及び医療施設等には、仮設水槽、ポリ容器、飲料水用ポリ袋等をあらかじめ常備し、応急給水の受入れに万全を期すよう努める。

なお、建物内の受水槽で応急給水を受けようとする場合には、非常用発電機、揚水設備、応急給水用具等をあらかじめ常備しておく。

オ 人命に係わる救急告示病院及び人工透析が必要な患者を診療する医療機関については、給水管に耐震管を布設する等の措置を講じるよう努める。

(2) 水道事業管理者《水道局企画総務課》

応急活動のシステム化と広域的応援体制の確立を図り、迅速な応急活動に努める。

5 停電対策

停電時における関連施設・設備の機能を確保するため、自家発電設備等の整備を図る。

なお、機能の維持・確保に支障を生じない期間（最低3日間程度）の発電が可能となるよう燃料の確保に努めるとともに、災害対策本部が設置される防災拠点施設等への燃料の供給要請等を円滑に行うためのデータベースを整備する。

また、建物の更新時等に、自家発電設備その他の電気設備の浸水対策等を行う。

第2 防災施設の整備

《危機管理室災害予防課、消防局予防課》

災害時における地域の応急対策活動の拠点となり、また平常時における住民の自主防災意識の高揚を図るための防災教育・訓練の場となる広島市総合防災センターの充実及び防災資機材等を備蓄する防災倉庫の整備を図る。

第3 防災設備の整備

《危機管理室災害対策課》

1 気象観測設備等の充実

気象情報等を正確、詳細かつ迅速に収集するため、国、県をはじめとする関係機関に観測設備の充実を働きかけるとともに、本市としても集中豪雨等の局地的な気象資

料等を得るため、雨量、風向、風速、温・湿度等の観測設備の充実を図る。

2 通信連絡設備の充実

災害時における各種情報の収集・伝達を迅速かつ的確に行えるよう、防災行政無線や専用電話設備等の通信連絡設備の充実を図る。

第4 防災資機材等の整備・調達

《危機管理室災害予防課、危機管理室災害対策課、消防局消防団室・施設課・警防課》

1 安全装備品の整備

本市職員及び消防団員の災害現場活動における安全管理対策として、救命胴衣等の安全装備品を整備するものとする。

2 水防資機材の整備・調達等

水防資機材の整備、調達、輸送その他運用に関しては、「広島市水防計画」の定めるところによる。

3 消防資機材の整備・調達等

消防資機材の整備、調達、輸送その他運用に関しては、資料編「広島市消防計画」の定めるところによる。

4 防災資機材の備蓄・整備等

本市が備蓄する防災資機材の現況は、資料編「2-5-4 防災資機材備蓄状況」のとおりであるが、今後一層の充実を図る。

5 災害応急救助物資の備蓄・調達等

災害応急救助物資の備蓄、調達、配給、輸送方法については、各局・区において、あらかじめ物資・資材の生産業者、集荷業者、販売業者、配給業者、輸送機関等と緊密な協力関係を樹立するよう努める。

(資料編) 2-5-1 食料生活必需品の備蓄状況

2-5-4 防災資機材備蓄状況

第5 消防力等の整備

《消防局総務課・施設課》

消防力等の整備については、資料編「広島市消防計画」の定めるところによる。

第6節 避難体制の整備

第1 避難場所等の確保

《危機管理室災害予防課、各区地域起こし推進課》

災害時における被災者の避難を円滑にし、災害から市民の生命の安全を確保するため、災害に対して安全な建物、公園広場等を避難場所等として確保する。

第2 避難場所等の定義

《危機管理室災害予防課》

災害時の避難場所等の定義は、次のとおりとする。

なお、指定緊急避難場所及び指定避難所については、市域外からの避難者受入場所や、災害時の公共交通機関の停止等により帰宅が困難となった者を一時的に受入れる帰宅困難者一時滞在場所としても活用できるものとする。

1 指定緊急避難場所

災害対策基本法 49 条の 4 で規定するもので、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、その危険から逃れるための施設又は場所である。

なお、指定緊急避難場所のうち車による避難及び車中での滞在を基本とする施設については、車中避難用指定緊急避難場所とする。

2 指定避難所

災害対策基本法第 49 条の 7 で規定するもので、自宅の倒壊・焼失等に伴い生活の

場を失った被災者の臨時的な宿泊・滞在の施設である。

3 浸水時緊急退避施設

津波や洪水、高潮等による浸水が発生し、又は発生するおそれがある場合において逃げ遅れた市民等の緊急一時的な退避施設である。

4 車中一時避難場所

常時開放又は必要に応じて開放され、車による避難及び車中での滞在が可能な場所又は施設である。

第3 避難場所等に必要な機能

《危機管理室災害予防課》

避難場所等に必要な機能は、次の表のとおりである。

区 分	指定緊急避難場所	指定避難所
① 避難機能	○	○
② 情報収集・伝達機能	○	○
③ 保健・医療・救護機能		○
④ 応急対策活動支援機能	○	○
⑤ 備蓄機能	○※	○
⑥ 物資供給機能		○
⑦ 災害ボランティア活動機能		○
⑧ その他の機能（臨時ヘルプ・駐車場）	○	○

※一部の指定緊急避難場所に限る。

第4 避難場所等の基準

《危機管理室災害予防課、各区地域起こし推進課》

1 指定緊急避難場所

(1) 指定緊急避難場所の定義等

災害が差し迫った状況や発災時において確実に開放でき、かつ、運営要員の派遣等が本市主導で行えるように、原則として市有の施設又は場所の中から本市が指定する。

また、災害時の指定緊急避難場所として使用の承諾が得られた公共施設又は民間施設等についても指定することができる。

(2) 災害種別ごとの指定基準

ア 洪水

洪水浸水想定区域外の施設又は洪水浸水想定区域内の施設で次のとおり想定される浸水深に応じ上階に避難スペースを有する施設とする。

- ・ 浸水深が3 m未満の区域の施設は、2 階以上の階
- ・ 浸水深が3 m以上5 m未満の区域の施設は、3 階以上の階

イ 土砂災害

土砂災害防止法に基づき広島県知事が公示した「土砂災害特別警戒区域」又は「土砂災害警戒区域」外の施設であること。ただし、「土砂災害特別警戒区域」内の建築基準法施行令第80条の3の基準を満たす施設、「土砂災害警戒区域」内の極力強固な構造などを備えている、又は2階以上に避難スペースを有する鉄筋コンクリート造等の施設は指定することができる。

ウ 高潮

高潮浸水想定区域図※における浸水想定区域外の施設又は浸水想定区域内の施設で次のとおり想定される浸水深に応じ上階に避難スペースを有する施設とする。

- ・ 浸水深が2 m未満の区域の施設は、2 階以上の階
- ・ 浸水深が2 m以上5 m未満の区域の施設は、3 階以上の階

なお、これ以外の施設であっても、気象台が発表する「潮位の予想」又は現状況に基づき、浸水しないと見込まれる施設は避難場所として開設することができる。

※ 平成19年度、国土交通省中国地方整備局太田川河川事務所と広島県が伊勢湾台風規模の台風が満潮時に広島を通過した場合を想定して共同作成したものであり、その想定潮位はTP4.4 mとなる。

エ 地震

- (ア) 新耐震設計基準（昭和56年6月1日施行）に適合していること、または、耐震性診断により耐震性が確認された建築物であり、当該建築物又はその周辺に地震が発生した場合において人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある建築物、工作物その他のものがないこと。
- (イ) 公園などのまとまった空地であること。

オ 津波

広島県津波浸水想定図※に基づく津波災害警戒区域外の施設又は場所であること。

なお、施設については、新耐震設計基準（昭和56年6月1日施行）に適合していること。または、耐震性診断により耐震性が確認された建築物であり、原則として鉄筋コンクリート造、又は鉄骨鉄筋コンクリート造であること。

※ 平成24年度、広島県が最大クラスの津波（南海トラフ巨大地震）及び津波到達時間が短い津波（瀬戸内海域活断層等）を想定して作成したものであり、南海トラフ巨大地震による津波の高さは3.6m（海岸線における最高の津波水位を標高で表示）と想定されている。

カ 大規模な火事

火災が延焼拡大した場合の最終的な避難場所であり、原則として次の基準に基づき、本市が選定するものとする。

- (ア) 火災が延焼拡大すると想定される市街地及びこれに準じる地域とする。
- (イ) 大火時の輻射熱を考慮して、有効面積が概ね1ha以上確保できる場所とする。
- (ウ) 避難地域内に危険物施設や延焼のおそれがある木造建築物等が存在しない。
- (エ) 避難空地として概ね2ha以上の平らな土地とする。ただし、次に掲げる場合は、それぞれ別の空地とみなす。
 - ・ 空地間に通り抜けできる道路がある場合。ただし、当該道路から専ら当該空地への進入のために使用されるものを除く。
 - ・ フェンス、塀等により区画され、相互に通行ができない場合。
- (オ) 収容人員の算定については、有効面積1㎡当たり1人とする。
- (カ) 避難対象地区は、大規模災害時には臨機応変の対応が必要であるため指定しない。
- (キ) 選定にあつては、避難可能区域の目安を歩行距離2km以内とする。

キ 内水

広島市浸水（内水）予測図※に基づき、次のとおりとする。

- (ア) 浸水想定区域外の施設及び浸水深が0.1m未満の施設は、1階以上の階
- (イ) 浸水深が0.1m以上2m未満の区域の施設は、2階以上の階
- (ウ) 浸水深が2m以上5m未満の区域の施設は、3階以上の階

なお、これ以外の施設であっても、現地の状況に基づき、浸水しないと見込まれる施設は避難場所として開設することができる。

※ 広島市浸水（内水）ハザードマップによる

2 指定避難所

自宅の倒壊等により生活の場を失った被災者が当該小学校区内の施設に避難できることを基本として、本市が指定する。

小学校単位で収容力が不足する場合は、徒歩で避難可能な距離（2km以内）かつ隣接する小学校区の指定避難所で補完する。

市内デルタ部は、河川が被災者の行動を分断する最大の要素であるため、落橋等により島間の移動ができない場合も避難所を確保できるよう、島単位で必要な収容力を確保する。

また、施設の耐震補強、避難所に必要な機能整備、運営要員の派遣等が本市主導で効率的に行えるよう、市有施設を中心に指定※する。

ただし、市有施設が不足する場合は、国公立の施設を追加指定し、さらに不足する場合は、大規模な収容施設を有する民間施設（教育機関等）を指定する。

なお、災害による被害が小規模かつ限定的で、避難者が少数の場合には、指定緊急避難場所を指定避難所として開設することができる。

※ 指定基準

- ① 被災者等を滞在させるため必要かつ適切な規模のものであること。
- ② 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布できる構造又は設備を有すること。
- ③ 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。
- ④ 車両その他運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあること。

指定避難所が開設され、そこでの避難生活を送ることが困難な要配慮者がいる場合は、「福祉避難所の設置及び管理運営に係る協定」を締結している福祉施設等の中から福祉避難所を設置し、受入れを要請する。

3 浸水時緊急退避施設

津波や洪水、高潮等による浸水想定区域内に所在する建築物で、次の要件に適合する建築物を施設管理者等との協定締結により指定し、「浸水時緊急退避施設」を表す標識の設置等により周知を図る。

- (1) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で地上4階建以上の建築物であること。
- (2) 新耐震設計基準（昭和56年6月1日施行）に適合していること、または、耐震診断等により耐震性が確認された建築物であること。
- (3) 地上4階以上の高さに、緊急一時的に退避できる場所（廊下や階段、集客スペース等で、その合計面積が概ね100㎡以上）を有すること。
- (4) 緊急退避時に、容易に退避可能な構造（管理体制等を含む。）を有すること。

4 車中一時避難場所

公園や公共施設駐車場のほか、民間施設駐車場で、次の要件に適合する駐車場等を施設管理者等との協定締結により指定し、平時から当該施設の名称、住所、開設時期などを市ホームページ等により周知を図る。

- (1) 概ね30台以上駐車可能な自走式立体駐車場又は平面駐車場であること。
- (2) 避難者が利用可能なトイレを設けていること。
- (3) 災害時は、施設の状況に応じて常時開放又は必要に応じて開放されること。

第5 浸水（洪水、内水、高潮、津波）からの住民の避難

《危機管理室災害予防課、各区地域起こし推進課、各消防署》

- 1 浸水などにより、本市が開設した指定緊急避難場所への避難に危険が伴う場合は、近くの浸水時緊急退避施設や堅固な建築物の上階等に緊急退避し、状況が落ち着くのを待って、より安全な場所へ移動する。

なお、洪水・浸水（内水）ハザードマップ、市防災情報共有システム、地理情報システム（GIS）の防災情報等を活用し、日頃から地域の浸水想定状況を把握の上、浸水時緊急退避施設や一時的な緊急避難先とする堅固な建築物の所在や避難経路等を確認しておく。

- 2 浸水時緊急退避施設や堅固な建築物への避難に協力を得るため、自主防災組織等を中心に日頃から建築物の管理者や居住者等を交えた地域ぐるみの避難体制の確立に取り組む。

また、浸水が想定される地域において、自主防災組織等が主体となって防災マップの作成や浸水時緊急退避施設の確保に取り組み、浸水時の避難体制を整備するとともに、印刷物の配布や避難訓練等を通じて地域住民等へ周知する。

第6 自主避難の際の避難先

《危機管理室災害予防課、各区地域起こし推進課》

気象等の状況に応じて住民等が自ら危険性を判断して避難（以下「自主避難」という。）する場所は、原則として各自があらかじめ探しておく知人宅等とするが、自主

避難する場所が確保できない者に対し、本市は、避難可能な最小限の施設の提供に努める。

第7 在宅避難者等及び車中生活を送る避難者への支援

《危機管理室、各区地域起こし推進課》

在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

第8 多様な避難所の確保

必要があれば、あらかじめ指定した施設以外についても、災害に対する安全性を確認のうえ、管理者の同意を得て避難所として開設する。

また、自主防災組織等は、浸水時緊急退避施設に加えて、必要に応じ、一時避難施設の確保に取り組む。

さらに、要配慮者や被災者の収容状況及び避難生活の長期化に配慮し、公的宿泊施設、旅館及びホテル等を避難先として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

また、各施設所管課等は、所管施設内における避難者のための生活スペースの確保に努める。その際、要配慮者等の状況に応じ、教育目的の使用との調整をあらかじめ図った上で、空調設備が整った教室等の活用を考慮する。

第9 指定緊急避難場所等の開錠

《危機管理室災害予防課、各区地域起こし推進課、各市有建築物管理担当課》

指定緊急避難場所及び指定避難所の開錠については、施設管理者等（派遣職員を含む）による開錠を原則とする。ただし、気象、災害等の状況により施設管理者等による開錠が困難な場合に備えて、地元自主防災組織による開錠が行えるように、複数人に鍵を寄託するなどの体制を整備するほか、自主防災組織及び地域内の他の団体との連携を密にし、開錠体制の充実を図るとともに、定期的な開錠訓練を行うなど、迅速な開錠が行える体制を整える。

第10 指定避難所等の防災機能の強化

《危機管理室災害予防課・災害対策課》

大規模な火事に適合する指定緊急避難場所付近における火災の延焼拡大を阻止し、避難住民の安全を確保するとともに、避難住民の飲料水を確保するための飲料水兼用型耐震性防火水槽を維持管理する。また、必要に応じ、指定緊急避難場所への保存食料等の備蓄について検討を進める。

さらに、指定緊急避難場所及び指定避難所における感染症対策を適切に実施するため、従前から指定避難所等へ備蓄している物資に加え、非接触型体温計や専用スペース確保用の自立型テント、フェイスシールド、ゴム手袋などの感染症対策物資を備蓄する。

また、指定避難所においては、災害時に速やかにタブレット端末等を配備し、関係事業者と連携してインターネットを活用した情報収集体制を整備するとともに、電力容量の拡大など防災拠点としての機能整備について検討を進める。

（資料編） 2-5-2 感染症対策物資の備蓄状況

第11 避難誘導體制の確立

《危機管理室災害予防課、各区地域起こし推進課》

大規模な火事に適合する指定緊急避難場所に案内標識を設置するとともに、避難路を選定し、速やかに避難ができるよう平素から住民に避難誘導アプリや防災マップの

周知を図り、災害種別ごとに避難すべき場所が異なることについての住民の理解を深め、災害時の迅速・的確な避難行動の確保を図ることを目的とし、指定緊急避難場所に災害種別ごとの適合表示をするとともに、津波、高潮の浸水想定区域内に立地する指定緊急避難場所については、災害種別ごとの適合表示にあわせ、海拔表示を行う。なお、表示に当たっては、日本工業規格に制定された指定緊急避難場所等のピクトグラムを使用した表示内容とする。

また、高齢者、障害者等自力で避難の困難な者に関しては、事前に援助者を決めておく等の支援体制の整備に努める。

第12 避難情報を住民の避難行動につなげるための取組

《危機管理室災害予防課・災害対策課、各区地域起こし推進課、各消防署》

1 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の対象区域の特定・整理

避難情報を住民の避難行動につなげるため、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を発令する対象区域の特定・整理を進める。

なお、災害種別ごとの対象区域は、次の考え方により整理を進める。

- (1) 土砂災害の場合は、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域とする。
- (2) 洪水、高潮及び津波については、浸水想定区域を基本として、対象区域の特定・整理を進める。
- (3) 対象区域の特定・整理に当たっては、自主防災組織と連携して区長及び消防署長が協議をして行うものとし、適宜、協議の上見直しを行う。

2 避難情報の伝達手段の充実

住民一人一人が、急激な気象変化や災害種別に応じた的確な避難行動がとれるよう、ハード・ソフトともに情報伝達手段の充実を図るための検討を行っていく。

第13 住民への周知

《危機管理室災害予防課、各区地域起こし推進課、各消防署、下水道局河川防災課、下水道局計画調整課》

災害時における住民の自発的な避難を容易にするため、本市の広報紙、各種ハザードマップ、市防災情報共有システム、地理情報システム（GIS）の活用による防災情報の発信、ホームページへの掲載、関係施設への掲出、防災教室等の利用、民間広報出版物への掲載、広島の地域特性を踏まえた防災意識啓発DVDの活用等により、住民に避難先の周知徹底を図る。

なお、住民に避難先を周知する際には、次の事項を併せて周知するものとする。

- 1 急激な気象の変化に伴う避難情報の場合は、指定緊急避難場所がまだ開設されていない場合があるため、指定緊急避難場所以外の安全な場所へ移動することが必要になる場合があること。
- 2 指定緊急避難場所やそれ以外の安全な場所へ避難するため、屋外を移動することがかえって危険である場合は、指定緊急避難場所への移動ではなく、安全な場所で待避することが必要になる場合があること。

第14 避難体制整備の推進

《危機管理室災害予防課、各区地域起こし推進課、各消防署》

区役所と消防署が連携・協力して、住民の避難行動につながる環境作りに積極的に取り組み、避難体制の整備を推進する。

なお、具体的な取組としては、自主防災組織の育成指導のほか、防災知識の普及啓発、警戒避難体制の整備、訓練の実施などのほか、避難情報の発令のための平時からの取組や、災害応急活動時の体制等について、事前の協議体制の構築などを行う。

対象区域の特定・整理に当たっては、自主防災組織と連携して区長及び消防署長が協議をして行うものとし、適宜、協議のうえ見直しを行う。

- (資料編) 2-6-1 福祉避難所一覧表
 2-6-2 浸水時緊急退避施設一覧表

指定緊急避難場所一覧表（風水害）

災害種別の欄の「○」印は、その災害に対する避難場所として、指定していることを示しています。

表中の高潮、洪水の○付数字については、当該施設が浸水想定区域内に所在するため、その数以上の階を避難スペースとして活用できることを示しています。

番号	小学校区	名称	行政区	所在地	避難場所	階数	災害種別		
							土砂	高潮	洪水
1	白島	白島小学校	中区	西白島町26-3	体育館・教室	4	○	○	○
2	白島	中央公民館	中区	西白島町24-36	視聴覚室等	4	○	○	○
3	白島	白島児童館	中区	西白島町26-30	遊戯室	2	○	○	○
4	白島	白島集会所	中区	西白島町9-17	集会室	2	○	○	○
5	白島	基町高等学校	中区	西白島町25-1	体育館・教室	4	○	○	○
6	基町	基町小学校	中区	基町20-2	体育館・教室	4	○	○	○
7	基町	基町児童館	中区	基町19-7	遊戯室	1	○	○	○
8	基町	基町中央集会所	中区	基町19-6	集会室	2	○	○	○
9	基町	基町保育園	中区	基町20-5	保育室	2	○	○	○
10	基町	基町幼稚園	中区	基町20-3	教室	1	○	○	—
11	基町	広島サッカースタジアム(エディオンピースウイング広島)	中区	基町15-2-1	コンコース等	7	○	○	○
12	幟町	幟町小学校	中区	幟町3-10	体育館・教室	3	○	②	○
13	幟町	幟町中学校	中区	上幟町6-29	体育館・教室	3	○	②	○
14	幟町	幟町児童館	中区	幟町3-49	遊戯室	2	○	②	○
15	袋町	袋町小学校(袋町児童館含む)	中区	袋町6-36	体育館・教室	4	○	②	○
16	袋町	国泰寺中学校	中区	国泰寺町一丁目1-41	体育館・教室	3	○	②	②
17	袋町	国泰寺集会所(袋町学区会館)	中区	国泰寺町一丁目3-31	集会室	2	○	—	②
18	袋町	広島みらい創生高等学校	中区	大手町四丁目4-4	体育館・教室・武道場	4	○	②	②
19	袋町	大手町第一公園集会所	中区	大手町二丁目5-24	集会室	3	○	○	○
20	竹屋	竹屋小学校	中区	鶴見町8-49	体育館・教室	3	○	③	○
21	竹屋	竹屋公民館	中区	宝町3-15	ホール・研修室等	2	○	—	○
22	竹屋	竹屋保育園	中区	鶴見町11-25	保育室	2	○	—	○
23	千田	千田小学校	中区	東千田町二丁目1-34	体育館・教室	3	○	③	②
24	千田	中区スポーツセンター	中区	千田町三丁目8-12	大・小体育室	5	○	③	②
25	千田	健康づくりセンター	中区	千田町三丁目8-6	5階研修・会議室	6	○	③	②
26	千田	工業技術センター	中区	千田町三丁目8-24	本館3階・本会議室	4	○	③	○
27	千田	千田学区集会所	中区	平野町11-10	集会室	2	○	②	○
28	千田	千田児童館	中区	東千田町二丁目1-23	遊戯室	2	○	—	②
29	千田	鷹野橋職員会館	中区	大手町五丁目6-3	体育ホール	2	○	②	②
30	千田	男女共同参画推進センター(ゆいぽーと)	中区	大手町五丁目6-9	ロビー、ホールほか	5	○	②	②
31	千田	南千田西集会所	中区	南千田西町2-10	集会室	2	○	—	②
32	中島	中島小学校	中区	加古町10-8	体育館・教室	4	○	②	②
33	中島	アステールプラザ(JMSアステールプラザ)	中区	加古町4-17	4階大広間	10	○	②	○
34	中島	広島国際会議場	中区	中島町1-5	会議室	3	○	②	○
35	中島	中島集会所	中区	羽衣町16-15	集会室	2	○	—	○
36	中島	文化交流会館(広島文化学園HBGホール)	中区	加古町3-3	ホール	7	○	②	○
37	中島	広島刑務所	中区	吉島町13-114	鍛錬場・職員待機所	2	○	②	○
38	吉島東	吉島東小学校	中区	吉島東三丁目2-7	体育館・教室	4	○	③	○
39	吉島東	吉島中学校	中区	吉島東三丁目1-1	体育館・教室	4	○	②	○
40	吉島東	吉島東児童館	中区	吉島東三丁目2-7	遊戯室	2	○	—	○
41	吉島東	吉島東集会所	中区	吉島新町二丁目9-1	集会室	2	○	—	○
42	吉島東	吉島福祉センター	中区	吉島東二丁目17-30	会議室、集会室ほか	2	○	②	○
43	吉島	吉島小学校	中区	吉島西三丁目4-60	体育館・教室	4	○	③	○
44	吉島	吉島体育館	中区	吉島西三丁目2-11	体育室	2	○	②	○
45	吉島	吉島公民館(吉島集会所含む)	中区	吉島西三丁目2-10	大集会室・会議室等	3	○	②	○
46	吉島	吉島児童館	中区	吉島西三丁目4-25	遊戯室	1	○	—	○
47	吉島	吉島保育園	中区	吉島西三丁目3-10	保育室	2	○	②	○
48	吉島	環境局中工場	中区	南吉島一丁目5-1	研修室	7	○	②	○
49	吉島	光南集会所	中区	光南三丁目1-6	集会室	2	○	—	○
50	吉島	南吉島集会所	中区	南吉島二丁目1-50	集会室	2	○	—	○
51	広瀬	広瀬小学校	中区	広瀬町2-8	体育館・教室	3	○	②	○
52	広瀬	広瀬集会所	中区	広瀬北町6-1	集会室	2	○	②	○
53	本川	本川小学校	中区	本川町一丁目5-39	体育館・教室	3	○	②	○
54	本川	本川児童館	中区	本川町一丁目5-24 (保育園2階部分)	遊戯室	2	○	②	○
55	本川	本川保育園	中区	本川町一丁目5-24	保育室	2	○	②	○
56	本川	本川・広瀬集会所	中区	榎町2-2	集会室	3	○	③	○
57	神崎	神崎小学校	中区	舟入中町1-36	体育館・教室	3	○	②	○
58	神崎	神崎保育園	中区	舟入本町2-31	保育室	2	○	②	○
59	神崎	舟入児童館	中区	舟入幸町14-16	遊戯室	1	○	—	○
60	神崎	神崎南集会所	中区	舟入幸町14-14	集会室	2	○	②	○
61	舟入	舟入小学校	中区	舟入南二丁目9-48	体育館・教室	3	○	③	○
62	舟入	江波中学校	中区	江波西一丁目1-13	体育館・教室	3	○	③	○
63	舟入	舟入高等学校	中区	舟入南一丁目4-4	体育館・教室	3	○	③	○
64	舟入	舟入公民館	中区	舟入川口町2-8	研修室・会議室等	3	○	②	○
65	舟入	舟入保育園	中区	舟入南四丁目18-21	保育室	2	○	—	○
66	舟入	江波東集会所	中区	江波東一丁目6-2	集会室	2	○	—	○
67	舟入	舟入集会所(舟入操会館)	中区	西川口町15-1	集会室	2	○	—	○
68	舟入	舟入南集会所	中区	舟入南四丁目1-55	集会室	2	○	—	○
69	江波	江波小学校	中区	江波南二丁目2-53	体育館・教室	3	○	②	○

指定緊急避難場所一覧表（風水害）

災害種別の欄の「○」印は、その災害に対する避難場所として、指定していることを示しています。

表中の高潮、洪水の○付数字については、当該施設が浸水想定区域内に所在するため、その数以上の階を避難スペースとして活用できることを示しています。

番号	小学校区	名称	行政区	所在地	避難場所	階数	災害種別		
							土砂	高潮	洪水
70	江波	江波児童館	中区	江波東二丁目2-2 (江波第二保育園2階部分)	遊戯室	4	○	②	○
71	江波	江波保育園	中区	江波南一丁目21-16	保育室	2	○	②	○
72	江波	江波第二保育園	中区	江波東二丁目2-2	保育室	4	○	②	○
73	江波	江波栄町集会所	中区	江波栄町6-16	集会室	2	○	②	○
74	江波	江波集会所	中区	江波南一丁目7-19	集会室	2	○	②	○
75	江波	江波南集会所	中区	江波南二丁目8-1	集会室	2	○	②	○
76	江波	江波二本松集会所	中区	江波二本松二丁目4-20	集会室	2	○	②	○
77	白鳥	二葉集会所	東区	二葉の里一丁目7-22	集会室	2	○	②	○
78	福木	福木小学校	東区	馬木九丁目1-2	体育館・教室	4	○	○	○
79	福木	福木中学校	東区	馬木九丁目1-5	体育館・教室	3	—	○	○
80	福木	馬木公民館	東区	馬木二丁目565-4	和室	3	○	○	○
81	福木	福田公民館	東区	福田四丁目4152-1	会議室・和室	3	—	○	○
82	福木	福木児童館	東区	馬木九丁目1-1	遊戯室	2	○	○	○
83	福木	福木保育園	東区	馬木九丁目1-1	保育室	2	○	○	○
84	福木	福木幼稚園	東区	馬木九丁目1-3	保育室	1	○	○	○
85	福木	福木集会所	東区	馬木七丁目508-13	集会室	2	○	○	○
86	温品	温品小学校	東区	温品七丁目8-8	体育館・教室	4	○	○	○
87	温品	温品中学校	東区	温品八丁目5-1	体育館・教室	4	—	○	○
88	温品	温品公民館	東区	温品七丁目8-19	会議室・研修室等	3	○	○	○
89	温品	温品児童館	東区	温品八丁目8-25	遊戯室	2	—	○	○
90	温品	温品保育園	東区	温品五丁目8-1	保育室	2	—	○	○
91	温品	温品幼稚園	東区	温品七丁目8-4	保育室	2	○	○	○
92	温品	温品集会所	東区	温品五丁目1-18	集会室・ホール	2	—	○	○
93	温品	下温品集会所	東区	温品二丁目26-26	集会室	1	—	○	○
94	上温品	上温品小学校	東区	上温品三丁目4-1	体育館・教室	4	—	○	○
95	上温品	温品福祉センター	東区	上温品一丁目24-1	会議室	2	—	○	○
96	上温品	上温品児童館	東区	上温品三丁目4-1	遊戯室	2	—	○	○
97	上温品	上温品集会所	東区	上温品四丁目20-16	集会室・ホール	2	○	○	○
98	上温品	介護老人保健施設ウエルフェア	東区	上温品一丁目21-6	5階会議室	5	○	○	○
99	戸坂	戸坂小学校	東区	戸坂出江二丁目1-1	体育館・教室	4	○	○	○
100	戸坂	戸坂公民館	東区	戸坂出江二丁目10-26	会議室・研修室等	3	○	○	○
101	戸坂	戸坂児童館	東区	戸坂出江二丁目1-1	遊戯室	2	○	○	②
102	戸坂	戸坂保育園	東区	戸坂千足二丁目10-2	保育室	2	○	○	—
103	戸坂	戸坂集会所	東区	戸坂桜東町1-2	集会室・ホール	2	○	○	○
104	戸坂	戸坂千足集会所	東区	戸坂千足一丁目5-5	集会室	2	○	○	—
105	戸坂	戸坂惣田集会所	東区	戸坂千足二丁目1-6	集会室・ホール	2	—	○	—
106	戸坂城山	戸坂城山小学校	東区	戸坂城山町1-2	体育館・教室	4	○	○	○
107	戸坂城山	戸坂福祉センター	東区	戸坂大上一丁目4-22	集会室・ホール	4	—	○	○
108	戸坂城山	戸坂城山児童館	東区	戸坂城山町1-2	遊戯室	2	—	○	○
109	戸坂城山	戸坂城山集会所	東区	戸坂数甲二丁目8-28	集会室・ホール	2	—	○	○
110	戸坂城山	戸坂南集会所(戸坂南会館)	東区	戸坂南一丁目13-21	集会室	2	—	○	○
111	東浄	東浄小学校	東区	中山新町二丁目8-1	体育館・教室	4	○	○	○
112	東浄	東浄中学校	東区	戸坂新町三丁目1-1	体育館・教室	4	—	○	○
113	東浄	東浄児童館	東区	戸坂新町三丁目1-4	遊戯室	2	—	○	○
114	東浄	東浄保育園	東区	戸坂新町一丁目5-25	保育室	2	—	○	○
115	東浄	東浄集会所	東区	戸坂新町二丁目37-5	集会室	2	—	○	○
116	東浄	鈴が丘集会所	東区	中山新町一丁目1-30	集会室	1	○	○	○
117	東浄	中山台集会所	東区	中山上二丁目37-4	集会室	1	○	○	○
118	中山	中山小学校	東区	中山東一丁目2-1	体育館・教室	3	○	○	○
119	中山	中山福祉センター	東区	中山南一丁目5-39	和室・ホール	2	—	○	○
120	中山	中山児童館	東区	中山東一丁目2-1	遊戯室	2	○	○	○
121	中山	中山保育園	東区	中山中町4-16	保育室	2	—	○	○
122	中山	中山集会所	東区	中山中町11-2	集会室・ホール	2	○	○	○
123	中山	中山大堤集会所	東区	中山南一丁目5-39	集会室	1	—	○	○
124	牛田新町	牛田新町小学校	東区	牛田新町一丁目15-1	体育館・教室	4	○	○	○
125	牛田新町	牛田中学校	東区	牛田新町一丁目14-1	体育館・教室	4	—	○	○
126	牛田新町	牛田公民館	東区	牛田新町一丁目8-3	会議室・研修室等	2	—	○	②
127	牛田新町	東区スポーツセンター(マエダハウジング東区スポーツセンター)	東区	牛田新町一丁目8-3	大・小体育室	2	—	○	②
128	牛田新町	牛田新町児童館	東区	牛田新町一丁目15-1	遊戯室	2	—	○	○
129	牛田新町	市立広島商業高等学校	東区	牛田新町一丁目1-1	体育館・教室	4	—	○	○
130	牛田新町	牛田新町集会所	東区	牛田新町一丁目3-31	集会室	2	—	○	②
131	早稲田	早稲田小学校	東区	牛田早稲田四丁目9-1	体育館・教室	6	—	○	○
132	早稲田	早稲田中学校	東区	牛田早稲田四丁目15-1	体育館・教室	3	—	○	○
133	早稲田	早稲田公民館	東区	牛田東四丁目19-1	多目的ホール等	2	○	○	○
134	早稲田	早稲田集会所	東区	牛田東二丁目12-23	集会室・ホール	2	○	○	○
135	牛田	牛田小学校	東区	牛田旭一丁目14-45	体育館・教室	5	○	○	②
136	牛田	牛田集会所	東区	牛田旭二丁目6-15	集会室	2	○	○	②
137	尾長	尾長小学校	東区	山根町21-10	体育館・教室	4	○	②	②
138	尾長	二葉中学校	東区	光町二丁目15-8	体育館・教室	3	○	②	○
139	尾長	東区民文化センター	東区	東蟹屋町10-31	ホール・会議室等	3	○	③	②

指定緊急避難場所一覧表（風水害）

災害種別の欄の「○」印は、その災害に対する避難場所として、指定していることを示しています。

表中の高潮、洪水の○付数字については、当該施設が浸水想定区域内に所在するため、その数以上の階を避難スペースとして活用できることを示しています。

番号	小学校区	名称	行政区	所在地	避難場所	階数	災害種別		
							土砂	高潮	洪水
140	尾長	東区図書館	東区	東蟹屋町10-31	図書室	1	○	—	—
141	尾長	広島市東地域交流センター	東区	尾長東一丁目14-10	2階ホール・2階和室	3	○	②	②
142	尾長	広島市心身障害者福祉センター	東区	光町二丁目1-5	体育室	4	○	②	○
143	尾長	あけぼの保育園	東区	曙二丁目4-1	保育室	2	○	—	②
144	尾長	わかくさ保育園	東区	光町二丁目15-42	保育室	2	○	○	○
145	尾長	二葉公民館	東区	東蟹屋町9-34 (東区総合福祉センター5階)	研修室・和室	6	○	③	②
146	尾長	尾長児童館	東区	山根町21-10	遊戯室	2	○	②	②
147	尾長	皇ヶ丘集会所	東区	尾長東三丁目9-7-8	集会室・ホール	2	—	○	○
148	尾長	山根町東集会所	東区	山根町17-9	集会室・ホール	1	—	○	○
149	尾長	若草集会所	東区	若草町10-25	集会室	1	○	—	—
150	尾長	尾長集会所	東区	愛宕町2-13	集会室	3	○	—	②
151	尾長	片河集会所	東区	尾長東二丁目10-17	集会室	2	○	②	○
152	尾長	丸山集会所	東区	尾長西二丁目4-27	集会室・ホール	2	○	○	○
153	矢賀	矢賀小学校	東区	矢賀二丁目10-67	体育館・教室	3	○	③	②
154	矢賀	矢賀児童館	東区	矢賀二丁目10-31	遊戯室	2	○	—	②
155	矢賀	矢賀幼稚園	東区	矢賀二丁目10-5	園舎	1	○	—	—
156	矢賀	矢賀集会所	東区	矢賀二丁目8-34	集会室	2	○	②	②
157	矢賀	矢賀新町集会所	東区	矢賀新町四丁目6-21	集会室	2	○	—	②
158	幟町	大須賀集会所(駅前集会所)	南区	大須賀町9-1	集会室	1	○	—	○
159	荒神町	荒神町小学校	南区	西蟹屋三丁目7-27	体育館・教室	3	○	③	②
160	荒神町	荒神集会所(荒神地区集会所)	南区	西蟹屋三丁目15-15	集会室	2	○	—	②
161	荒神町	荒神保育園	南区	西蟹屋三丁目15-13	保育室	1	○	—	—
162	大州	大州小学校	南区	大州五丁目10-12	体育館・教室	4	○	③	②
163	大州	大州中学校	南区	大州五丁目10-4	体育館・教室	3	○	③	②
164	大州	大州児童館	南区	大州五丁目10-12	遊戯室	2	○	—	②
165	大州	大州集会所(大州学区集会所)	南区	大州二丁目13-8	集会室	2	○	—	②
166	大州	大州保育園	南区	大州三丁目9-31	保育室	2	○	—	②
167	大州	南蟹屋集会所	南区	南蟹屋二丁目6-11	集会室	2	○	—	②
168	青崎	青崎小学校	南区	青崎一丁目15-51	体育館・教室	3	○	③	○
169	青崎	青崎公民館	南区	青崎一丁目12-7	研修室	2	○	—	○
170	青崎	青崎児童館	南区	青崎一丁目12-7	遊戯室	2	○	—	○
171	青崎	青崎保育園	南区	向洋本町1-22	保育室	2	○	②	○
172	青崎	向洋集会所	南区	向洋中町5-16	集会室・ホール	2	○	—	○
173	青崎	青崎集会所	南区	青崎一丁目13-4	集会室・ホール	2	○	—	○
174	青崎	東青崎集会所	南区	堀越一丁目10-13	集会室	2	○	—	○
175	青崎	堀越集会所(堀越会館)	南区	堀越二丁目12-11	集会室	1	○	—	○
176	向洋新町	向洋新町小学校	南区	向洋新町一丁目6-2	体育館・教室	4	○	○	○
177	向洋新町	向洋新町児童館	南区	向洋新町一丁目6-2	遊戯室	2	—	○	○
178	向洋新町	向洋新町集会所(向洋新町会館)	南区	向洋新町一丁目6-1	集会室・ホール	2	—	○	○
179	段原	段原小学校	南区	的場町二丁目4-19	体育館・教室	3	○	③	○
180	段原	まんが図書館	南区	比治山公園1-4	ロビー	2	—	○	○
181	段原	段原集会所	南区	松川町4-4	集会室	2	○	—	○
182	段原	段原西集会所	南区	段原二丁目11-18	集会室	2	—	②	○
183	段原	段原東集会所	南区	段原四丁目3-16	集会室	1	○	—	○
184	段原	段原南一丁目集会所	南区	段原南一丁目13-27	集会室	1	○	—	○
185	段原	段原南二丁目集会所	南区	段原南二丁目5-8	集会室・ホール	2	○	—	○
186	比治山	比治山小学校	南区	上東雲町28-28	体育館・教室	3	○	③	○
187	比治山	段原中学校	南区	霞一丁目3-30	体育館・教室	4	○	③	○
188	比治山	段原公民館	南区	段原山崎二丁目7-4	会議室・和室	2	○	—	○
189	比治山	東雲児童館	南区	東雲本町二丁目11-2	遊戯室	2	○	—	○
190	比治山	段原山崎集会所	南区	霞一丁目5-7	集会室	1	○	—	○
191	比治山	東雲一丁目集会所	南区	東雲一丁目11-25	集会室	2	○	—	○
192	比治山	東雲三丁目集会所	南区	東雲三丁目9-29	集会室	2	○	—	○
193	比治山	東雲集会所(東雲会館)	南区	東雲二丁目9-26	集会室	2	○	—	○
194	比治山	東雲本町一・二丁目集会所(東雲本町会館)	南区	東雲本町二丁目14-25	集会室	1	○	—	○
195	比治山	比治山集会所(比治山会館)	南区	段原日出一丁目13-22	集会室	2	○	—	○
196	比治山	上東雲集会所	南区	上東雲町8-4	集会室	1	○	—	○
197	皆実	皆実小学校	南区	皆実町一丁目15-32	体育館・教室	3	○	③	○
198	皆実	南区民文化センター	南区	比治山本町16-27	会議室・大広間	3	○	③	○
199	皆実	皆実児童館	南区	皆実町一丁目15-2	遊戯室	3	○	③	○
200	皆実	皆実保育園	南区	皆実町一丁目15-2	保育室	2	○	—	○
201	皆実	皆実集会所(皆実学区集会所)	南区	皆実町三丁目3-20	集会室	2	○	—	○
202	皆実	皆実西部集会所	南区	皆実町六丁目3-17	集会室	3	○	③	○
203	皆実	皆実東部集会所	南区	皆実町四丁目6-14	集会室	1	○	—	○
204	皆実	皆実南部集会所	南区	皆実町五丁目19-9	集会室	2	○	—	○
205	皆実	比治山本町集会所	南区	比治山本町8-1	集会室	1	—	—	○
206	翠町	翠町小学校	南区	翠四丁目10-1	体育館・教室	4	○	③	○
207	翠町	翠町中学校	南区	翠四丁目15-1	体育館・教室	4	○	③	○
208	翠町	翠町集会所(翠町会館)	南区	翠五丁目18-3	集会室	1	○	—	○
209	翠町	旭三丁目集会所(旭三丁目会館)	南区	旭三丁目7-10	集会室	1	○	—	○

指定緊急避難場所一覧表（風水害）

災害種別の欄の「○」印は、その災害に対する避難場所として、指定していることを示しています。

表中の高潮、洪水の○付数字については、当該施設が浸水想定区域内に所在するため、その数以上の階を避難スペースとして活用できることを示しています。

番号	小学校区	名称	行政区	所在地	避難場所	階数	災害種別		
							土砂	高潮	洪水
210	大河	大河小学校	南区	旭一丁目8-1	体育館・教室	4	○	③	○
211	大河	大河公民館	南区	北大河町15-12	大集会室・研修室等	3	○	②	○
212	大河	大河保育園	南区	北大河町15-16	保育室	1	○	—	○
213	大河	出汐集会所	南区	出汐一丁目5-12	集会室	1	○	—	○
214	大河	西霞町集会所	南区	西霞町13-18	集会室	1	○	—	○
215	大河	大河集会所	南区	旭一丁目14-12	集会室	3	○	③	○
216	大河	大河児童館	南区	旭一丁目5-25	集会室・児童クラブ室	2	○	—	○
217	黄金山	黄金山小学校	南区	北大河町35-1	体育館・教室	4	○	○	○
218	黄金山	黄金山集会所(黄金山会館)	南区	北大河町31-6	集会室	2	○	○	○
219	仁保	仁保小学校	南区	仁保新町二丁目8-30	体育館・教室	4	○	③	○
220	仁保	仁保中学校	南区	仁保一丁目56-1	体育館・教室	4	—	○	○
221	仁保	市立広島工業高等学校	南区	東本浦町1-18	体育館・教室	4	○	—	○
222	仁保	仁保公民館	南区	仁保新町一丁目8-6	大集会室・研修室等	2	○	—	○
223	仁保	仁保児童館	南区	仁保新町二丁目8-12	遊戯室	2	○	—	○
224	仁保	仁保新町保育園	南区	仁保新町一丁目6-15	保育室	1	○	—	○
225	仁保	仁保保育園	南区	仁保一丁目1-11	保育室	1	○	—	○
226	仁保	仁保集会所(淵崎会館)	南区	仁保二丁目6-8	集会室	2	○	—	○
227	仁保	仁保新町集会所	南区	仁保新町二丁目5-25	集会室	1	○	—	○
228	仁保	仁保大町集会所	南区	仁保一丁目1-12	集会室	2	○	②	○
229	仁保	仁保旭が丘集会所(旭が丘会館)	南区	仁保一丁目60-17	集会室	1	—	○	○
230	仁保	本浦集会所(本浦会館)	南区	東本浦町20-8	集会室	2	○	②	○
231	仁保	柞木集会所(柞木会館)	南区	仁保三丁目2-8	集会室	2	○	②	○
232	仁保	東雲本町三丁目集会所(東雲本町三丁目会館)	南区	東雲本町三丁目9-20	集会室	1	○	—	○
233	楠那	楠那小学校	南区	楠那町5-7	体育館・教室	4	○	②	○
234	楠那	楠那中学校	南区	楠那町4-1	体育館・教室	3	○	②	○
235	楠那	南区スポーツセンター	南区	楠那町7-31	体育室・武道場	3	○	②	○
236	楠那	楠那公民館	南区	楠那町7-10	大集会室	3	—	②	○
237	楠那	楠那保育園	南区	楠那町7-10	保育室	3	—	—	○
238	楠那	丹那集会所	南区	丹那町18-1	集会室	2	○	—	○
239	楠那	日宇那集会所(日宇那会館)	南区	日宇那町11-22	集会室	2	—	—	○
240	宇品東	宇品東小学校	南区	宇品東七丁目11-8	体育館・教室	4	○	③	○
241	宇品東	宇品中学校	南区	宇品東五丁目1-51	体育館・教室	4	○	③	○
242	宇品東	南区スポーツセンター宇品体育館	南区	宇品海岸三丁目6-54	体育室	3	○	③	○
243	宇品東	宇品東保育園	南区	宇品神田三丁目10-15	保育室	2	○	—	○
244	宇品東	宇品神田集会所(東宇品神田南会館)	南区	宇品神田五丁目16-14	集会室	2	○	—	○
245	宇品東	宇品東児童館	南区	宇品東七丁目11-8	遊戯室	1	○	—	○
246	宇品東	宇品東集会所(東宇品会館)	南区	宇品神田三丁目10-15	集会室	3	○	③	○
247	宇品東	金輪島集会所	南区	宇品町字金輪島381-9	集会室	1	○	—	○
248	宇品	宇品小学校	南区	宇品御幸四丁目5-11	体育館・教室	4	○	③	○
249	宇品	宇品公民館	南区	宇品御幸四丁目1-2	研修室・ホール等	4	○	③	○
250	宇品	宇品児童館	南区	宇品御幸四丁目5-32	遊戯室	1	○	—	○
251	宇品	宇品集会所	南区	宇品御幸二丁目6-42	集会室	2	○	②	○
252	宇品	宇品海岸集会所	南区	宇品海岸二丁目8-2	集会室	2	○	—	○
253	宇品	出島福祉センター	南区	出島一丁目32-1	会議室・多目的ホール	2	○	②	○
254	宇品	出島保育園	南区	出島一丁目33-57	保育室	2	○	②	○
255	宇品	出島集会所	南区	出島二丁目14-73	集会室	2	○	②	○
256	元宇品	元宇品小学校	南区	元宇品町7-10	体育館・教室	2	—	○	○
257	元宇品	元宇品保育園	南区	元宇品町5-8	保育室	2	—	②	○
258	元宇品	元宇品集会所(元宇品会館)	南区	元宇品町13-18	集会室	2	○	②	○
259	似島	似島小学校(似島小中一貫教育校)	南区	似島町字大黃2410	体育館・教室	4	—	②	○
260	似島	似島中学校(似島小中一貫教育校)	南区	似島町字南風泊2250	体育館・教室	2	—	②	○
261	似島	似島公民館	南区	似島町字家下752-74	研修室・ホール等	3	○	②	○
262	似島	似島集会所	南区	似島町字家下752-74	集会室	2	○	②	○
263	似島	似島学園小・中学校	南区	似島町字長谷1487	体育館・教室	2	○	②	○
264	似島	広島市似島歓迎交流センター (ユーハイム似島歓迎交流センター)	南区	似島町字東大谷182	プレイホール・研修室等	2	—	○	○
265	広瀬	中広・天満会館	西区	中広町一丁目18-9	集会室	2	○	②	②
266	大芝	大芝小学校	西区	大芝一丁目25-18	体育館・教室	4	○	○	②
267	大芝	大芝児童館	西区	大芝一丁目25-17	遊戯室	2	○	○	—
268	大芝	三篠保育園	西区	楠木町三丁目8-10	保育室	2	○	○	—
269	大芝	三篠・楠木集会所	西区	楠木町三丁目8-15	集会室	2	○	○	—
270	大芝	大宮集会所	西区	大宮一丁目14-1	集会室	2	○	○	○
271	大芝	大芝集会所	西区	大芝一丁目13-21	集会室	2	○	○	②
272	大芝	楠木集会所(楠木会館)	西区	大芝公園2-1	集会室	1	○	○	○
273	三篠	三篠小学校	西区	三篠町一丁目9-25	体育館・教室	3	○	○	②
274	三篠	中広中学校	西区	中広町三丁目1-41	体育館・教室	4	○	②	②
275	三篠	三滝少年自然の家	西区	三滝本町一丁目73-20	大集会室・会議室等	3	—	○	○
276	三篠	西区民文化センター	西区	横川新町6-1	ホール	4	○	○	②
277	三篠	三篠公民館	西区	打越町10-23	集会室	4	○	○	②
278	三篠	三篠児童館	西区	三滝町18-13	遊戯室	2	○	○	②
279	三篠	横川保育園	西区	横川新町8-7	保育室	2	○	②	②
280	三篠	横川会館	西区	横川町二丁目1-1	集会室	2	○	○	②

指定緊急避難場所一覧表（風水害）

災害種別の欄の「○」印は、その災害に対する避難場所として、指定していることを示しています。

表中の高潮、洪水の○付数字については、当該施設が浸水想定区域内に所在するため、その数以上の階を避難スペースとして活用できることを示しています。

番号	小学校区	名称	行政区	所在地	避難場所	階数	災害種別		
							土砂	高潮	洪水
281	三篠	三滝会館	西区	三滝町14-10	ホール・和室	2	○	○	(2)
282	三篠	三滝本町集会所	西区	三滝本町二丁目16-25	集会室	1	—	○	○
283	三篠	山手集会所	西区	山手町26-4	遊戯室	1	—	○	○
284	三篠	中広集会所	西区	中広町三丁目28-22	集会室	2	○	(2)	(2)
285	三篠	竜王集会所	西区	竜王町7-4	集会室	2	○	○	○
286	天満	天満小学校	西区	天満町1-27	体育館・教室	3	○	(2)	(2)
287	天満	西地域交流センター	西区	福島町一丁目19-12	講堂・会議室	4	○	(2)	(2)
288	天満	ふくしま保育園	西区	福島町一丁目18-1	保育室	2	○	(2)	(2)
289	天満	小河内保育園	西区	小河内町二丁目6-8	保育室	2	○	(2)	(2)
290	天満	天満児童館	西区	天満町1-27	遊戯室	2	○	(2)	○
291	天満	小河内集会所(小河内会館)	西区	小河内町二丁目10-14	集会室	2	○	(2)	(2)
292	観音	観音小学校	西区	観音本町二丁目1-26	体育館・教室	3	○	(3)	(2)
293	観音	観音中学校	西区	南観音三丁目4-6	体育館・教室	4	○	(3)	(2)
294	観音	西区地域福祉センター	西区	福島町二丁目24-1	大会議室	4	○	(2)	(2)
295	観音	観音公民館	西区	観音本町二丁目1-77	ホール・研修室等	2	○	—	(2)
296	観音	観音児童館	西区	観音本町二丁目1-74	遊戯室	2	○	—	(2)
297	観音	観音会館	西区	南観音町18-11	集会室	2	○	—	(2)
298	観音	観音本町集会所	西区	観音本町一丁目21-3	集会室	2	○	—	—
299	南観音	南観音小学校	西区	南観音六丁目5-45	体育館・教室	4	○	(3)	(2)
300	南観音	南観音公民館	西区	観音新町二丁目16-46	大集会室・研修室等	2	○	—	(2)
301	南観音	南観音児童館	西区	南観音六丁目5-15	遊戯室	2	○	—	—
302	南観音	観音新町会館	西区	観音新町三丁目8-40	大集会室	2	○	—	—
303	南観音	第二南観音会館	西区	南観音五丁目2-15	集会室	2	○	—	—
304	南観音	南観音会館(第一会館)	西区	南観音六丁目8-6	集会室	2	○	—	—
305	南観音	南観音集会所	西区	南観音七丁目1-14	集会室	2	○	—	—
306	己斐	己斐小学校	西区	己斐上二丁目1-1	体育館・教室	4	○	○	○
307	己斐	己斐児童館	西区	己斐上二丁目1-2	遊戯室	2	○	○	○
308	己斐	己斐公民館	西区	己斐中一丁目6-20	大集会室・研修室等	2	○	○	(2)
309	己斐	己斐保育園	西区	己斐中一丁目10-8	保育室	2	○	○	○
310	己斐	己斐集会所(己斐本町会館)	西区	己斐本町二丁目3-4	集会室	2	○	○	(2)
311	己斐	己斐上集会所	西区	己斐上一丁目14-5	ホール・和室	2	—	○	○
312	己斐	己斐西町集会所	西区	己斐西町19-41	集会室	1	—	○	○
313	己斐	己斐本町一丁目集会所	西区	己斐本町一丁目7-5	集会室	2	○	○	(2)
314	己斐上	己斐上小学校	西区	己斐上六丁目455	体育館・教室	4	—	○	○
315	己斐上	己斐上中学校	西区	己斐上六丁目452-4	体育館・教室	3	○	○	○
316	己斐上	己斐中学校	西区	己斐上三丁目35-1	体育館・教室	4	—	○	○
317	己斐上	己斐上公民館	西区	己斐上四丁目2-55	ホール	2	—	○	○
318	己斐上	己斐上児童館	西区	己斐上六丁目456	遊戯室	2	○	○	○
319	己斐上	己斐上五丁目集会所	西区	己斐上五丁目26-11	集会室	2	—	○	○
320	己斐上	己斐大迫集会所	西区	己斐大迫三丁目24-1	集会室	2	—	○	○
321	己斐東	己斐東小学校	西区	己斐中三丁目127	体育館・教室	4	—	○	○
322	己斐東	己斐東児童館	西区	己斐東二丁目30-3	遊戯室	2	○	○	○
323	己斐東	己斐東学区会館	西区	己斐中三丁目46-5	集会室	2	○	○	○
324	山田	山田小学校	西区	山田新町二丁目21-1	体育館・教室	3	○	○	○
325	山田	山田児童館	西区	山田新町一丁目17-4	遊戯室	2	○	○	○
326	山田	山田集会所	西区	山田町885-2	集会室	1	—	○	○
327	山田	山田地区集会所	西区	山田新町一丁目17-26	集会室	2	○	○	○
328	古田台	古田台小学校	西区	古田台一丁目5-1	体育館・教室	4	○	○	○
329	古田台	田方上集会所	西区	田方二丁目6-12	集会室・和室	2	—	○	○
330	古田台	古田台集会所	西区	古田台二丁目6-22	集会室・洋室・和室	2	○	○	○
331	古田	古田小学校	西区	古江西町18-43	体育館・教室	4	○	○	○
332	古田	古田中学校	西区	古江西町27-1	体育館・教室	4	—	○	○
333	古田	古田公民館	西区	古江西町19-15	ホール・研修室等	2	○	○	○
334	古田	古田児童館	西区	古江西町19-15	遊戯室	2	○	○	○
335	古田	古江集会所	西区	古江西町10-38	集会室	2	○	○	○
336	古田	田方集会所	西区	田方一丁目20-21	集会室・和室	2	—	○	○
337	高須	高須小学校	西区	高須四丁目16-1	体育館・教室	3	○	○	○
338	高須	高須児童館	西区	高須四丁目16-1	遊戯室	2	○	○	○
339	高須	古田保育園	西区	古江東町1-17	保育室	2	○	○	○
340	高須	高須集会所(高須会館)	西区	高須三丁目4-22	集会室	2	—	○	○
341	高須	高須台集会所	西区	高須台三丁目22-18	集会室・和室	2	○	○	○
342	庚午	庚午小学校	西区	庚午中一丁目15-1	体育館・教室	4	○	○	(2)
343	庚午	庚午中学校	西区	庚午中四丁目12-48	体育館・教室	4	○	○	(2)
344	庚午	庚午児童館	西区	庚午中一丁目15-2	遊戯室	2	○	○	—
345	庚午	庚午保育園	西区	庚午中一丁目11-11	保育室	2	○	○	—
346	庚午	庚午集会所(庚午福祉会館)	西区	庚午中四丁目19-27	集会室・和室	2	○	○	—
347	庚午	庚午中央会館	西区	庚午北四丁目9-17	集会室	2	○	○	(2)
348	庚午	庚午中三丁目集会所	西区	庚午中三丁目3-15	集会室・和室	2	○	○	—
349	庚午	庚午北集会所	西区	庚午北二丁目14-1	集会室・和室	2	○	○	—
350	草津	草津小学校	西区	草津東二丁目12-1	体育館・教室	4	○	(2)	○
351	草津	西区スポーツセンター	西区	庚午南二丁目41-1	中・小体育室	3	○	○	○
352	草津	草津公民館・草津東集会所	西区	草津東二丁目20-7	大集会室・研修室等	3	○	(2)	○

指定緊急避難場所一覧表（風水害）

災害種別の欄の「○」印は、その災害に対する避難場所として、指定していることを示しています。

表中の高潮、洪水の○付数字については、当該施設が浸水想定区域内に所在するため、その数以上の階を避難スペースとして活用できることを示しています。

番号	小学校区	名称	行政区	所在地	避難場所	階数	災害種別		
							土砂	高潮	洪水
353	草津	草津児童館	西区	草津東二丁目20-1	遊戯室	2	○	(2)	○
354	草津	みゆき保育園	西区	草津南一丁目16-8	保育室	2	○	(2)	○
355	草津	草津保育園	西区	草津東二丁目20-23	保育室	2	○	(2)	○
356	草津	庚午南集会所	西区	庚午南二丁目28-11	集会室	1	○	—	—
357	草津	草津新町一丁目集会所	西区	草津新町一丁目7-11	集会室	1	○	—	○
358	草津	草津浜町集会所	西区	草津浜町16-7	集会室	2	○	(2)	○
359	草津	草津本町集会所	西区	草津本町25-3	集会室	2	○	(2)	○
360	鈴が峰	鈴が峰小学校	西区	鈴が峰町36-2	体育館・教室	4	—	○	○
361	鈴が峰	鈴が峰児童館	西区	鈴が峰町36-3	遊戯室	2	○	○	○
362	鈴が峰	鈴が峰公民館	西区	鈴が峰町44-1	ホール	2	—	○	○
363	鈴が峰	鈴が峰会館	西区	鈴が峰町37-4	集会室	2	○	○	○
364	井口台	井口台小学校	西区	井口台三丁目5-1	体育館・教室	4	—	○	○
365	井口台	井口台中学校	西区	井口台四丁目2-1	体育館・教室	4	—	○	○
366	井口台	井口台児童館	西区	井口台三丁目5-1	遊戯室	2	—	○	○
367	井口台	井口台集会所	西区	井口台一丁目22-19	集会室	2	—	○	○
368	井口	井口小学校	西区	井口二丁目13-1	体育館・教室	4	○	○	○
369	井口	井口公民館	西区	井口鈴が台二丁目14-8	ホール	2	—	○	○
370	井口	井口児童館	西区	井口二丁目13-1	遊戯室	2	○	○	○
371	井口	井口四丁目集会所	西区	井口四丁目41-5	集会室	2	○	○	○
372	井口	井口集会所	西区	井口二丁目1-3	集会室	2	○	(2)	○
373	井口	井口保育園	西区	井口鈴が台一丁目4-1	保育室	2	○	○	○
374	井口	鈴が台会館	西区	井口鈴が台二丁目9-26	集会室	1	○	○	○
375	井口明神	井口明神小学校	西区	井口明神一丁目13-1	体育館・教室	4	○	(2)	○
376	井口明神	井口中学校	西区	井口明神二丁目12-1	体育館・教室	4	○	(2)	○
377	井口明神	井口明神児童館	西区	井口明神一丁目13-2	遊戯室	2	○	(2)	○
378	井口明神	広島サンプラザ	西区	商工センター三丁目1-1	ホール・サブホール	2	○	(2)	○
379	井口明神	明神三丁目集会所	西区	井口明神三丁目3-11	集会室	1	○	—	○
380	井口明神	明神中央集会所	西区	井口明神一丁目6-1	集会室	2	○	(2)	○
381	井口明神	明神二丁目集会所	西区	井口明神二丁目10-1	集会室	1	○	—	○
382	井口明神	草津新町二丁目集会所	西区	草津新町二丁目9-8	集会室	2	○	(2)	○
383	梅林	梅林小学校	安佐南区	八木三丁目3-9	体育館・教室	4	○	○	(2)
384	梅林	佐東公民館	安佐南区	緑井六丁目29-25	ホール・研修室	2	○	○	○
385	梅林	梅林集会所	安佐南区	八木三丁目2-24	集会室	2	—	○	(2)
386	梅林	緑井保育園	安佐南区	緑井八丁目24-3	保育室	2	—	○	○
387	梅林	広島市豪雨災害伝承館	安佐南区	八木三丁目24-23	研修室等	2	—	○	○
388	八木	八木小学校	安佐南区	八木九丁目17-1	体育館・教室	4	○	○	(3)
389	八木	城山北中学校	安佐南区	八木三丁目34-1	武道場・教室	4	○	○	○
390	八木	八木児童館	安佐南区	八木九丁目20-19	遊戯室	2	○	○	—
391	八木	八木幼稚園	安佐南区	八木九丁目17-2	ホール	1	○	○	—
392	八木	鳴渡場集会所	安佐南区	八木町272-1	集会室	1	—	○	○
393	川内	川内小学校	安佐南区	川内五丁目40-1	体育館・教室	4	○	○	(2)
394	川内	城南中学校	安佐南区	川内六丁目8-1	体育館・教室	4	○	○	(2)
395	川内	川内児童館	安佐南区	川内五丁目39-32	遊戯室	2	○	○	—
396	川内	川内保育園	安佐南区	川内六丁目36-31	保育室	2	○	○	—
397	川内	川内幼稚園	安佐南区	川内五丁目40-2	ホール	2	○	○	—
398	川内	川内集会所	安佐南区	川内三丁目8-25	集会室	2	○	○	—
399	緑井	緑井小学校	安佐南区	緑井四丁目31-1	体育館・教室	4	○	○	(2)
400	緑井	緑井集会所	安佐南区	緑井一丁目5-1-204 (緑井スカイステージ2階)	集会室	2	○	○	(2)
401	緑井	(近隣地区からの車中避難用) ラクア緑井	安佐南区	緑井五丁目22-1	4階及び屋上駐車場	4	○	○	○
402	東野	東野小学校	安佐南区	東野一丁目7-1	体育館・教室	3	○	○	(2)
403	東野	東原中学校	安佐南区	東原三丁目8-1	体育館・教室	4	○	○	(2)
404	東野	東原集会所	安佐南区	東原二丁目6-17	ホール・和室	2	○	○	—
405	中筋	中筋小学校	安佐南区	中筋二丁目15-5	体育館・教室	4	○	○	(2)
406	中筋	安佐南区民文化センター	安佐南区	中筋一丁目22-17	大広間・会議室等	3	○	○	(2)
407	中筋	中筋児童館	安佐南区	中筋二丁目15-16	遊戯室	2	○	○	—
408	中筋	中筋保育園	安佐南区	中筋三丁目20-6	保育室	2	○	○	—
409	中筋	中筋幼稚園	安佐南区	中筋三丁目31-21	教室	1	○	○	—
410	中筋	東野公民館	安佐南区	東野二丁目22-7	ホール・研修室等	2	○	○	—
411	中筋	東野集会所	安佐南区	東野二丁目20-25	集会室	2	○	○	—
412	中筋	SunSun保育園	安佐南区	中筋二丁目8-1	集会室	2	○	○	(2)
413	古市	古市小学校	安佐南区	古市二丁目21-1	体育館・教室	4	○	○	(2)
414	古市	古市公民館	安佐南区	古市三丁目24-8	ホール・研修室等	2	○	○	(2)
415	古市	古市児童館	安佐南区	中須一丁目38-13	遊戯室	2	○	○	(2)
416	古市	古市保育園	安佐南区	古市二丁目21-3	保育室	2	○	○	(2)
417	古市	古市集会所	安佐南区	古市二丁目28-28	集会室	2	○	○	○
418	大町	大町小学校	安佐南区	大町西二丁目24-1	体育館・教室	3	○	○	○
419	大町	安佐中学校	安佐南区	大町東四丁目1-6	体育館・教室	4	○	○	(3)
420	大町	安佐南中学校	安佐南区	大町西二丁目35-1	体育館・教室	3	—	○	○
421	大町	大町児童館	安佐南区	大町西一丁目16-12	遊戯室	2	—	○	○
422	大町	大町集会所	安佐南区	大町東三丁目7-25-6	集会室	2	○	○	(2)

指定緊急避難場所一覧表（風水害）

災害種別の欄の「○」印は、その災害に対する避難場所として、指定していることを示しています。

表中の高潮、洪水の○付数字については、当該施設が浸水想定区域内に所在するため、その数以上の階を避難スペースとして活用できることを示しています。

番号	小学校区	名称	行政区	所在地	避難場所	階数	災害種別		
							土砂	高潮	洪水
423	大町	大町保育園	安佐南区	大町東三丁目8-6	保育室	2	○	○	(2)
424	大町	大町幼稚園	安佐南区	大町西二丁目26-1	ホール	1	—	○	○
425	毘沙門台	毘沙門台小学校	安佐南区	毘沙門台三丁目1-1	体育館・教室	4	○	○	○
426	毘沙門台	毘沙門台児童館	安佐南区	毘沙門台三丁目1-1	遊戯室	2	○	○	○
427	毘沙門台	毘沙門台集会所	安佐南区	毘沙門台二丁目48-4	集会室	2	○	○	○
428	安東	安東小学校	安佐南区	安東一丁目28-1	体育館・教室	4	○	○	○
429	安東	安東公民館	安佐南区	安東二丁目16-42	ホール	2	○	○	○
430	安東	安東児童館	安佐南区	安東三丁目1-1	遊戯室	2	—	○	○
431	安東	安東保育園	安佐南区	安東二丁目1-12	保育室	2	○	○	○
432	安東	相田集会所	安佐南区	相田二丁目4-37	集会室	2	○	○	○
433	安東	鯛之迫集会所	安佐南区	安東二丁目20-47	集会室	2	○	○	○
434	安東	安田女子大学	安佐南区	安東六丁目13-1	講堂・教室	7	○	○	○
435	安	安小学校	安佐南区	上安二丁目7-56	体育館・教室	4	○	○	(2)
436	安	安公民館	安佐南区	上安二丁目2-46	ホール・大集会室	2	○	○	○
437	安	安幼稚園	安佐南区	上安二丁目26-18	ホール	2	—	○	○
438	安	上安保育園	安佐南区	上安二丁目23-24-12	保育室	2	○	○	○
439	安	安集会所	安佐南区	相田四丁目3-32-9	集会室	2	○	○	○
440	上安	上安小学校	安佐南区	上安五丁目21-52	体育館・教室	4	—	○	○
441	上安	上安児童館	安佐南区	上安五丁目7-21	遊戯室	2	○	○	○
442	上安	上安集会所	安佐南区	上安四丁目4-1	集会室	2	—	○	○
443	安北	安北小学校	安佐南区	高取北二丁目30-1	体育館・教室	4	○	○	○
444	安北	高取北中学校	安佐南区	高取北三丁目19-1	体育館・教室	4	—	○	○
445	安北	安北児童館	安佐南区	高取北二丁目30-1	遊戯室	2	—	○	○
446	安北	高長集会所	安佐南区	高取北四丁目4-14	集会室	2	—	○	○
447	安西	安西小学校	安佐南区	高取南二丁目18-1	体育館・教室	3	—	○	○
448	安西	安西中学校	安佐南区	高取南三丁目27-1	体育館・教室	4	—	○	○
449	安西	安西児童館	安佐南区	高取南二丁目18-1	遊戯室	2	—	○	○
450	安西	交通科学館(ヌマジ交通ミュージアム)	安佐南区	長楽寺二丁目12-2	多目的ホール等	4	—	○	○
451	安西	安西幼稚園	安佐南区	高取南二丁目17-1	教室	1	○	○	○
452	安西	安西集会所	安佐南区	高取南二丁目1-18	集会室	2	○	○	○
453	原南	原南小学校	安佐南区	西原二丁目19-23	体育館・教室	4	○	○	(2)
454	原南	祇園公民館	安佐南区	西原一丁目13-26	ホール・研修室等	3	○	○	(2)
455	原南	祇園福祉センター	安佐南区	西原一丁目13-26	ホール	2	○	○	(2)
456	原南	原南集会所	安佐南区	西原二丁目26-3	ホール・和室	2	○	○	(2)
457	原	原小学校	安佐南区	西原六丁目29-6	体育館・教室	3	○	○	(2)
458	原	祇園東中学校	安佐南区	西原七丁目16-1	体育館・教室	4	○	○	○
459	原	原保育園	安佐南区	西原三丁目9-19	保育室	1	○	○	—
460	原	原集会所	安佐南区	西原八丁目17-8	ホール・集会室	2	○	○	(2)
461	祇園	祇園小学校	安佐南区	祇園三丁目1-27	体育館・教室	4	○	○	(2)
462	祇園	祇園中学校	安佐南区	祇園五丁目39-1	体育館・教室	4	○	○	○
463	祇園	祇園児童館	安佐南区	祇園三丁目1-22	遊戯室	2	○	○	(2)
464	祇園	祇園保育園	安佐南区	祇園二丁目17-13	保育室	2	○	○	○
465	祇園	祇園集会所	安佐南区	祇園六丁目22-2	ホール	2	○	○	(2)
466	祇園	広島経済大学	安佐南区	祇園五丁目37-1	体育館	6	—	○	○
467	長束	長束小学校	安佐南区	長束四丁目15-1	体育館・教室	4	○	○	(2)
468	長束	長束児童館	安佐南区	長束四丁目15-1	遊戯室	2	○	○	(2)
469	長束	長束保育園	安佐南区	長束五丁目29-15	保育室	1	○	○	—
470	長束	長束幼稚園	安佐南区	長束二丁目5-37	ホール	2	○	○	(2)
471	長束	長束集会所	安佐南区	長束五丁目18-6	集会室	2	○	○	(2)
472	長束	新庄集会所	安佐南区	長束四丁目19-28	集会室	1	○	○	—
473	長束西	長束西小学校	安佐南区	長束西一丁目26-1	教室等	3	○	○	○
474	長束西	長束中学校	安佐南区	長束西一丁目26-2	体育館・教室	3	—	○	○
475	長束西	長束西児童館	安佐南区	長束西一丁目26-3	遊戯室	2	—	○	○
476	長束西	長束西集会所	安佐南区	長束西三丁目2-3	集会室	2	—	○	○
477	長束西	広島文化学園大学・短期大学	安佐南区	長束西三丁目5-1	大講義室・教室	4	—	○	○
478	長束西	竜王集会所	安佐南区	長束西四丁目6-28	集会室	2	—	○	○
479	山本	山本小学校	安佐南区	山本三丁目13-1	体育館・教室	3	○	○	○
480	山本	祇園西公民館	安佐南区	長束六丁目10-28	ホール・研修室等	2	○	○	○
481	山本	山本児童館	安佐南区	山本三丁目13-2	遊戯室	2	○	○	○
482	山本	山本保育園	安佐南区	山本四丁目12-4	保育室	1	○	○	○
483	山本	山本幼稚園	安佐南区	山本四丁目12-4	ホール	1	○	○	○
484	山本	山本集会所	安佐南区	山本四丁目9-3-4	ホール・集会室	2	○	○	○
485	春日野	春日野小学校	安佐南区	山本新町二丁目18-1	体育館・教室	3	○	○	○
486	春日野	春日野集会所	安佐南区	山本新町三丁目23-34	大集会室・集会室	2	○	○	○
487	伴東	伴東小学校	安佐南区	伴東七丁目11-1	体育館・教室	4	○	○	○
488	伴東	伴東集会所	安佐南区	伴東五丁目18-3	集会室	2	○	○	○
489	伴東	市立沼田高等学校	安佐南区	伴東六丁目1-1	体育館・教室	4	—	○	○
490	伴	伴小学校	安佐南区	伴中央一丁目7-2	体育館・教室	3	—	○	○
491	伴	安佐南区スポーツセンター	安佐南区	伴東三丁目13-16	柔剣道場・会議室	3	○	○	○
492	伴	伴中学校	安佐南区	伴中央一丁目7-1	体育館・教室	4	—	○	○
493	伴	伴福祉センター	安佐南区	伴西二丁目1-17	ホール・会議室当	2	○	○	○
494	伴	伴児童館	安佐南区	伴中央一丁目7-2	遊戯室	2	—	○	○

指定緊急避難場所一覧表（風水害）

災害種別の欄の「○」印は、その災害に対する避難場所として、指定していることを示しています。

表中の高潮、洪水の○付数字については、当該施設が浸水想定区域内に所在するため、その数以上の階を避難スペースとして活用できることを示しています。

番号	小学校区	名称	行政区	所在地	避難場所	階数	災害種別		
							土砂	高潮	洪水
495	伴	広島工業大学沼田校舎	安佐南区	伴北六丁目4104-2	体育館	4	○	○	○
496	伴	奥畑集会所	安佐南区	伴西五丁目1126	集会室	2	—	○	○
497	伴	下伴集会所	安佐南区	伴東三丁目6-1	ホール	1	○	○	○
498	伴	細坂集会所	安佐南区	伴東四丁目32-50	集会室	1	—	○	○
499	伴	沼田公民館	安佐南区	伴東七丁目64-8	集会室・和室	4	○	○	○
500	伴	沼田老人いこいの家	安佐南区	伴東七丁目64-8	談話室・大集会室	4	○	○	○
501	伴	沼田保育園	安佐南区	伴東七丁目63-9	保育室	1	○	○	○
502	伴	瀬戸集会所	安佐南区	伴中央三丁目2076-3	集会室	1	○	○	○
503	伴	大下集会所	安佐南区	伴北六丁目9935-2	集会室	1	—	○	○
504	伴	椎原集会所	安佐南区	伴北五丁目2922-1	集会室	1	○	○	○
505	伴	伴中央集会所	安佐南区	伴中央二丁目5-80	集会室	2	○	○	○
506	伴	三城田集会所	安佐南区	伴中央二丁目11-12	集会室	1	—	○	○
507	伴南	伴南小学校	安佐南区	伴南一丁目29-1	体育館・教室	2	○	○	○
508	伴南	伴南児童館	安佐南区	伴南一丁目21-1	遊戯室	2	○	○	○
509	伴南	伴南学区集会所	安佐南区	伴南一丁目6-5	集会室	2	○	○	○
510	大塚	大塚小学校	安佐南区	大塚西六丁目1-1	体育館・教室	4	○	○	○
511	大塚	大塚中学校	安佐南区	大塚西六丁目3-1	体育館・教室	4	○	○	○
512	大塚	大塚公民館	安佐南区	大塚西六丁目3-2	大会議室・研修室等	3	○	○	○
513	大塚	大塚児童館	安佐南区	大塚西六丁目1-2	遊戯室	2	—	○	○
514	大塚	大塚学区集会所	安佐南区	大塚西七丁目26-19	集会室	2	○	○	○
515	大塚	広島市立大学	安佐南区	大塚東三丁目4-1	体育館・教室	7	○	○	○
516	大塚	広島修道大学	安佐南区	大塚東一丁目1-1	体育館	5	○	○	○
517	戸山	戸山小学校(戸山小中一貫教育校)	安佐南区	沼田町大字阿戸3722	体育館・教室	3	—	○	○
518	戸山	戸山中学校(戸山小中一貫教育校)	安佐南区	沼田町大字阿戸3725	教室	2	—	○	○
519	戸山	戸山公民館	安佐南区	沼田町大字阿戸269-3	ホール・研修室等	2	—	○	○
520	戸山	戸山集会所	安佐南区	沼田町大字阿戸343-1	集会室	2	—	○	○
521	戸山	阿戸集会所	安佐南区	沼田町大字阿戸1416-1	集会室	1	○	○	○
522	戸山	慈光保育園	安佐南区	沼田町大字阿戸3135-1	保育室	1	○	○	○
523	戸山	上吉山集会所	安佐南区	沼田町大字吉山1393-1	集会室	1	—	○	○
524	戸山	下吉山集会所	安佐南区	沼田町大字吉山2877-6	集会室	1	○	○	○
525	井原	井原小学校	安佐北区	白木町大字井原825	体育館・教室	3	○	○	②
526	井原	井原会館	安佐北区	白木町大字井原4442-2	集会室	2	—	○	○
527	志屋	志屋小学校	安佐北区	白木町大字志路3890-1	体育館・教室	3	○	○	○
528	志屋	志屋集会所	安佐北区	白木町大字志路3925-1	集会室	2	—	○	○
529	高南	高南小学校	安佐北区	白木町大字秋山1188	体育館・教室	4	—	○	○
530	高南	白木中学校	安佐北区	白木町大字市川1428	体育館・教室	3	○	○	○
531	高南	白木公民館	安佐北区	白木町大字秋山2391-4	ホール・研修室	3	○	○	②
532	三田	三田小学校	安佐北区	白木町大字三田2649	体育館・教室	3	○	○	②
533	三田	三田保育園	安佐北区	白木町大字三田7173-3	保育室	2	—	○	②
534	三田	三田集会所	安佐北区	白木町大字三田2218-1	集会室	1	○	○	—
535	三田	下三田集会所	安佐北区	白木町大字三田5826	集会室	1	○	○	○
536	三田	上三田集会所	安佐北区	白木町大字三田9063-3	集会室	2	○	○	○
537	狩小川	狩小川小学校	安佐北区	上深川町1345	体育館・教室	4	○	○	②
538	狩小川	狩小川児童館	安佐北区	上深川町1315-4	遊戯室	2	○	○	②
539	狩小川	狩小川保育園	安佐北区	小河原町120	保育室	1	○	○	○
540	狩小川	狩留家保育園	安佐北区	狩留家町2858	保育室	2	—	○	○
541	狩小川	小河原・上深川集会所	安佐北区	小河原町160-1	集会室	1	○	○	○
542	深川	深川小学校	安佐北区	深川五丁目12-1	体育館・教室	3	○	○	③
543	深川	高陽中学校	安佐北区	深川六丁目22-6	体育館・教室	3	○	○	○
544	深川	高陽公民館	安佐北区	深川五丁目13-12	ホール	2	○	○	②
545	深川	安佐北区スポーツセンター	安佐北区	深川二丁目50-1	大・小体育室	2	○	○	○
546	深川	深川児童館	安佐北区	深川五丁目12-2	遊戯室	2	○	○	②
547	深川	深川保育園	安佐北区	深川五丁目4-4	保育室	1	○	○	—
548	深川	深川集会所	安佐北区	深川一丁目5-11	集会室	2	○	○	—
549	亀崎	亀崎小学校	安佐北区	亀崎四丁目2-1	体育館・教室	3	○	○	○
550	亀崎	亀崎中学校	安佐北区	亀崎四丁目1-1	体育館・教室	4	—	○	○
551	亀崎	亀崎児童館	安佐北区	亀崎四丁目2-2	遊戯室	2	○	○	○
552	亀崎	亀崎集会所	安佐北区	亀崎三丁目6-18	ホール・研修室等	2	○	○	○
553	真亀	真亀小学校	安佐北区	真亀五丁目28-1	体育館・教室	4	○	○	○
554	真亀	落合中学校	安佐北区	真亀二丁目1-1	体育館・教室	4	○	○	○
555	真亀	真亀公民館	安佐北区	真亀一丁目3-27	体育館・研修室・会議室	2	○	○	○
556	真亀	真亀児童館	安佐北区	真亀一丁目3-27	遊戯室	2	○	○	○
557	真亀	真亀保育園	安佐北区	真亀三丁目4-2	保育室	2	○	○	○
558	真亀	真亀集会所	安佐北区	真亀三丁目4-1	集会室	2	○	○	○
559	倉掛	倉掛小学校	安佐北区	倉掛一丁目13-1	体育館・教室	4	○	○	○
560	倉掛	倉掛公民館	安佐北区	倉掛一丁目12-1	ホール・研修室等	2	○	○	○
561	倉掛	広島市総合防災センター	安佐北区	倉掛二丁目33-1	ロビー・教室	5	—	○	○
562	倉掛	倉掛児童館	安佐北区	倉掛一丁目12-1	遊戯室	2	○	○	○
563	倉掛	倉掛集会所	安佐北区	倉掛二丁目2-2	集会室	2	○	○	○
564	落合東	落合東小学校	安佐北区	落合四丁目13-1	体育館・教室	4	○	○	○
565	落合東	落合東児童館	安佐北区	落合四丁目13-2	遊戯室	2	○	○	○
566	落合東	落合東幼稚園	安佐北区	落合四丁目14-1	教室	1	○	○	○

指定緊急避難場所一覧表（風水害）

災害種別の欄の「○」印は、その災害に対する避難場所として、指定していることを示しています。

表中の高潮、洪水の○付数字については、当該施設が浸水想定区域内に所在するため、その数以上の階を避難スペースとして活用できることを示しています。

番号	小学校区	名称	行政区	所在地	避難場所	階数	災害種別		
							土砂	高潮	洪水
567	落合東	落合保育園	安佐北区	落合三丁目8-21	保育室	2	○	○	○
568	落合東	玖村会館	安佐北区	落合二丁目41-26	集会室	2	○	○	—
569	落合東	落合東集会所	安佐北区	落合五丁目10-14	集会室	2	○	○	○
570	落合	落合小学校	安佐北区	落合南二丁目13-1	体育館・教室	4	○	○	○
571	落合	落合児童館	安佐北区	落合南二丁目13-3	遊戯室	2	—	○	○
572	落合	落合幼稚園	安佐北区	落合南二丁目13-2	教室	1	—	○	○
573	落合	落合集会所	安佐北区	落合南二丁目4-5	集会室	2	—	○	○
574	口田東	口田東小学校	安佐北区	口田二丁目1-1	体育館・教室	4	○	○	○
575	口田東	口田中学校	安佐北区	口田南九丁目13-1	体育館・教室	4	—	○	○
576	口田東	口田公民館	安佐北区	口田四丁目9-19	ホール・研修室等	2	○	○	○
577	口田東	口田東児童館	安佐北区	口田二丁目1-3	遊戯室	2	○	○	○
578	口田東	口田東集会所	安佐北区	口田四丁目12-23	集会室	1	—	○	○
579	口田	口田小学校	安佐北区	口田南二丁目7-2	体育館・教室	4	○	○	○
580	口田	口田児童館	安佐北区	口田南二丁目7-3	遊戯室	2	○	○	○
581	口田	口田南集会所	安佐北区	口田南二丁目21-23	集会室	1	○	○	○
582	口田	口田保育園	安佐北区	口田南四丁目33-20	保育室	2	○	○	○
583	大林	大林小学校	安佐北区	大林四丁目14-1	体育館・教室	2	○	○	②
584	大林	大林保育園	安佐北区	大林四丁目15-18	保育室	2	—	○	②
585	大林	大林集会所	安佐北区	大林二丁目8-33	集会室	2	○	○	○
586	三入	三入小学校	安佐北区	三入三丁目12-1	体育館・教室	3	○	○	②
587	三入	三入公民館	安佐北区	三入五丁目15-9	ホール・研修室等	2	○	○	②
588	三入	三入児童館	安佐北区	三入五丁目15-9	遊戯室	2	○	○	②
589	三入	三入集会所	安佐北区	三入二丁目28-21	集会室	2	○	○	②
590	三入東	三入東小学校	安佐北区	三入東一丁目3-1	体育館・教室	4	—	○	○
591	三入東	三入中学校	安佐北区	三入東一丁目7-1	体育館・教室	4	○	○	○
592	三入東	三入東児童館	安佐北区	三入東一丁目10-5	遊戯室	2	○	○	○
593	三入東	三入東学区集会所	安佐北区	三入東二丁目7-14	集会室	2	○	○	○
594	三入東	市立広島中等教育学校	安佐北区	三入東一丁目14-1	体育館・教室	4	○	○	○
595	可部	可部小学校	安佐北区	可部四丁目9-1	体育館・教室	4	○	○	②
596	可部	可部中学校	安佐北区	可部七丁目2-1	体育館・教室	4	○	○	②
597	可部	可部児童館	安佐北区	可部四丁目9-2	遊戯室	2	○	○	②
598	可部	安佐北区民文化センター	安佐北区	可部七丁目28-25	ホール・会議室等	3	—	○	○
599	可部	安佐北区総合福祉センター	安佐北区	可部三丁目19-22	公民館ホール老人集会所	8	○	○	②
600	可部	安佐北区図書館	安佐北区	可部七丁目28-25	図書室	3	—	○	○
601	可部	可部学区集会所	安佐北区	可部三丁目46-33	集会室	2	○	○	②
602	可部	城保育園	安佐北区	可部七丁目29-4	保育室	2	—	○	○
603	可部	台中央集会所	安佐北区	可部東五丁目24-23	集会室	1	—	○	○
604	可部	姫瀬集会所	安佐北区	可部町大字勝木284	集会室	1	—	○	○
605	可部	大野集会所	安佐北区	可部町大字勝木1012-3	集会室	1	—	○	○
606	可部南	可部南小学校	安佐北区	可部南二丁目11-1	体育館・教室	3	○	○	②
607	可部南	可部南児童館	安佐北区	可部南二丁目11-2	遊戯室	2	○	○	—
608	可部南	広島市可部福祉センター	安佐北区	可部南二丁目23-28	ホール・研修室等	2	○	○	—
609	可部南	北部こども療育センター	安佐北区	可部南五丁目8-70	遊戯室	4	○	○	②
610	可部南	下の浜集会所	安佐北区	可部南五丁目1-2	集会室	1	○	○	○
611	可部南	可部南集会所	安佐北区	可部東二丁目25-3	集会室	2	—	○	○
612	可部南	県立可部高等学校	安佐北区	可部東四丁目27-1	体育館・教室	3	○	○	○
613	可部南	上原前集会所	安佐北区	可部東一丁目26-28	集会室	1	—	○	○
614	可部南	上原北集会所	安佐北区	可部東四丁目22-5	集会室	1	—	○	○
615	可部南	第二東亜ハイツ集会所	安佐北区	可部東三丁目27-1	集会室	1	—	○	○
616	可部南	中島会館	安佐北区	可部南一丁目1-39	集会室	1	○	○	—
617	可部南	中島南集会所	安佐北区	可部南一丁目23-27-3	集会室	1	○	○	—
618	可部南	中屋集会所	安佐北区	可部南四丁目10-37	集会室	1	○	○	—
619	可部南	広島市安佐北コミュニティセンター	安佐北区	可部南二丁目1-38	ホール	6	○	○	②
620	亀山	亀山小学校	安佐北区	亀山五丁目11-1	体育館・教室	3	—	○	○
621	亀山	亀山児童館	安佐北区	亀山七丁目4-10	遊戯室	2	○	○	○
622	亀山	可部運動公園管理事務所	安佐北区	可部町大字勝木1410	ロビー・トレーニング室	2	○	○	○
623	亀山	亀山集会所	安佐北区	亀山五丁目9-5	集会室	2	—	○	○
624	亀山	行森集会所	安佐北区	可部町大字勝木1391-2	集会室	1	—	○	○
625	亀山南	亀山南小学校	安佐北区	亀山南三丁目28-2	体育館・教室	4	○	○	○
626	亀山南	亀山中学校	安佐北区	亀山南三丁目28-1	体育館・教室	4	○	○	○
627	亀山南	亀山公民館	安佐北区	亀山南三丁目16-16	研修室	2	—	○	○
628	亀山南	亀山南児童館	安佐北区	亀山南三丁目28-3	遊戯室	2	○	○	○
629	亀山南	亀山南集会所	安佐北区	亀山南二丁目6-15	集会室	2	—	○	○
630	亀山南	亀山南保育園	安佐北区	亀山南五丁目44-31	保育室	2	—	○	○
631	亀山南	今井田集会所	安佐北区	可部町大字今井田157	集会室	1	○	○	○
632	亀山南	虹山集会所	安佐北区	亀山南五丁目4-6	集会室	1	○	○	○
633	鈴張	鈴張小学校	安佐北区	安佐町大字鈴張1896	体育館・教室	4	—	○	○
634	鈴張	鈴張児童館	安佐北区	安佐町大字鈴張1915	遊戯室	2	—	○	○
635	鈴張	鈴張集会所	安佐北区	安佐町大字鈴張2025-1	集会室	2	—	○	○
636	鈴張	特別養護老人ホームこころ	安佐北区	安佐町大字鈴張2688	ラウンジ	2	○	○	○
637	飯室	飯室小学校	安佐北区	安佐町大字飯室1544	体育館・教室	4	○	○	②

指定緊急避難場所一覧表（風水害）

災害種別の欄の「○」印は、その災害に対する避難場所として、指定していることを示しています。

表中の高潮、洪水の○付数字については、当該施設が浸水想定区域内に所在するため、その数以上の階を避難スペースとして活用できることを示しています。

番号	小学校区	名称	行政区	所在地	避難場所	階数	災害種別		
							土砂	高潮	洪水
638	飯室	飯室児童館	安佐北区	安佐町大字飯室1544-1	遊戯室	2	○	○	②
639	飯室	安佐小河内集会所	安佐北区	安佐町大字小河内4579-3	研修室	2	—	○	○
640	飯室	清和中学校	安佐北区	安佐町大字飯室3737	体育館・教室	3	—	○	○
641	飯室	青少年野外活動センター	安佐北区	安佐町大字小河内5135	研修室・体育館	2	○	○	○
642	飯室	旧小河内小学校	安佐北区	安佐町大字小河内4734	体育館・教室	3	○	○	○
643	飯室	安佐公民館	安佐北区	安佐町大字飯室3455-1	大集会室・研修室等	2	—	○	○
644	飯室	小峠集会所	安佐北区	安佐町大字小河内1217-2	集会室	1	—	○	○
645	飯室	飯室集会所	安佐北区	安佐町大字飯室1569-8	集会室・和室	2	○	○	○
646	飯室	いずみ保育園	安佐北区	安佐町大字飯室1515	保育室	1	—	○	○
647	飯室	旧久地小学校	安佐北区	安佐町大字久地4477-2	体育館・教室	3	—	○	○
648	飯室	久地保育園	安佐北区	安佐町大字久地4453-1	保育室	1	○	○	○
649	飯室	久地集会所	安佐北区	安佐町大字久地4492	集会室	1	—	○	○
650	久地南	久地南小学校	安佐北区	安佐町大字くすの木台55-1	体育館・教室	4	—	○	○
651	久地南	久地南児童館	安佐北区	安佐町大字くすの木台52-1	遊戯室	2	○	○	○
652	久地南	久地南集会所	安佐北区	安佐町大字くすの木台52-2	集会室	2	○	○	○
653	久地南	境原集会所	安佐北区	安佐町大字久地283-3	集会室	1	—	○	○
654	筒瀬	筒瀬小学校	安佐北区	安佐町大字筒瀬1598	体育館・教室	2	—	○	○
655	筒瀬	筒瀬集会所	安佐北区	安佐町大字筒瀬459-3	集会室	1	—	○	○
656	筒瀬	筒瀬福祉センター	安佐北区	安佐町大字筒瀬125-1	ホール	1	○	○	—
657	筒瀬	北部資源選別センター	安佐北区	安佐町大字筒瀬864	研修室	2	○	○	○
658	日浦	日浦小学校	安佐北区	あさひが丘七丁目12-1	体育館・教室	4	○	○	○
659	日浦	毛木集会所	安佐北区	安佐町大字毛木761	集会室	1	—	○	○
660	日浦	日浦中学校	安佐北区	あさひが丘七丁目20-1	体育館・教室	4	○	○	○
661	日浦	日浦公民館	安佐北区	あさひが丘三丁目23-13	ホール・児童室等	2	○	○	○
662	日浦	日浦児童館	安佐北区	あさひが丘三丁目21-1	遊戯室	2	—	○	○
663	日浦	日浦学区集会所	安佐北区	あさひが丘六丁目3-25	集会室	2	○	○	○
664	日浦	後山集会所	安佐北区	安佐町大字後山1411-5	集会室	1	—	○	○
665	瀬野	瀬野小学校	安芸区	瀬野一丁目35-32	体育館・教室	3	—	○	○
666	瀬野	瀬野川東中学校	安芸区	中野七丁目29-1	体育館・教室	4	—	○	○
667	瀬野	瀬野福祉センター	安芸区	瀬野一丁目4-19	ホール・和室	4	○	○	○
668	瀬野	瀬野児童館	安芸区	瀬野一丁目36-13	遊戯室	2	—	○	○
669	瀬野	瀬野公民館	安芸区	瀬野一丁目29-21	ホール・会議室	2	—	○	○
670	瀬野	荒谷集会所	安芸区	上瀬野町399-3	集会室	1	—	○	○
671	瀬野	瀬野学区集会所	安芸区	上瀬野二丁目16-12	集会室	2	—	○	②
672	瀬野	瀬野幼稚園	安芸区	瀬野一丁目35-1	教室	1	—	○	○
673	瀬野	正之坪集会所	安芸区	瀬野南一丁目15-7	集会室	1	○	○	○
674	瀬野	中大山集会所	安芸区	上瀬野町758	集会室	1	—	○	○
675	瀬野	朝宮集会所	安芸区	上瀬野南一丁目1995	集会室	1	○	○	○
676	瀬野	立石集会所	安芸区	瀬野町2737-9	集会室	1	—	○	○
677	瀬野	瀬野川公園	安芸区	上瀬野	体育館	1	○	○	○
678	みどり坂	みどり坂小学校	安芸区	瀬野西一丁目38-1	体育館・教室	4	○	○	○
679	みどり坂	みどり坂学区集会所	安芸区	瀬野西四丁目4-10	集会室	2	○	○	○
680	中野	中野小学校	安芸区	中野四丁目21-1	体育館・教室	3	—	○	○
681	中野	瀬野川中学校	安芸区	中野四丁目24-1	体育館・教室	4	—	○	○
682	中野	安芸区スポーツセンター	安芸区	中野東二丁目3-1	大・小体育館	3	○	○	○
683	中野	中野児童館	安芸区	中野四丁目21-2	遊戯室	2	—	○	○
684	中野	中野公民館	安芸区	中野三丁目20-9	大集会室・研修室等	3	—	○	②
685	中野	下前田集会所	安芸区	中野二丁目34-11	集会室	1	—	○	○
686	中野	中野西集会所	安芸区	中野二丁目6-21	集会室	2	○	○	○
687	中野東	中野東小学校	安芸区	中野五丁目11-1	体育館・教室	4	○	○	○
688	中野東	中野東児童館	安芸区	中野五丁目11-1	遊戯室	2	○	○	○
689	中野東	中野集会所	安芸区	中野五丁目20-2	集会室	2	—	○	○
690	中野東	中野保育園	安芸区	中野五丁目19-1	保育室	2	—	○	○
691	畑賀	畑賀小学校	安芸区	畑賀三丁目28-16	体育館・教室	4	○	○	○
692	畑賀	畑賀児童館	安芸区	畑賀三丁目23-12	遊戯室	2	○	○	○
693	畑賀	畑賀学区集会所	安芸区	畑賀二丁目15-23	集会所・ホール	2	—	○	○
694	畑賀	畑賀福祉センター	安芸区	畑賀三丁目30-14	ホール・講座室	2	○	○	○
695	畑賀	畑賀保育園	安芸区	畑賀三丁目7-8	保育室	2	—	○	○
696	畑賀	奥畑集会所	安芸区	畑賀町1004-5	集会室	1	—	○	○
697	阿戸	阿戸小学校(阿戸小中一貫教育校)	安芸区	阿戸町2862-1	教室	3	○	○	○
698	阿戸	阿戸中学校(阿戸小中一貫教育校)	安芸区	阿戸町2847	教室	3	—	○	○
699	阿戸	阿戸児童館	安芸区	阿戸町6175-2	遊戯室	2	—	○	○
700	阿戸	阿戸公民館	安芸区	阿戸町6166	ホール等	2	—	○	○
701	阿戸	阿戸学区集会所	安芸区	阿戸町2488-5	集会室・和室	2	○	○	○
702	阿戸	阿戸福祉センター	安芸区	阿戸町6038	ホール・会議室	2	—	○	○
703	阿戸	阿戸認定こども園	安芸区	阿戸町2622	教室	1	○	○	○
704	阿戸	阿戸生活改善センター	安芸区	阿戸町4020-1	集会室	1	—	○	○
705	船越	船越小学校	安芸区	船越五丁目22-11	体育館・教室	3	○	③	②
706	船越	船越中学校	安芸区	船越六丁目44-1	体育館・教室	4	—	○	○
707	船越	船越公民館	安芸区	船越五丁目22-23	大集会室・体育棟等	2	○	—	②
708	船越	安芸区民文化センター	安芸区	船越南三丁目2-16	ホール・大広間等	4	○	②	②
709	船越	船越西部保育園	安芸区	船越一丁目41-9	保育室	1	○	—	○

指定緊急避難場所一覧表（風水害）

災害種別の欄の「○」印は、その災害に対する避難場所として、指定していることを示しています。

表中の高潮、洪水の○付数字については、当該施設が浸水想定区域内に所在するため、その数以上の階を避難スペースとして活用できることを示しています。

番号	小学校区	名称	行政区	所在地	避難場所	階数	災害種別		
							土砂	高潮	洪水
710	船越	西古谷集会所	安芸区	船越一丁目9-11	集会室	2	○	○	○
711	船越	船越東部集会所	安芸区	船越五丁目22-1	集会室	2	○	—	②
712	船越	船越南部保育園	安芸区	船越南三丁目21-23	保育室	1	○	—	—
713	船越	船越幼稚園	安芸区	船越五丁目22-41	教室	2	○	—	②
714	船越	北鴻治集会所	安芸区	船越南三丁目25-31	集会室	2	○	—	②
715	矢野西	矢野西小学校	安芸区	矢野西四丁目5-1	体育館・教室	4	○	○	○
716	矢野西	県立安芸南高等学校	安芸区	矢野西二丁目15-1	体育館・教室	1	○	—	○
717	矢野西	矢野西児童館	安芸区	矢野西四丁目5-1	遊戯室	3	—	○	○
718	矢野西	矢野西保育園	安芸区	矢野西四丁目11-12	保育室	2	○	○	○
719	矢野西	矢野西集会所	安芸区	矢野西一丁目37-11	集会所・ホール	2	○	—	○
720	矢野西	大磯・星ヶ丘集会所	安芸区	矢野西三丁目42-2	集会室・和室	2	○	○	○
721	矢野	矢野小学校	安芸区	矢野西六丁目11-1	体育館・教室	4	○	○	○
722	矢野	矢野中学校	安芸区	矢野東二丁目16-1	体育館・教室	3	—	○	○
723	矢野	矢野児童館	安芸区	矢野西六丁目11-1	遊戯室	2	○	○	○
724	矢野	矢野公民館	安芸区	矢野西五丁目24-2	ホール・研修室等	3	○	○	○
725	矢野	矢野福祉センター	安芸区	矢野西六丁目12-1	集会室	2	—	○	○
726	矢野	矢野東保育園	安芸区	矢野東六丁目19-14	保育室	2	—	○	○
727	矢野	矢野上集会所	安芸区	矢野西七丁目6-26	集会室	2	—	○	○
728	矢野	矢野中央保育園	安芸区	矢野東五丁目9-2	保育室	2	○	○	○
729	矢野	矢野東集会所	安芸区	矢野東五丁目2-29	集会室・和室	2	○	○	○
730	矢野	矢野幼稚園	安芸区	矢野西六丁目12-2	教室	2	○	○	○
731	(寺屋敷地区)	寺屋敷集会所	安芸区	矢野町寺屋敷740-3	集会室	1	○	○	○
732	矢野南	矢野南小学校	安芸区	矢野南四丁目17-1	体育館・教室	3	○	○	○
733	矢野南	矢野南児童館	安芸区	矢野南四丁目9-22	遊戯室	2	—	○	○
734	矢野南	矢野南集会所	安芸区	矢野南二丁目20-37	集会室・和室	2	—	○	○
735	湯来東地区	湯来東小学校	佐伯区	湯来町大字麦谷1803-1	体育館・教室	2	○	○	②
736	湯来東地区	湯来中学校	佐伯区	湯来町大字和田118-1	体育館・教室	3	—	○	○
737	湯来東地区	佐伯区図書館湯来河野閲覧室	佐伯区	湯来町大字和田353-1	図書室	2	○	○	○
738	湯来東地区	湯来農村環境改善センター	佐伯区	湯来町大字麦谷2501	ホール、和室	1	○	○	—
739	湯来東地区	湯来福祉会館	佐伯区	湯来町大字和田333	ホール、会議室等	1	○	○	○
740	湯来東地区	湯来保育園	佐伯区	湯来町大字和田94-16	保育室	1	—	○	○
741	湯来東地区	下五原集会所	佐伯区	湯来町大字下1503-2	集会室、和室	1	○	○	—
742	湯来東地区	下和田集会所	佐伯区	湯来町大字和田1021-3	集会室	1	○	○	—
743	湯来西地区	旧湯来西小学校	佐伯区	湯来町大字多田甲2419	体育館・教室	2	—	○	○
744	湯来西地区	湯来西公民館	佐伯区	湯来町大字多田2712	大ホール	2	—	○	○
745	湯来西地区	広島市湯来交流体験センター	佐伯区	湯来町大字多田	工芸室、会議室、調理室	1	○	○	○
746	湯来西地区	菅沢集会所	佐伯区	湯来町大字菅沢424-1	大会議室	1	○	○	○
747	湯来南	湯来南小学校	佐伯区	湯来町大字白砂3555-1	体育館・教室	2	—	○	○
748	湯来南	砂谷中学校	佐伯区	湯来町大字伏谷5-1	体育館・教室	3	—	○	○
749	湯来南	佐伯区スポーツセンター湯来体育館	佐伯区	湯来町大字白砂1215	体育室、会議室	2	○	○	○
750	湯来南	湯来南公民館	佐伯区	湯来町大字伏谷甲13-1	大会議室	3	○	○	○
751	湯来南	湯来南保育園	佐伯区	湯来町大字白砂3538	保育室	1	○	○	○
752	湯来南	大森集会所	佐伯区	湯来町大字伏谷1499	集会室、和室	1	—	○	○
753	湯来南	葛原集会所	佐伯区	湯来町大字葛原707	会議室、小会議室	1	—	○	○
754	湯来南	県立湯来南高等学校	佐伯区	湯来町大字伏谷1198	体育館	3	○	○	○
755	石内	石内小学校	佐伯区	五日市町大字石内3276	体育館・教室	3	—	○	○
756	石内	石内福祉センター	佐伯区	石内南一丁目5-1	ホール・和室	2	○	○	○
757	石内	石内公民館	佐伯区	五日市町大字石内3289-1	大集会室・和室	2	○	○	○
758	石内	石内保育園	佐伯区	五日市町大字石内4134-2	保育室	2	○	○	○
759	河内	河内小学校	佐伯区	五日市町大字上河内371	体育館・教室	4	○	○	○
760	河内	河内公民館	佐伯区	五日市町大字上河内537	大集会室・和室	2	○	○	○
761	河内	河内体育館	佐伯区	五日市町大字上河内537	道場	2	○	○	○
762	河内	河内児童館	佐伯区	五日市町大字上河内1601-1	遊戯室	2	—	○	○
763	河内	河内保育園	佐伯区	五日市町大字上河内493	保育室	2	—	○	○
764	河内	下小深川集会所	佐伯区	五日市町大字下小深川84-1	集会室	1	—	○	○
765	河内	魚切多目的集会所	佐伯区	五日市町大字上河内乙976	集会室	2	—	○	○
766	河内	門前集会所	佐伯区	五日市町大字下小深川320	集会室	1	—	○	○
767	河内	野登呂多目的集会所	佐伯区	五日市町大字上小深川753-4	集会室	1	—	○	○
768	五月が丘	五月が丘小学校	佐伯区	五月が丘二丁目22-1	体育館・教室	4	—	○	○
769	五月が丘	五月が丘中学校	佐伯区	五月が丘二丁目23-1	体育館・教室	4	—	○	○
770	五月が丘	五月が丘公民館	佐伯区	五月が丘五丁目3-33	研修室・和室	2	○	○	○
771	五月が丘	五月が丘児童館	佐伯区	五月が丘二丁目22-2	遊戯室	2	—	○	○
772	五月が丘	五月が丘保育園	佐伯区	五月が丘五丁目21-22	保育室	2	○	○	○
773	五月が丘	老人いこいの家つき荘	佐伯区	五月が丘四丁目14-10	ホール・集会室	1	○	○	○
774	五月が丘	(近隣地区からの車中避難用) ジ・アウトレット広島南駐車場内立体 駐車場	佐伯区	石内東四丁目1-1	立体駐車場	3	○	○	○
775	石内北	石内北小学校	佐伯区	石内北三丁目23-1	体育館・教室	3	○	○	○
776	石内北	石内北学区集会所	佐伯区	石内北一丁目5-33	集会室・談話室等	1	○	○	○
777	藤の木	藤の木小学校	佐伯区	藤の木二丁目2-1	体育館・教室	4	○	○	○
778	藤の木	藤の木児童館	佐伯区	藤の木二丁目2-2	遊戯室	2	○	○	○

指定緊急避難場所一覧表（風水害）

災害種別の欄の「○」印は、その災害に対する避難場所として、指定していることを示しています。

表中の高潮、洪水の○付数字については、当該施設が浸水想定区域内に所在するため、その数以上の階を避難スペースとして活用できることを示しています。

番号	小学校区	名称	行政区	所在地	避難場所	階数	災害種別		
							土砂	高潮	洪水
779	藤の木	藤の木公民館	佐伯区	藤の木二丁目27-7	会議室・研修室等	2	○	○	○
780	彩が丘	彩が丘小学校	佐伯区	河内南二丁目10-1	体育館・教室	4	○	○	○
781	彩が丘	彩が丘児童館	佐伯区	河内南二丁目10-2	遊戯室	2	○	○	○
782	彩が丘	彩が丘公民館	佐伯区	河内南一丁目21-6	会議室・研修室等	2	—	○	○
783	美鈴が丘	美鈴が丘小学校	佐伯区	美鈴が丘西一丁目8-1	体育館・教室	4	○	○	○
784	美鈴が丘	美鈴が丘中学校	佐伯区	美鈴が丘南一丁目12-1	体育館・教室	4	○	○	○
785	美鈴が丘	美鈴が丘児童館	佐伯区	美鈴が丘西一丁目8-2	遊戯室	2	○	○	○
786	美鈴が丘	美鈴が丘公民館	佐伯区	美鈴が丘南三丁目1-9	研修室・和室	2	—	○	○
787	美鈴が丘	市立美鈴が丘高等学校	佐伯区	美鈴が丘緑二丁目13-1	体育館・教室	4	○	○	○
788	八幡東	八幡東小学校	佐伯区	八幡東四丁目27-1	体育館・教室	4	○	○	○
789	八幡東	三和中学校	佐伯区	利松三丁目10-1	体育館・教室	4	○	○	○
790	八幡東	八幡東公民館	佐伯区	八幡東二丁目6-19	研修室・和室	2	○	○	②
791	八幡東	利松公民館	佐伯区	利松一丁目18-15	研修室・和室	2	○	○	○
792	八幡東	利松児童館	佐伯区	利松一丁目10-7	遊戯室	2	○	○	○
793	八幡東	八幡東保育園	佐伯区	八幡東三丁目18-3	保育室	1	○	○	—
794	八幡東	利松保育園	佐伯区	利松一丁目10-10	保育室	2	○	○	○
795	八幡	八幡小学校	佐伯区	八幡二丁目2-1	体育館・教室	4	○	○	○
796	八幡	城山中学校	佐伯区	城山二丁目17-1	体育館・教室	4	○	○	○
797	八幡	八幡児童館	佐伯区	八幡二丁目3-1	遊戯室	2	○	○	②
798	八幡	八幡公民館	佐伯区	八幡三丁目23-22	大集会室・研修室等	2	○	○	②
799	八幡	八幡保育園	佐伯区	八幡三丁目16-16	保育室	2	○	○	○
800	五日市観音西	五日市観音西小学校	佐伯区	坪井三丁目877	体育館・教室	4	—	○	○
801	五日市観音西	五日市観音中学校	佐伯区	坪井三丁目88	体育館・教室	4	—	○	○
802	五日市観音西	県立五日市高等学校	佐伯区	観音台三丁目15-1	体育館・教室	4	○	○	○
803	五日市観音西	五日市観音西児童館	佐伯区	坪井三丁目877	遊戯室	2	—	○	○
804	五日市観音	五日市観音小学校	佐伯区	三宅四丁目10-1	体育館・教室	4	○	○	○
805	五日市観音	広島工業大学鶴記念体育館・第二体育館	佐伯区	三宅二丁目1-1	体育館	2	○	○	○
806	五日市観音	坪井児童館	佐伯区	坪井一丁目32-9	遊戯室	2	○	○	○
807	五日市観音	坪井公民館	佐伯区	坪井一丁目32-10	大会議室・和室	2	○	○	○
808	五日市観音	千同保育園	佐伯区	千同二丁目10-1	保育室	2	○	○	○
809	五日市観音	三筋保育園	佐伯区	三筋二丁目2-14	保育室	1	○	○	—
810	五日市観音	坪井保育園	佐伯区	坪井一丁目32-8	保育室	2	○	○	○
811	五日市観音	三筋集会所	佐伯区	三筋二丁目6-2	集会室	1	○	○	—
812	五日市観音	広島工業大学武道館	佐伯区	三宅二丁目1-1	武道館	4	○	○	○
813	五日市中央	五日市中央小学校	佐伯区	五日市中央三丁目12-1	体育館・教室	3	○	○	②
814	五日市中央	五日市中学校	佐伯区	五日市中央六丁目4-1	体育館・教室	4	○	○	②
815	五日市中央	佐伯区民文化センター	佐伯区	五日市中央六丁目1-10	大広間・会議室等	2	○	○	②
816	五日市中央	五日市中央公民館	佐伯区	五日市中央四丁目8-20	会議室・和室等	2	○	○	②
817	五日市中央	五日市中央児童館	佐伯区	五日市中央三丁目12-2	遊戯室	2	○	○	②
818	五日市	五日市小学校	佐伯区	五日市三丁目1-1	体育館・教室	4	○	○	○
819	五日市	五日市公民館	佐伯区	新宮苑11-14	ホール・会議室等	3	○	○	○
820	五日市	五日市児童館	佐伯区	五日市三丁目1-1	遊戯室	2	○	○	○
821	五日市	五日市駅前保育園	佐伯区	五日市駅前一丁目1-3	保育室	2	○	○	②
822	五日市	五日市中央北保育園	佐伯区	五日市中央七丁目8-43	保育室	2	○	○	②
823	五日市東	皆賀公民館	佐伯区	五日市町大字昭和台34-2	研修室・和室等	2	—	○	○
824	五日市東	五日市東児童館	佐伯区	皆賀二丁目3-2	遊戯室	2	○	○	○
825	五日市東	五日市東小学校	佐伯区	皆賀二丁目3-1	体育館・教室	3	○	○	○
826	五日市南	五日市南小学校	佐伯区	海老園三丁目18-1	体育館・教室	4	○	○	○
827	五日市南	五日市南中学校	佐伯区	海老園四丁目2-21	体育館・教室	4	○	②	○
828	五日市南	五日市南児童館	佐伯区	海老園三丁目18-2	遊戯室	2	○	○	○
829	五日市南	吉見園公民館	佐伯区	吉見園13-1	会議室・研修室等	2	○	○	②
830	五日市南	五日市南保育園	佐伯区	海老園三丁目18-1	保育室	2	○	○	○
831	五日市南	広島なぎさ中学校・高等学校	佐伯区	海老山南一丁目13-10	体育館	2	○	○	○
832	楽々園	楽々園小学校	佐伯区	楽々園六丁目8-1	体育館・教室	3	○	②	○
833	楽々園	佐伯区スポーツセンター	佐伯区	楽々園六丁目1-27	大・小体育室	2	○	②	○
834	楽々園	楽々園児童館	佐伯区	楽々園六丁目8-2	遊戯室	2	○	②	○
835	楽々園	楽々園公民館	佐伯区	楽々園五丁目8-32	研修室・ホール	3	○	○	○
836	楽々園	老人いこいの家楽々荘	佐伯区	楽々園五丁目8-32	和室(3室)	1	○	○	○
837	楽々園	美隅公民館	佐伯区	美の里二丁目1-25	研修室・和室	2	○	○	②
838	楽々園	隅の浜美の里会館	佐伯区	美の里一丁目1-9	集会室	1	○	○	—
839	楽々園	美の里保育園	佐伯区	和室1、2、3	保育室	2	○	○	②

指定緊急避難場所一覧表(地震・津波・大火)

災害種類の欄の「○」印は、その災害に対する避難場所として、指定していることを示しています。

津波の欄の斜線「／」は、災害に対し適合していますが、津波浸水想定区域より一定以上の距離があるため指定していないことを示しています。

番号	名称	行政区	所在地	避難場所	災害種別		
					地震	津波	大火
1	白島小学校	中区	西白島町26-3	体育館・グラウンド	○	○	—
2	基町小学校	中区	基町20-2	体育館・グラウンド	○	○	—
3	広島サッカースタジアム (エディオンピースウイング広島)	中区	基町15-2-1	コンコース等	○	○	—
4	幟町小学校	中区	幟町3-10	体育館・グラウンド	○	—	—
5	袋町小学校	中区	袋町6-36	体育館・グラウンド	○	—	—
6	竹屋小学校	中区	鶴見町8-49	体育館・グラウンド	○	—	—
7	千田小学校	中区	東千田町二丁目1-34	体育館・グラウンド	○	—	—
8	中島小学校	中区	加古町10-8	体育館・グラウンド	○	—	—
9	吉島東小学校	中区	吉島東三丁目2-7	体育館・グラウンド	○	—	—
10	吉島小学校	中区	吉島西三丁目4-60	体育館・グラウンド	○	—	—
11	広瀬小学校	中区	広瀬町2-8	体育館・グラウンド	○	—	—
12	本川小学校	中区	本川町一丁目5-39	体育館・グラウンド	○	—	—
13	神崎小学校	中区	舟入中町1-36	体育館・グラウンド	○	—	—
14	舟入小学校	中区	舟入南二丁目9-48	体育館・グラウンド	○	—	—
15	江波小学校	中区	江波南二丁目2-53	体育館・グラウンド	○	○	—
16	旧広島市民球場跡地イベント広場(ひろしまゲートパークプラザ)	中区	基町5	公園	○	—	○
17	中央公園広場エリア	中区	基町15	公園	○	○	○
18	吉島公園	中区	羽衣町16	公園	○	—	○
19	吉島東公園	中区	吉島東三丁目1	公園	○	—	—
20	江波皿山公園	中区	江波二本松一丁目1	公園	○	○	—
21	東千田公園	中区	東千田町一丁目	公園	○	—	○
22	江波山公園	中区	江波二本松二丁目11ほか	公園	○	○	—
23	千田公園	中区	千田町三丁目7ほか	公園	○	—	—
24	平和記念公園	中区	中島町・大手町一丁目	公園	○	—	○
25	縮景園	中区	上幟町2	—	○	—	○
26	広島城跡	中区	基町21	—	○	○	○
27	福木小学校	東区	馬木九丁目1-2	体育館・グラウンド	○	／	—
28	温品小学校	東区	温品七丁目8-8	体育館・グラウンド	○	／	—
29	上温品小学校	東区	上温品三丁目4-1	体育館・グラウンド	○	／	—
30	戸坂小学校	東区	戸坂出江二丁目1-1	体育館・グラウンド	○	／	—
31	戸坂城山小学校	東区	戸坂城山町1-2	体育館・グラウンド	○	／	—
32	東浄小学校	東区	中山新町二丁目8-1	体育館・グラウンド	○	／	—
33	中山小学校	東区	中山東一丁目2-1	体育館・グラウンド	○	○	—
34	牛田新町小学校	東区	牛田新町一丁目15-1	体育館・グラウンド	○	／	—
35	早稲田小学校	東区	牛田早稲田四丁目9-1	体育館・グラウンド	○	／	—
36	牛田小学校	東区	牛田旭一丁目14-45	体育館・グラウンド	○	○	—
37	尾長小学校	東区	山根町21-10	体育館・グラウンド	○	—	—
38	矢賀小学校	東区	矢賀二丁目10-67	体育館・グラウンド	○	—	—
39	福木公園	東区	福田一丁目	公園	○	／	—
40	新牛田公園	東区	牛田新町一丁目8	公園	○	○	○
41	戸坂新町公園	東区	戸坂新町三丁目1	公園	○	—	—
42	牛田総合公園	東区	牛田新町一丁目ほか	公園	○	—	—
43	高天原墓園	東区	尾長町官有無番地	墓苑	○	○	○
44	戸坂中学校・戸坂庭球場・戸坂運動広場	東区	戸坂新町三丁目1	グラウンド等	○	／	○
45	広島城北学園	東区	戸坂城山町1	グラウンド	○	／	○
46	広島女学院大学	東区	牛田東4丁目13	グラウンド	○	／	○
47	荒神町小学校	南区	西蟹屋三丁目7-27	体育館・グラウンド	○	—	—
48	大州小学校	南区	大州五丁目10-12	体育館・グラウンド	○	—	—
49	青崎小学校	南区	青崎一丁目15-51	体育館・グラウンド	○	—	—
50	向洋新町小学校	南区	向洋新町一丁目6-2	体育館・グラウンド	○	○	—
51	段原小学校	南区	的場町二丁目4-19	体育館・グラウンド	○	—	—
52	比治山小学校	南区	上東雲町28-28	体育館・グラウンド	○	—	—
53	皆実小学校	南区	皆実町一丁目15-32	体育館・グラウンド	○	—	—
54	翠町小学校	南区	翠四丁目10-1	体育館・グラウンド	○	—	—
55	大河小学校	南区	旭一丁目8-1	体育館・グラウンド	○	—	—
56	黄金山小学校	南区	北大河町35-1	体育館・グラウンド	○	○	—
57	仁保小学校	南区	仁保新町二丁目8-30	体育館・グラウンド	○	—	—
58	楠那小学校	南区	楠那町5-7	体育館・グラウンド	○	—	—
59	宇品東小学校	南区	宇品東七丁目11-8	体育館・グラウンド	○	—	—
60	宇品小学校	南区	宇品御幸四丁目5-11	体育館・グラウンド	○	—	—
61	元宇品小学校	南区	元宇品町7-10	体育館・グラウンド	○	○	—

指定緊急避難場所一覧表(地震・津波・大火)

災害種別の欄の「○」印は、その災害に対する避難場所として、指定していることを示しています。

津波の欄の斜線「/」は、災害に対し適合していますが、津波浸水想定区域より一定以上の距離があるため指定していないことを示しています。

番号	名称	行政区	所在地	避難場所	災害種別		
					地震	津波	大火
62	似島小学校(似島小中一貫教育校)	南区	似島町字大黃2410	体育館・グラウンド	○	○	—
63	湊崎公園	南区	東雲三丁目18	公園	○	—	○
64	比治山下公園	南区	比治山本町8	公園	○	—	—
65	宇品第一公園	南区	宇品東二丁目1	公園	○	—	○
66	出島西公園	南区	出島二丁目22	公園	○	—	○
67	宇品西公園	南区	宇品御幸二丁目6	公園	○	—	—
68	比治山公園	南区	比治山公園	公園	○	○	○
69	似島臨海公園	南区	似島町大黃	公園	○	—	—
70	県立広島皆実高等学校・県立広島工業高等学校	南区	出汐二丁目4	グラウンド	○	—	○
71	広島市民球場(マツダスタジアム)	南区	南蟹屋町二丁目3-1	球場内・正面ゲート付近	○	—	○
72	大芝小学校	西区	大芝一丁目25-18	体育館・グラウンド	○	/	—
73	三篠小学校	西区	三篠町一丁目9-25	体育館・グラウンド	○	○	—
74	天満小学校	西区	天満町1-27	体育館・グラウンド	○	—	—
75	観音小学校	西区	観音本町二丁目1-26	体育館・グラウンド	○	—	—
76	南観音小学校	西区	南観音六丁目5-45	体育館・グラウンド	○	—	—
77	己斐小学校	西区	己斐上二丁目1-1	体育館・グラウンド	○	○	—
78	己斐中学校	西区	己斐上三丁目35-1	体育館・グラウンド	○	○	—
79	己斐上小学校	西区	己斐上六丁目455	体育館・グラウンド	○	/	—
80	己斐東小学校	西区	己斐中三丁目127	体育館・グラウンド	○	○	—
81	山田小学校	西区	山田新町二丁目21-1	体育館・グラウンド	○	/	—
82	古田台小学校	西区	古田台一丁目5-1	体育館・グラウンド	○	○	—
83	古田小学校	西区	古江西町18-43	体育館・グラウンド	○	○	—
84	高須小学校	西区	高須四丁目16-1	体育館・グラウンド	○	○	—
85	庚午小学校	西区	庚午中一丁目15-1	体育館・グラウンド	○	—	—
86	草津小学校	西区	草津東二丁目12-1	体育館・グラウンド	○	—	—
87	西区スポーツセンター	西区	庚午南二丁目41-1	体育館・グラウンド	○	—	—
88	鈴が峰小学校	西区	鈴が峰町36-2	体育館・グラウンド	○	○	—
89	井口台小学校	西区	井口台三丁目5-1	体育館・グラウンド	○	○	—
90	井口小学校	西区	井口二丁目13-1	体育館・グラウンド	○	○	—
91	井口明神小学校	西区	井口明神一丁目13-1	体育館・グラウンド	○	○	—
92	大芝公園・交通ランド	西区	大芝公園1・2	公園	○	○	○
93	草津公園	西区	庚午南二丁目38	公園	○	—	○
94	西部埋立第六公園	西区	商工センター一丁目13	公園	○	—	—
95	西部埋立第八公園	西区	草津南一丁目16	公園	○	—	—
96	井口台公園	西区	井口台三丁目6	公園	○	○	—
97	古田台公園	西区	古田台一丁目7	公園	○	○	—
98	高須台中央公園	西区	高須台三丁目21	公園	○	○	—
99	鈴が峰公園	西区	鈴が峰町45・46	公園	○	○	—
100	西部埋立第五公園	西区	商工センター三丁目2	公園	○	—	—
101	竜王公園	西区	竜王町	公園	○	○	—
102	県立広島井口高等学校・井口中学校・西部埋立第二公園	西区	井口明神二丁目10・11・12	グラウンド・公園	○	○	○
103	県総合グラウンド	西区	観音新町二丁目11	グラウンド	○	—	○
104	梅林小学校	安佐南区	八木三丁目3-9	体育館・グラウンド	○	/	—
105	八木小学校	安佐南区	八木九丁目17-1	体育館・グラウンド	○	/	—
106	城山北中学校	安佐南区	八木五丁目34-1	体育館・グラウンド	○	/	—
107	川内小学校	安佐南区	川内五丁目40-1	体育館・グラウンド	○	/	—
108	緑井小学校	安佐南区	緑井四丁目31-1	体育館・グラウンド	○	/	—
109	東野小学校	安佐南区	東野一丁目7-1	体育館・グラウンド	○	/	—
110	中筋小学校	安佐南区	中筋二丁目15-5	体育館・グラウンド	○	/	—
111	古市小学校	安佐南区	古市二丁目21-1	体育館・グラウンド	○	/	—
112	大町小学校	安佐南区	大町西二丁目24-1	体育館・グラウンド	○	/	—
113	毘沙門台小学校	安佐南区	毘沙門台三丁目1-1	体育館・グラウンド	○	/	—
114	安東小学校	安佐南区	安東一丁目28-1	体育館・グラウンド	○	/	—
115	安小学校	安佐南区	上安二丁目7-56	体育館・グラウンド	○	/	—
116	上安小学校	安佐南区	上安五丁目21-52	体育館・グラウンド	○	/	—
117	安北小学校	安佐南区	高取北二丁目30-1	体育館・グラウンド	○	/	—
118	安西小学校	安佐南区	高取南二丁目18-1	体育館・グラウンド	○	/	—
119	原南小学校	安佐南区	西原二丁目19-23	体育館・グラウンド	○	/	—
120	原小学校	安佐南区	西原六丁目29-6	体育館・グラウンド	○	/	—
121	祇園小学校	安佐南区	祇園三丁目1-27	体育館・グラウンド	○	/	—
122	山本小学校	安佐南区	山本三丁目13-1	体育館・グラウンド	○	/	—
123	春日野小学校	安佐南区	山本新町二丁目18-1	体育館・グラウンド	○	/	—

指定緊急避難場所一覧表(地震・津波・大火)

災害種類の欄の「○」印は、その災害に対する避難場所として、指定していることを示しています。

津波の欄の斜線「/」は、災害に対し適合していますが、津波浸水想定区域より一定以上の距離があるため指定していないことを示しています。

番号	名称	行政区	所在地	避難場所	災害種別		
					地震	津波	大火
124	長束小学校	安佐南区	長束四丁目15-1	体育館・グラウンド	○	/	—
125	長東西小学校	安佐南区	長東西一丁目26-1	体育館・グラウンド	○	/	—
126	戸山小学校(戸山小中一貫教育校)	安佐南区	沼田町大字阿戸3722	体育館・グラウンド	○	/	—
127	伴小学校	安佐南区	伴中央一丁目7-2	体育館・グラウンド	○	/	—
128	大塚小学校	安佐南区	大塚西六丁目1-1	体育館・グラウンド	○	/	—
129	伴東小学校	安佐南区	伴東七丁目11-1	体育館・グラウンド	○	/	—
130	伴南小学校	安佐南区	伴南一丁目29-1	体育館・グラウンド	○	/	—
131	高取公園	安佐南区	高取北四丁目17ほか	公園	○	/	—
132	毘沙門台公園	安佐南区	毘沙門台三丁目2	公園	○	/	—
133	八木梅林公園	安佐南区	八木一丁目22	公園	○	/	—
134	春日野中央公園	安佐南区	山本新町二丁目4	公園	○	/	—
135	大塚学びの丘公園	安佐南区	大塚東三丁目2	公園	○	/	—
136	毘沙門台東公園	安佐南区	毘沙門台東一丁目23	公園	○	/	—
137	Aシティ中央公園	安佐南区	大塚西七丁目41	公園	○	/	—
138	こころ北公園	安佐南区	伴南一丁目38ほか	公園	○	/	—
139	若葉中央公園	安佐南区	伴北七丁目34	公園	○	/	—
140	伴西公園	安佐南区	伴西一丁目6	公園	○	/	—
141	奥畑防災調節池公園	安佐南区	伴南三丁目2	公園	○	/	—
142	西風新都東公園	安佐南区	大塚東三丁目6	公園	○	/	—
143	安田女子大学	安佐南区	安東六丁目13	グラウンド	○	/	○
144	広島経済大学	安佐南区	祇園五丁目37	グラウンド	—	/	○
145	広島修道大学	安佐南区	大塚東一丁目1	グラウンド	○	/	○
146	広陵高等学校	安佐南区	伴東三丁目14-1	グラウンド	○	/	○
147	市立沼田高等学校	安佐南区	伴東六丁目1	グラウンド	○	/	○
148	祇園東中学校・太田川高水敷	安佐南区	西原七丁目16・18	グラウンド等	○	/	○
149	城南中学校・川内第二公園	安佐南区	川内六丁目8	グラウンド・公園	○	/	○
150	井原小学校	安佐北区	白木町大字井原825	体育館・グラウンド	○	/	—
151	志屋小学校	安佐北区	白木町大字志路3890-1	体育館・グラウンド	○	/	—
152	高南小学校	安佐北区	白木町大字秋山1188	体育館・グラウンド	○	/	—
153	白木中学校	安佐北区	白木町大字市川1428	体育館・グラウンド	○	/	—
154	三田小学校	安佐北区	白木町大字三田2649	体育館・グラウンド	○	/	—
155	狩小川小学校	安佐北区	上深川町1345	体育館・グラウンド	○	/	—
156	深川小学校	安佐北区	深川五丁目12-1	体育館・グラウンド	○	/	—
157	高陽中学校	安佐北区	深川六丁目22-6	体育館・グラウンド	○	/	—
158	亀崎小学校	安佐北区	亀崎四丁目2-1	体育館・グラウンド	○	/	—
159	倉掛小学校	安佐北区	倉掛一丁目13-1	体育館・グラウンド	○	/	—
160	真亀小学校	安佐北区	真亀五丁目28-1	体育館・グラウンド	○	/	—
161	落合東小学校	安佐北区	落合四丁目13-1	体育館・グラウンド	○	/	—
162	落合小学校	安佐北区	落合南二丁目13-1	体育館・グラウンド	○	/	—
163	口田東小学校	安佐北区	口田二丁目1-1	体育館・グラウンド	○	/	—
164	口田小学校	安佐北区	口田南二丁目7-2	体育館・グラウンド	○	/	—
165	大林小学校	安佐北区	大林四丁目14-1	体育館・グラウンド	○	/	—
166	三入小学校	安佐北区	三入三丁目12-1	体育館・グラウンド	○	/	—
167	三入東小学校	安佐北区	三入東一丁目3-1	体育館・グラウンド	○	/	—
168	三入中学校	安佐北区	三入東一丁目7-1	体育館・グラウンド	○	/	—
169	可部小学校	安佐北区	可部四丁目9-1	体育館・グラウンド	○	/	—
170	可部南小学校	安佐北区	可部南二丁目11-1	体育館・グラウンド	○	/	—
171	亀山小学校	安佐北区	亀山五丁目11-1	体育館・グラウンド	○	/	—
172	亀山南小学校	安佐北区	亀山南三丁目28-2	体育館・グラウンド	○	/	—
173	鈴張小学校	安佐北区	安佐町大字鈴張1896	体育館・グラウンド	○	/	—
174	旧小河内小学校	安佐北区	安佐町大字小河内4734	体育館・グラウンド	○	/	—
175	飯室小学校	安佐北区	安佐町大字飯室1544	体育館・グラウンド	○	/	—
176	旧久地小学校	安佐北区	安佐町大字久地4477-2	体育館・グラウンド	○	/	—
177	久地南小学校	安佐北区	安佐町大字くすの木台55-1	体育館・グラウンド	○	/	—
178	筒瀬小学校	安佐北区	安佐町大字筒瀬1598	体育館・グラウンド	○	/	—
179	日浦小学校	安佐北区	あさひが丘七丁目12-1	体育館・グラウンド	○	/	—
180	毛木集会所	安佐北区	安佐町大字毛木761	グラウンド等	○	/	—
181	中山公園	安佐北区	落合四丁目16	公園	○	/	○
182	西山公園	安佐北区	亀崎二丁目4	公園	○	/	—
183	あさひが丘公園	安佐北区	あさひが丘三丁目21	公園	○	/	—
184	矢口が丘公園	安佐北区	口田南九丁目19	公園	○	/	—
185	勝木台公園	安佐北区	亀山西二丁目32	公園	○	/	—

指定緊急避難場所一覧表(地震・津波・大火)

災害種別の欄の「○」印は、その災害に対する避難場所として、指定していることを示しています。

津波の欄の斜線「/」は、災害に対し適合していますが、津波浸水想定区域より一定以上の距離があるため指定していないことを示しています。

番号	名称	行政区	所在地	避難場所	災害種別		
					地震	津波	大火
186	桐陽台公園	安佐北区	三入東二丁目6	公園	○	/	—
187	口田南公園	安佐北区	口田南六丁目	公園	○	/	—
188	倉掛公園	安佐北区	倉掛三丁目37	公園	○	/	—
189	恵下山公園	安佐北区	真亀三丁目23	公園	○	/	—
190	寺迫公園	安佐北区	真亀一丁目9	公園	○	/	○
191	寺山公園	安佐北区	可部東四丁目28	公園	○	/	○
192	亀山中学校・亀山南小学校	安佐北区	亀山南三丁目28	グラウンド	○	/	○
193	県消防学校・市総合防災センター	安佐北区	倉掛二丁目33	グラウンド	○	/	○
194	瀬野小学校	安芸区	瀬野一丁目35-32	体育館・グラウンド	○	/	—
195	みどり坂小学校	安芸区	瀬野西一丁目38-1	体育館・グラウンド	○	/	—
196	中野小学校	安芸区	中野四丁目21-1	体育館・グラウンド	○	/	—
197	中野東小学校	安芸区	中野五丁目11-1	体育館・グラウンド	○	/	—
198	畑賀小学校	安芸区	畑賀三丁目28-16	体育館・グラウンド	○	/	—
199	阿戸小学校(阿戸小中一貫教育校)	安芸区	阿戸町2862-1	体育館・グラウンド	○	/	—
200	船越小学校	安芸区	船越五丁目22-11	体育館・グラウンド	○	—	—
201	船越中学校	安芸区	船越六丁目44-1	体育館・グラウンド	○	○	—
202	矢野西小学校	安芸区	矢野西四丁目5-1	体育館・グラウンド	○	○	—
203	矢野小学校	安芸区	矢野西六丁目11-1	体育館・グラウンド	○	○	—
204	矢野中学校	安芸区	矢野東二丁目16-1	体育館・グラウンド	○	○	—
205	矢野南小学校	安芸区	矢野南四丁目17-1	体育館・グラウンド	○	○	—
206	月が丘公園	安芸区	矢野東三丁目16	公園	○	○	—
207	矢野新町公園	安芸区	矢野新町一丁目1	公園	○	—	—
208	安芸矢野ニュータウン中央公園	安芸区	矢野南二丁目20	公園	○	○	—
209	みどり坂第一公園	安芸区	瀬野西二丁目2	公園	○	/	—
210	畑賀公園	安芸区	畑賀町	公園	○	/	—
211	岩滝公園	安芸区	船越四丁目12	公園	○	○	—
212	みどり坂中央公園	安芸区	瀬野西四丁目1	公園	○	/	—
213	絵下山公園	安芸区	矢野町	公園	○	/	—
214	瀬野川中学校	安芸区	中野四丁目24	グラウンド	○	/	○
215	県立安芸南高等学校	安芸区	矢野西二丁目15-1	グラウンド	○	—	○
216	湯来東小学校	佐伯区	湯来町大字麦谷1803-1	体育館・グラウンド	○	/	—
217	旧湯来西小学校	佐伯区	湯来町大字多田甲2419	体育館・グラウンド	○	/	—
218	佐伯区スポーツセンター湯来体育館	佐伯区	湯来町大字白砂1215	体育館・グラウンド	○	/	—
219	石内小学校	佐伯区	五日市町大字石内3276	体育館・グラウンド	○	/	—
220	河内小学校	佐伯区	五日市町大字上河内371	体育館・グラウンド	○	/	—
221	五月が丘小学校	佐伯区	五月が丘二丁目22-1	体育館・グラウンド	○	/	—
222	石内北小学校	佐伯区	石内北三丁目23-1	体育館・グラウンド	○	/	—
223	藤の木小学校	佐伯区	藤の木二丁目2-1	体育館・グラウンド	○	/	—
224	彩が丘小学校	佐伯区	河内南二丁目10-1	体育館・グラウンド	○	/	—
225	美鈴が丘小学校	佐伯区	美鈴が丘西一丁目8-1	体育館・グラウンド	○	/	—
226	八幡東小学校	佐伯区	八幡東四丁目27-1	体育館・グラウンド	○	/	—
227	八幡小学校	佐伯区	八幡二丁目2-1	体育館・グラウンド	○	/	—
228	五日市観音西小学校	佐伯区	坪井三丁目877	体育館・グラウンド	○	/	—
229	五日市観音小学校	佐伯区	三宅四丁目10-1	体育館・グラウンド	○	○	—
230	五日市中央小学校	佐伯区	五日市中央三丁目12-1	体育館・グラウンド	○	—	—
231	五日市小学校	佐伯区	五日市三丁目1-1	体育館・グラウンド	○	○	—
232	五日市東小学校	佐伯区	皆賀二丁目3-1	体育館・グラウンド	○	○	—
233	五日市南小学校	佐伯区	海老園三丁目18-1	体育館・グラウンド	○	—	—
234	楽々園小学校	佐伯区	楽々園六丁目8-1	体育館・グラウンド	○	—	—
235	広島工業大学	佐伯区	三宅二丁目1	グラウンド	○	○	○
236	五日市中学校・造幣局広島支局野球場	佐伯区	五日市中央六丁目4	グラウンド	○	○	○
237	五月が丘小学校・五月が丘中学校	佐伯区	五月が丘二丁目22・23	グラウンド	○	/	○
238	県立廿日市高等学校	佐伯区	美の里二丁目7	グラウンド	○	—	○
239	薬師が丘第六公園	佐伯区	五日市町大字薬師ヶ丘、大字保井田	公園	○	/	—
240	五月が丘第五公園	佐伯区	五月が丘五丁目4	公園	○	/	—
241	彩が丘中央公園	佐伯区	河内南一丁目21ほか	公園	○	/	—
242	石内南中央公園	佐伯区	石内南四丁目1	公園	○	/	—
243	坪井公園	佐伯区	坪井町字割巖須山・同字蛇抜	公園	○	/	—
244	杉並台公園	佐伯区	杉並台	公園	○	/	—
245	海老山公園	佐伯区	海老山町6	公園	○	○	—
246	美鈴が丘中央公園	佐伯区	美鈴が丘西一丁目7ほか	公園	○	/	—

指定避難所一覧表

番号	小学校区	名称	区	所在地	避難場所	収容人員
1	白島	白島小学校	中区	西白島町26-3	体育館・教室	1,438
2		広島県立文化芸術ホール	中区	白島北町19-1	4階リハーサル室	54
3	基町	基町小学校	中区	基町20-2	体育館・教室	967
4	幟町	幟町小学校	中区	幟町3-10	体育館・教室	813
5		幟町中学校	中区	上幟町6-29	体育館・教室	1,298
6	袋町	袋町小学校	中区	袋町6-36	体育館・教室	1,500
7		国泰寺中学校	中区	国泰寺町一丁目1-41	体育館・教室	2,244
8	竹屋	竹屋小学校	中区	鶴見町8-49	体育館・教室	813
9	千田	千田小学校	中区	東千田町二丁目1-34	体育館・教室	1,051
10		中区スポーツセンター	中区	千田町三丁目8-12	大・小体育室	1,062
11	中島	中島小学校	中区	加古町10-8	体育館・教室	795
12		アステールプラザ	中区	加古町4-17	4階大広間	1,822
13		広島国際会議場	中区	中島町1-5	会議室	1,603
14	吉島東	吉島東小学校	中区	吉島東三丁目2-7	体育館・教室	1,635
15		吉島中学校	中区	吉島東三丁目1-1	体育館・教室	1,719
16	吉島	吉島小学校	中区	吉島西三丁目4-60	体育館・教室	829
17		吉島体育館	中区	吉島西三丁目2-11	体育室	320
18	広瀬	広瀬小学校	中区	広瀬町2-8	体育館・教室	488
19	本川	本川小学校	中区	本川町一丁目5-39	体育館・教室	1,013
20	神崎	神崎小学校	中区	舟入中町1-36	体育館・教室	847
21	舟入	舟入小学校	中区	舟入南二丁目9-48	体育館・教室	1,004
22		江波中学校	中区	江波西一丁目1-13	体育館・教室	1,446
23		舟入高等学校	中区	舟入南一丁目4-4	体育館・教室	2,066
24	江波	江波小学校	中区	江波南二丁目2-53	体育館・教室	1,343
25	福木	福木小学校	東区	馬木九丁目1-2	体育館・教室	1,278
26	温品	温品小学校	東区	温品七丁目8-8	体育館・教室	1,324
27	上温品	上温品小学校	東区	上温品三丁目4-1	体育館・教室	811
28	戸坂	戸坂小学校	東区	戸坂出江二丁目1-1	体育館・教室	1,396
29	戸坂城山	戸坂城山小学校	東区	戸坂城山町1-2	体育館・教室	945
30	東浄	東浄小学校	東区	中山新町二丁目8-1	体育館・教室	1,060
31	中山	中山小学校	東区	中山東一丁目2-1	体育館・教室	925
32	牛田新町	牛田新町小学校	東区	牛田新町一丁目15-1	体育館・教室	905
33		牛田中学校	東区	牛田新町一丁目14-1	体育館・教室	1,030
34	早稲田	早稲田小学校	東区	牛田早稲田四丁目9-1	体育館・教室	992
35		早稲田中学校	東区	牛田早稲田四丁目15-1	体育館・教室	341
36	牛田	牛田小学校	東区	牛田旭一丁目14-45	体育館・教室	1,985
37	尾長	尾長小学校	東区	山根町21-10	体育館・教室	1,428
38	矢賀	矢賀小学校	東区	矢賀二丁目10-67	体育館・教室	792
39	荒神町	荒神町小学校	南区	西蟹屋三丁目7-27	体育館・教室	608
40	大州	大州小学校	南区	大州五丁目10-12	体育館・教室	720
41		大州中学校	南区	大州五丁目10-4	体育館・教室	821
42	青崎	青崎小学校	南区	青崎一丁目15-51	体育館・教室	991
43	向洋新町	向洋新町小学校	南区	向洋新町一丁目6-2	体育館・教室	472
44	段原	段原小学校	南区	の場町二丁目4-19	体育館・教室	814

指定避難所一覧表

番号	小学校区	名称	区	所在地	避難場所	収容人員
45	比治山	比治山小学校	南区	上東雲町28-28	体育館・教室	1,110
46		段原中学校	南区	霞一丁目3-30	体育館・教室	1,202
47		広島大学附属東雲小・中学校	南区	東雲三丁目1-33	体育館・教室・図書室	361
48	皆実	皆実小学校	南区	皆実町一丁目15-32	体育館・教室	1,120
49		南区民文化センター	南区	比治山本町16-27	会議室・大広間	389
50		広島大学附属小・中・高等学校	南区	翠一丁目1-1	体育館	1,032
51	翠町	翠町小学校	南区	翠四丁目10-1	体育館・教室	1,099
52		翠町中学校	南区	翠四丁目15-1	体育館・教室	1,148
53	大河	大河小学校	南区	旭一丁目8-1	体育館・教室	1,160
54		県立広島皆実高等学校	南区	出汐二丁目4-76	体育館	1,570
55		県立広島工業高等学校	南区	出汐二丁目4-75	体育館	1,357
56	黄金山	黄金山小学校	南区	北大河町35-1	体育館・教室	806
57	仁保	仁保小学校	南区	仁保新町二丁目8-30	体育館・教室	1,264
58		仁保中学校	南区	仁保一丁目56-1	体育館・教室	889
59		市立広島工業高等学校	南区	東本浦町1-18	体育館・教室	1,960
60	楠那	楠那小学校	南区	楠那町5-7	体育館・教室	742
61		楠那中学校	南区	楠那町4-1	体育館・教室	513
62		南区スポーツセンター	南区	楠那町7-31	体育室・武道場	901
63	宇品東	宇品東小学校	南区	宇品東七丁目11-8	体育館・教室	1,280
64		宇品中学校	南区	宇品東五丁目1-51	体育館・教室	1,334
65		南区スポーツセンター宇品体育館	南区	宇品海岸三丁目6-54	体育室	395
66		県立広島大学広島キャンパス	南区	宇品東一丁目1-71	体育館	1,600
67	宇品	宇品小学校	南区	宇品御幸四丁目5-11	体育館・教室	1,442
68	元宇品	元宇品小学校	南区	元宇品町7-10	体育館・教室	453
69	似島	似島小学校(似島小中一貫教育校)	南区	似島町字大黃2410	体育館・教室	422
70	大芝	大芝小学校	西区	大芝一丁目25-18	体育館・教室	1,149
71		崇徳高等学校	西区	楠木町四丁目15-13	体育館・教室	2,374
72	三篠	三篠小学校	西区	三篠町一丁目9-25	体育館・教室	1,169
73		中広中学校	西区	中広町三丁目1-41	体育館・教室	2,584
74		三滝少年自然の家	西区	三滝本町一丁目73-20	大集会室・会議室	400
75	天満	天満小学校	西区	天満町1-27	体育館・教室	1,058
76	観音	観音小学校	西区	観音本町二丁目1-26	体育館・教室	1,349
77		観音中学校	西区	南観音三丁目4-6	体育館・教室	1,648
78		県立広島観音高等学校	西区	南観音町4-10	体育館	984
79	南観音	南観音小学校	西区	南観音六丁目5-45	体育館・教室	1,636
80		南観音公民館	西区	観音新町二丁目16-46	大集会室・研修室	369
81		山陽高等学校	西区	観音新町四丁目12-5	体育館	1,000
82	己斐	己斐小学校	西区	己斐上二丁目1-1	体育館・教室	1,050
83	己斐上	己斐上小学校	西区	己斐上六丁目455	体育館・教室	1,459
84		己斐上中学校	西区	己斐上六丁目452-4	体育館・教室	963
85		己斐中学校	西区	己斐上三丁目35-1	体育館・教室	1,212
86	己斐東	己斐東小学校	西区	己斐中三丁目127	体育館・教室	416
87		ノートルダム清心中・高等学校	西区	己斐東一丁目10-1	体育館	813
88	山田	山田小学校	西区	山田新町二丁目21-1	体育館・教室	568

指定避難所一覧表

番号	小学校区	名称	区	所在地	避難場所	収容人員
89	古田台	古田台小学校	西区	古田台一丁目5-1	体育館・教室	1,104
90	古田	古田小学校	西区	古江西町18-43	体育館・教室	1,561
91		古田中学校	西区	古江西町27-1	体育館・教室	1,303
92	高須	高須小学校	西区	高須四丁目16-1	体育館・教室	364
93	庚午	庚午小学校	西区	庚午中一丁目15-1	体育館・教室	1,336
94		庚午中学校	西区	庚午中四丁目12-48	体育館・教室	1,218
95	草津	草津小学校	西区	草津東二丁目12-1	体育館・教室	1,219
96		西区スポーツセンター	西区	庚午南二丁目41-1	中・小体育室	560
97		草津公民館・草津東集会所	西区	草津東二丁目20-7	大集会室・研修室	338
98	鈴が峰	鈴が峰小学校	西区	鈴が峰町36-2	体育館・教室	1,248
99	井口台	井口台小学校	西区	井口台三丁目5-1	体育館・教室	1,039
100		井口台中学校	西区	井口台四丁目2-1	体育館・教室	1,307
101	井口	井口小学校	西区	井口二丁目13-1	体育館・教室	1,217
102		井口公民館	西区	井口鈴が台二丁目14-8	ホール	332
103		広島工業大学高等学校	西区	井口五丁目34-1	体育館・教室	1,683
104	井口明神	井口明神小学校	西区	井口明神一丁目13-1	体育館・教室	902
105		井口中学校	西区	井口明神二丁目12-1	体育館・教室	1,352
106	梅林	梅林小学校	安佐南区	八木三丁目3-9	体育館・教室	1,174
107	八木	城山北中学校	安佐南区	八木五丁目34-1	体育館・教室	1,100
108	川内	川内小学校	安佐南区	川内五丁目40-1	体育館・教室	1,590
109	緑井	緑井小学校	安佐南区	緑井四丁目31-1	体育館・教室	1,009
110	東野	東野小学校	安佐南区	東野一丁目7-1	体育館・教室	1,030
111	中筋	中筋小学校	安佐南区	中筋二丁目15-5	体育館・教室	1,249
112	古市	古市小学校	安佐南区	古市二丁目21-1	体育館・教室	939
113	大町	大町小学校	安佐南区	大町西二丁目24-1	体育館・教室	1,140
114		安佐中学校	安佐南区	大町東四丁目1-6	体育館・教室	1,417
115	毘沙門台	毘沙門台小学校	安佐南区	毘沙門台三丁目1-1	体育館・教室	969
116	安東	安東小学校	安佐南区	安東一丁目28-1	体育館・教室	1,254
117		安東公民館	安佐南区	安東二丁目16-42	ホール	430
118	安	安小学校	安佐南区	上安二丁目7-56	体育館・教室	1,045
119		安公民館	安佐南区	上安二丁目2-46	ホール・大集会室	639
120	上安	上安小学校	安佐南区	上安五丁目21-52	体育館・教室	939
121	安北	安北小学校	安佐南区	高取北二丁目30-1	体育館・教室	1,071
122	安西	安西小学校	安佐南区	高取南二丁目18-1	体育館・教室	1,215
123	原南	原南小学校	安佐南区	西原二丁目19-23	体育館・教室	874
124		祇園公民館	安佐南区	西原一丁目13-26	ホール・研修室	449
125	原	原小学校	安佐南区	西原六丁目29-6	体育館・教室	1,150
126		祇園東中学校	安佐南区	西原七丁目16-1	体育館・教室	1,320
127	祇園	祇園小学校	安佐南区	祇園三丁目1-27	体育館・教室	1,178
128		祇園中学校	安佐南区	祇園五丁目39-1	体育館・教室	2,112
129	長束	長束小学校	安佐南区	長束四丁目15-1	体育館・教室	1,203
130	長東西	長東西小学校	安佐南区	長東西一丁目26-1	体育館・教室	850
131	山本	山本小学校	安佐南区	山本三丁目13-1	体育館・教室	1,235
132	春日野	春日野小学校	安佐南区	山本新町二丁目18-1	体育館・教室	1,318
133	伴東	伴東小学校	安佐南区	伴東七丁目11-1	体育館・教室	1,089

指定避難所一覧表

番号	小学校区	名称	区	所在地	避難場所	収容人員
134	伴	伴小学校	安佐南区	伴中央一丁目7-2	体育館・教室	1,008
135		安佐南区スポーツセンター	安佐南区	伴東三丁目13-16	大・小体育室・柔剣道場	1,280
136	伴南	伴南小学校	安佐南区	伴南一丁目29-1	体育館・教室	1,317
137	大塚	大塚小学校	安佐南区	大塚西六丁目1-1	体育館・教室	1,120
138	戸山	戸山小学校(戸山小中一貫教育校)	安佐南区	沼田町阿戸3722	体育館・教室	512
139	井原	井原小学校	安佐北区	白木町井原825	体育館・教室	429
140	志屋	志屋小学校	安佐北区	白木町志路3890-1	体育館・教室	446
141	高南	白木中学校	安佐北区	白木町市川1428	体育館・教室	862
142	三田	三田小学校	安佐北区	白木町三田2649	体育館・教室	671
143	狩小川	狩小川小学校	安佐北区	上深川町1345	体育館・教室	625
144	深川	高陽中学校	安佐北区	深川六丁目22-6	体育館・教室	950
145	亀崎	亀崎小学校	安佐北区	亀崎四丁目2-1	体育館・教室	994
146	真亀	真亀小学校	安佐北区	真亀五丁目28-1	体育館・教室	1,171
147	倉掛	倉掛小学校	安佐北区	倉掛一丁目13-1	体育館・教室	925
148	落合東	落合東小学校	安佐北区	落合四丁目13-1	体育館・教室	1,277
149	落合	落合小学校	安佐北区	落合南二丁目13-1	体育館・教室	763
150	口田東	口田東小学校	安佐北区	口田二丁目1-1	体育館・教室	1,171
151	口田	口田小学校	安佐北区	口田南二丁目7-2	体育館・教室	1,002
152	大林	大林小学校	安佐北区	大林四丁目14-1	体育館・教室	463
153	三入	三入小学校	安佐北区	三入三丁目12-1	体育館・教室	870
154	三入東	三入中学校	安佐北区	三入東一丁目7-1	体育館・教室	839
155	可部	可部小学校	安佐北区	可部四丁目9-1	体育館・教室	1,234
156	可部南	可部南小学校	安佐北区	可部南二丁目11-1	体育館・教室	1,120
157	亀山	亀山小学校	安佐北区	亀山五丁目11-1	体育館・教室	1,122
158	亀山南	亀山南小学校	安佐北区	亀山南三丁目28-2	体育館・教室	1,234
159	鈴張	鈴張小学校	安佐北区	安佐町鈴張1896	体育館・教室	641
160	飯室	飯室小学校	安佐北区	安佐町飯室1544	体育館・教室	648
161		安佐小河内集会所	安佐北区	安佐町小河内4579-3	集会室	60
162		旧久地小学校	安佐北区	安佐町久地4477-2	体育館・教室	572
163	久地南	久地南小学校	安佐北区	安佐町くすの木台55-1	体育館・教室	909
164	筒瀬	筒瀬小学校	安佐北区	安佐町筒瀬1598	体育館・教室	393
165	日浦	日浦小学校	安佐北区	あさひが丘七丁目12-1	体育館・教室	1,290
166		毛木集会所	安佐北区	安佐町毛木761	集会室	87
167	瀬野	瀬野小学校	安芸区	瀬野一丁目35-32	体育館・教室	987
168	みどり坂	みどり坂小学校	安芸区	瀬野西一丁目38-1	体育館・教室	1,462
169	中野	安芸区スポーツセンター	安芸区	中野東二丁目3-1	大体育室	782
170	中野東	中野東小学校	安芸区	中野五丁目11-1	体育館・教室	1,019
171	畑賀	畑賀小学校	安芸区	畑賀三丁目28-16	体育館・教室	714
172	阿戸	阿戸小学校(阿戸小中一貫教育校)	安芸区	阿戸町2862-1	体育館・教室	756
173	船越	船越小学校	安芸区	船越五丁目22-11	体育館・教室	1,273
174		船越中学校	安芸区	船越六丁目44-1	体育館・教室	737
175	矢野西	矢野西小学校	安芸区	矢野西四丁目5-1	体育館・教室	1,006
176		県立安芸南高等学校	安芸区	矢野西二丁目15-1	体育館・教室	1,157
177	矢野	矢野小学校	安芸区	矢野西六丁目11-1	体育館・教室	1,131
178		矢野中学校	安芸区	矢野東二丁目16-1	体育館・教室	1,089

指定避難所一覧表

番号	小学校区	名称	区	所在地	避難場所	収容人員
179	矢野南	矢野南小学校	安芸区	矢野南四丁目17-1	体育館・教室	1,246
180	湯来東	湯来東小学校	佐伯区	湯来町大字麦谷1803-1	体育館・教室	354
181	湯来西	湯来西公民館	佐伯区	湯来町大字多田6395	ホール	264
182	湯来南	佐伯区スポーツセンター湯来体育館	佐伯区	湯来町大字白砂1215	体育館・会議室	793
183	石内	石内小学校	佐伯区	五日市町大字石内3276	体育館・教室	567
184		石内福祉センター	佐伯区	石内南一丁目5-1	ホール・和室	463
185	河内	河内小学校	佐伯区	五日市町大字上河内371	体育館・教室	797
186		河内公民館	佐伯区	五日市町大字上河内537	大集会室・和室	124
187		河内体育館	佐伯区	五日市町大字上河内537	体育館	183
188	五月が丘	五月が丘小学校	佐伯区	五月が丘二丁目22-1	体育館・教室	1,241
189	石内北	石内北小学校	佐伯区	石内北三丁目23-1	体育館・教室	1,058
190	藤の木	藤の木小学校	佐伯区	藤の木二丁目2-1	体育館・教室	1,101
191	彩が丘	彩が丘小学校	佐伯区	河内南二丁目10-1	体育館・教室	1,000
192	美鈴が丘	美鈴が丘小学校	佐伯区	美鈴が丘西一丁目8-1	体育館・教室	1,574
193		美鈴が丘中学校	佐伯区	美鈴が丘南一丁目12-1	体育館・教室	2,049
194	八幡東	八幡東小学校	佐伯区	八幡東四丁目27-1	体育館・教室	1,615
195		三和中学校	佐伯区	利松三丁目10-1	体育館・教室	1,325
196	八幡	八幡小学校	佐伯区	八幡二丁目2-1	体育館・教室	1,453
197		城山中学校	佐伯区	城山二丁目17-1	体育館・教室	909
198	五日市観音西	五日市観音西小学校	佐伯区	坪井三丁目877	体育館・教室	1,063
199		五日市観音中学校	佐伯区	坪井三丁目88	体育館・教室	1,102
200		県立五日市高等学校	佐伯区	観音台三丁目15-1	体育館・教室	1,655
201	五日市観音	五日市観音小学校	佐伯区	三宅四丁目10-1	体育館・教室	1,157
202		広島工業大学鶴記念体育館・第二体育館	佐伯区	三宅二丁目1-1	体育館	1,533
203	五日市中央	五日市中央小学校	佐伯区	五日市中央三丁目12-1	体育館・教室	1,241
204		五日市中学校	佐伯区	五日市中央六丁目4-1	体育館・教室	1,856
205		佐伯区民文化センター	佐伯区	五日市中央六丁目1-10	大広間・会議室等	643
206	五日市	五日市小学校	佐伯区	五日市三丁目1-1	体育館・教室	1,293
207		五日市公民館	佐伯区	新宮苑11-14	ホール・会議室	565
208	五日市東	五日市東小学校	佐伯区	皆賀二丁目3-1	体育館・教室	1,076
209	五日市南	五日市南小学校	佐伯区	海老園三丁目18-1	体育館・教室	1,611
210		五日市南中学校	佐伯区	海老園四丁目2-21	体育館・教室	1,205
211	楽々園	楽々園小学校	佐伯区	楽々園六丁目8-1	体育館・教室	1,181
212		佐伯区スポーツセンター	佐伯区	楽々園六丁目1-27	大・小体育室	1,102

第7節 防災教育・訓練及び調査研究

市民を対象とする防災教育、防災訓練等の効果を高めるためには、市民が自ら考え、学び、行動する「市民の防災に対する主体的な姿勢」の醸成が重要になる。このため、防災教育等の実施に当たっては、その冒頭において、自らの命は自ら守る「自助」、自分たちのまちは自分たちで守る「共助」の役割の重要性について説明し、行政による「公助」の限界を踏まえつつ、市民一人ひとりが自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）を克服し、防災に対する意識を高め、防災教育等に主体的に取り組めるよう、明確な動機付けを行う。

第1 防災知識の普及

1 市民に対する防災広報《企画総務局広報課、危機管理室災害予防課、消防局予防課・各消防署、各市区政調整課・地域起こし推進課、動物愛護センター》

防災週間や防災行事等を通じて、市民に対し、居住する地域の危険度や特性など、災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえで、防災情報の入手方法やそれを入手した際にとるべき基本的な行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、避難所での行動等防災知識の普及・啓発を図る必要がある。このため、災害への備えや災害時にどのように行動するかということについて、各種ハザードマップ・パンフレット、市防災情報共有システム、地理情報システム（GIS）の防災情報、広島の地域特性を踏まえた防災意識啓発DVD等を活用した防災教室等の各種行事を通じて、平時から市民の意識啓発や行動力の向上を図る。

(1) 広報の内容

主な広報の内容は、次のとおりとする。

ア 災害に関する一般知識

イ 災害に対する平素からの備え

（ア）家庭又は事業所における予防安全対策（避難場所等の確認、安否確認方法の確認、広島市防災情報メール配信システムへの登録、避難誘導アプリのダウンロード、出火防止対策、家具等の転倒防止対策、家庭動物との同行避難等）

（イ）家庭内備蓄の準備（ローリングストック等を活用した3日分以上、可能であれば1週間分程度の食料等の備蓄の確保）

（ウ）避難時に最低限必要となる非常持出品の準備

ウ 防災情報（気象情報や避難情報等）の意味

「注意喚起」、「警戒レベル3（高齢者等避難）」、「警戒レベル4（避難指示）」、「警戒レベル5（緊急安全確保）」の意味、危険度の段階に応じて発信する意図等

エ 防災情報を入手した際に住民が取るべき、基本的かつ具体的な避難行動（安全確保行動）

（ア）避難行動とは、指定緊急避難場所等への移動だけではなく、その他の安全な場所にある親戚・知人宅等やホテル・旅館への移動も含まれること。

（イ）安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要はないこと。

（ウ）警戒レベル4（避難指示）で「危険な場所から全員避難」すべきこと。

（エ）屋外を移動することがかえって危険な場合は、屋内の安全な場所に留まることも有効であること。

（オ）急激な気象の変化に伴う避難情報の際には、指定緊急避難場所が開設されていない可能性があるため、その他の安全な場所への移動が必要になる場合があること。

オ 様々な条件下での災害時における心得・行動（身の安全の確保、火の始末等）、緊急地震速報利用の心得

カ その他必要な事項

(2) 広報の方法

主な広報の方法は、次のとおりとする。なお、要配慮者への広報に十分配慮する。

- ア 本市の広報紙「ひろしま市民と市政」、「自主防災ひろしま」及び社会教育施設の発行する広報紙等の活用
- イ 本市ホームページ、市防災情報共有システム、地理情報システム（GIS）の防災情報の活用
- ウ 本市のテレビ・ラジオ広報番組及びニュースメディアの活用
- エ テレビ・ラジオ、新聞等報道機関への依頼
- オ 各種ハザードマップ・パンフレット等印刷物の配布
- カ 防災講演会・防災教室等の開催
- キ 疑似体験装置等の活用
- ク 広島の地域特性を踏まえた防災意識啓発DVDの活用

2 学校における防災教育《教育委員会事務局健康教育課、消防局消防団室、危機管理室災害予防課》

防災に関する学校教育の一層の充実を図るため、教職員を対象とした研修会を開催する。研修会等の内容を踏まえ、各学校で風水害の原因や態様及び発生時の対策等について、関係の教科や領域において児童生徒へ発達段階に応じた指導を行う。また、土砂災害防災教育の手引きを活用した授業を行う（小・中学校対象）とともに、学区の地域特性を踏まえた具体的な防災教育を実施することにより、児童生徒の危険予測能力や危機回避能力の向上を図る。

また、消防団や自主防災組織等の協力を得ながら、避難（防災）訓練や安全に関する意識を高めるための行事の実施並びに防災関係機関、防災関係施設及び防災関係の催しの見学等を適宜計画するなど、防災に対する理解や意識の向上を図るとともに、一人一人が防災行動力を身に付けることができるように努める。

さらに、地域の指定緊急避難場所及び指定避難所や、そこでの役割等についても指導することで、家庭や地域での災害時における対応能力の向上を図る。

3 市職員の防災研修《危機管理室》

市職員は、各種の防災情報と災害発生の関連性や災害対応における安全管理について、各種会議、研修等のあらゆる機会を活用して知識と技術を習得するよう努める。

災害発生時には計画実行上の主体として行動しなければならないことから、本計画及び所属の分掌事務の対応マニュアル等を通じて、災害発生時に所属する局部課等及び自身が行うべきことをあらかじめ十分に理解しておく。

また、傷病者が多数発生した場合には、軽傷者の手当を行うことができるように応急手当を習得しておくことが望ましい。

要配慮者への対応や男女共同参画の視点を取り入れた災害対応について理解を深めるよう努める。

また、平常時には地域ぐるみの住民主体の「防災まちづくり」が進むよう、地域の防災リーダーとして活動していく必要がある。

そこで、災害発生時に適切な措置がとれるように、次の事項を中心として実践的な職員研修を行う。

- (1) 災害に係る知識に関すること。
- (2) 災害対策に関すること。
- (3) 災害発生時に、所属する局部課等が行うべきこと及び職員自身が行うべきこと。
- (4) 応急手当に関すること。
- (5) 「防災まちづくり」のための地域の防災リーダーの役割に関すること。
- (6) 要配慮者への配慮や男女共同参画の視点を取り入れた災害対応に関すること。

対 象	内 容	実 施 担 当
市 職 員	1 国等の実施する防災研修への職員派遣 2 危機管理研修会、新任区長等研修、新任防災担当職員研修、その他必要な研修の開催	危機管理室
	3 新任係長級職員研修等の階層別研修における防災課目の実施	研修センター
	4 部局内防災研修会の開催	各局・区等
	1 防災教室（巡回）の開催 (1) パネル展示、チラシ配布による知識の普及 (2) 消火実験、起震車利用等による体験訓練の実施 (3) 映写会（映画・ビデオ・スライド）の開催 2 地区防災研修会・講習会等の開催 (1) 区単位、地域単位の代表者を対象としたもの (2) 災害危険区域等特定地区住民を対象としたもの	各消防署 各区地域起こし推進課
市 民	3 本市の広報による防災知識の普及 (1) 広報紙「ひろしま市民と市政」、「自主防災ひろしま」の利用 (2) 市ホームページ等の防災情報 (3) 本市のテレビ及びラジオ広報番組並びにニュースメディアの利用 (4) 報道機関への依頼	企画総務局広報課 各区区政調整課・地域起こし推進課 危機管理室災害予防課 消防局総務課・予防課
	4 各種防災運動・行事の実施 (1) 火災予防運動、防災週間における各種行事の実施 (2) 防災パレード・キャンペーン等の実施 (3) その他	災害予防実施担当局・区・課
児 童 生 徒	1 防災副読本等の作成・配布 2 防災訓練・講演会の実施 3 「土砂災害防災教育」の実施	危機管理室災害予防課 教育委員会事務局 健康教育課ほか

（資料編） 2－7－1 「広島市職員防災研修事業体系」

第2 防災訓練の実施・指導

《危機管理室災害対策課、消防局警防課・予防課、各区地域起こし推進課、各消防署》
災害時における防災活動を円滑に行うため、本市及び防災関係機関は、防災週間等を通じ、積極的に防災訓練を実施し、防災意識の高揚を図る。

また、居住地、職場、学校等における防災訓練では、深夜、急激な気象の変化、指定緊急避難場所が開設されていない場合など、様々な条件を想定して指導するとともに、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材等の操作方法等の習熟を図る。

さらに、災害時における相互応援等を円滑に行うため、他の地方公共団体や防災関係機関、地域住民や事業者等と連携し、過去の災害教訓を踏まえた実践的な共同訓練等の実施により、組織体制の機能や連携、要請手続等の確認を行い、訓練の結果を防災計画の修正に反映させるなど必要な措置を講じる。

1 個別訓練の実施

水防訓練、消防訓練、海上防災訓練等個別の災害を想定した訓練を繰り返し実施し、防災関係機関の防災技術の錬磨を図る。

2 広島市総合防災訓練の実施

毎年、原則として防災週間（8月30日～9月5日）期間中に、防災関係機関等の協力を得て、広島市総合防災訓練を実施し、災害応急対策の検証・確認（関係機関相互の連携強化、応急活動技術の向上）を行う。広島市総合防災訓練は、市災害対策本部運営訓練、捜索・救助・救護訓練、ライフライン応急復旧訓練、その他の訓練で構成する。

多数の防災関係機関等の参画が得られ、また多様な訓練を実施できるよう、風水害又は地震による大規模災害の想定（原則として、風水害想定を3年に2回、地震想定を3年に1回）で実施する。また、実践的訓練とするため、会場を分散して実施する。

3 区防災訓練の実施

区役所、防災関係機関、災害ボランティア、区民及び事業所等が連携・協同して各

種の訓練を実施し、災害時における防災関係機関相互の緊密な連絡協調体制を確立するとともに、区民の防災意識の高揚を図る。

4 学校での防災訓練の実施

地域の特性を踏まえ、必要に応じて校外への避難訓練を行うなど、より実践的な防災訓練を実施し、学校・家庭・地域等における防災について児童生徒の実践的な能力と態度の養成を図る。

また、災害発生時における保護者への児童生徒の引渡し方法等についても学校の危機管理マニュアルに定め、保護者への周知徹底を図る。

5 防災訓練の指導・協力

防災関係機関は、市民や事業所等が実施する防災訓練について必要な助言・指導を行うとともに、積極的に協力するものとする。

〈訓練の種類、回数及び実施主体〉

訓練の種類	回数	実施主体
1 総合防災訓練		
① 全市単位のもの	年1回以上	広島市防災会議
② 区単位のもの	年1回以上	各区・各消防署
2 水防訓練		
① 全市単位のもの	年1回以上	広島市防災会議
② 区単位のもの	年1回以上	各区・各消防署
3 消防訓練		
① 第4指揮体制訓練	随 時	消防局
② 第3、第2指揮体制訓練	年2回	各消防署
③ 第1指揮体制訓練	随 時	各消防署
④ 航空訓練	随 時	消防局
4 海上防災訓練	年1回以上	広島海上保安部
(海難救助、油流出対策訓練を含む)		消防局
5 災害情報連絡訓練	必要な都度	防災関係部局
6 避難・救助訓練	必要な都度	防災関係部局
7 非常招集(動員)訓練	必要な都度	防災関係部局
8 その他防災に関する訓練	随 時	防災関係部局
摘 要	上記の訓練は、2以上合同して実施する場合がある。	

(資料編) 2-7-2 広島市防災訓練体系

第3 防災知識の普及・防災訓練における要配慮者等への配慮

《健康福祉局健康福祉企画課・高齢福祉課・障害福祉課・障害自立支援課・精神保健福祉課・健康推進課、こども未来局幼保企画課・幼保給付課・こども青少年支援部、危機管理室、消防局警防課・予防課、各区地域起こし推進課、各消防署、市民局市民安全推進課・男女共同参画課》

防災知識の普及や防災訓練に当たっては、要配慮者の参画を得るとともに、要配慮者や女性等の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう、要配慮者への支援意識の醸成に努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。

また、被災時に男女双方の視点に十分配慮することや、指定避難所、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及に努める。

第4 災害教訓の伝承

《危機管理室災害予防課、各区地域起こし推進課、各消防署》

過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくために、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

また、市民に災害教訓の伝承の重要性について、自然災害伝承碑等も活用しつつ啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

特に、災害の教訓等を年月の経過とともに風化させないために、地域において行う土砂災害に関する防災訓練等を行う際には、本市で大きな被害が発生した6月29日、7月6日及び8月20日に合わせて実施するなど、地域の災害環境に応じた研修や訓練等を通じて災害教訓の伝承や住民の防災意識の醸成を図る。

第5 防災に関する調査研究

《危機管理室》

防災計画の策定及びこれに基づく各種施策の実施に当たっては、単に経験則によるだけではなく科学的な裏付けが必要である。

このため、次の事項を中心として調査研究を進めるとともに、調査研究の結果について市民への適切な情報提供を行う。

実 施 事 項	実施担当
1 自主防災組織の育成に関する調査研究 2 防災（水防）倉庫等防災設備の整備（新設、改良）に関する調査研究 3 総合防災情報処理システム等防災業務の効率化のためのシステム研究 4 被害想定、避難場所等・避難路の指定基準の設定及び市民防災意識調査の実施等防災計画の指針となる事項の調査研究 5 災害の原因・経過等災害事象に関する調査研究 6 被災地又は防災業務の先進都市への視察調査 7 その他防災に関する調査研究 8 上記調査研究成果の公表	防災関係部局

第6 罹災証明書交付体制の整備

《危機管理室災害予防課、財政局税務部固定資産税課、各区、財政局税務部各市税事務所、都市整備局建築指導課》

罹災証明書は、災害により被災した住家等について、その被害の程度を証明したものであり、被災者生活再建支援等の判断材料として極めて重要な役割を果たすため、平常時から、住家被害の調査に従事する職員の育成や、他の地方公共団体等との連携など、罹災証明書を遅滞なく交付するうえで必要な業務の実施体制の確保を図る。

加えて、家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動について周知を図る。

第8節 自主防災体制の整備

《危機管理室災害予防課、各区地域起こし推進課、消防局消防団室・予防課・指導課、各消防署、市民局市民安全推進課・男女共同参画課》

市民の生命、身体及び財産を災害から守るためには、消防機関をはじめとする防災関係機関のみならず、市民による防災・防犯組織や、企業等も加わった地域ぐるみの自主防災体制を確立することが必要である。

このため、地域における自主防災組織の実践活動と企業の防災活動を促進し、市民等の防災行動力の向上を図る。

第1 自主防災組織の実践活動の促進

《危機管理室災害予防課、各区地域起こし推進課、消防局予防課、各消防署、市民局男女共同参画課》

防災への関心を持ち、自主防災活動に参加し協力する市民を育てるとともに、自主防災活動を実践していくリーダー等の人材育成を行うことにより、災害が発生した場合に迅速かつ適切に対処できる自主的な防災対応能力の向上を図る。

〔協力担当：各消防団、関係部局、（一財）広島市都市整備公社防災部〕

1 自主防災組織の主体

自主防災組織は、地域における安全を確保するため、住民の一人ひとりが「自分たちの町は自分たちで守る」という固い信念と連帯意識のもとに、既設の町内会・自治

会又はこれらの連合会組織を主体として、ほぼ市内全域に結成されている。

自主防災組織の編成及び役割は、概ね次のとおりである。

本部・班	平常時の活動	災害時の活動
本 部	組織の総括及び運営指導 防災訓練の実施	防災関係機関との連絡調整 各班の調整・指導
情報連絡班	防災知識の普及高揚	情報の収集伝達
応急活動班	火災予防その他の災害予防	初期消火等災害の初期対応
避難誘導班	避難計画の作成	避難誘導

2 防災知識等の普及・啓発

災害時における自主防災組織の役割や活動内容を構成員に周知するため、各種ハザードマップ・パンフレット、市防災情報共有システム、地理情報システム（GIS）の防災情報、広島の地域特性を踏まえた防災意識啓発DVD、「平成25年度広島市地震被害想定」等を活用したリーダー研修会や懇談会、防災に関する講習会・講演会、さらには地域における防災フェア等各種行事の実施にあたり、東日本大震災の教訓等を取り入れ、防災知識の普及・啓発を図る。

また、地域において要配慮者に配慮し、支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違いや性的マイノリティなど、多様な視点が取り入れられるよう努める。

3 自主防災活動体制の充実強化

災害による被害を最小限にとどめるためには、発災直後の地域住民による自主的かつ組織的な防災活動が不可欠である。

このため、救出・救急救護活動に使用する「防災活動資機材」や初期消火に必要な資機材を活用した実践的な訓練を指導する。

また、地域の消防団や自主防災組織相互の連携強化、活動支援等により防災行動力の向上を図るとともに、自主防災組織と社会福祉施設等との協定の締結等により、連携・協力体制を強化する。

4 自主防災組織のリーダーの養成

自主防災組織が活発な活動を行うには、行動力のあるリーダーの存在が不可欠である。

このため、防災士の資格取得制度を活用して、防災に関する知識を有し、防災活動の面で自主防災組織の会長をサポートする地域防災リーダー（防災士）の養成を行う。

養成後は、継続的に防災知識や技術を維持・向上させるためのフォローアップ研修や自主防災組織の活動に役立つ情報を掲載した「自主防災ひろしま」「たちまち防災」の発行等により、地域防災リーダーが、防災訓練、防災研修会の企画・運営や、災害時の避難所運営等の地域の防災活動に円滑に携われるよう支援することで、次世代のリーダーの養成及び自主防災組織の充実強化を図る。

さらに、自主防災組織の会長や地域防災リーダーに対し、地域で男女共同参画の視点を取り入れた防災活動を行うための研修等への参加を呼びかけるとともに、ホームページ等の各種媒体を活用した情報発信により、防災士養成講座への女性の受講を促すことで、女性の地域防災リーダーの養成を促進する。

5 自主防災組織の活動環境の整備

自主防災組織の継続的かつ活発な活動を促進するためには、自主防災組織が活動しやすい環境を整備する必要がある。

このため、自主防災組織育成基金制度等の充実・発展に努める。

6 自主防災組織の活動の活性化

自主防災組織の活動の活性化を図るためには、平素において地域住民が全員で取り組める共通の防災学習活動を持つことが有効であることから、各種ハザードマップ、市防災情報共有システム、地理情報システム（GIS）の活用による防災情報の発信及び広島地域特性を踏まえた防災意識啓発DVD等により住民の防災意識を高めるとともに、自発的な防災活動の裾野を広げる効果があり災害発生時における素早い活動による被害軽減が期待できる「防災マップ」の作成、「指定避難所運営マニュアル」の作成・見直しに取り組むことを積極的に働きかける。

さらに、避難体制の強化を図るため、実効性があり、かつ住民の参加が期待できる避難訓練の実施に重点を置いて働きかける。

なお、運営マニュアルについては、要配慮者や男女双方の視点に十分配慮するため、要配慮者や女性の参画を得て作成し、適宜見直しを行う。また、検証訓練については、女性の参加の促進に努めるとともに、訓練の実施にあたり「福祉避難所の設置及び管理運営に係る協定」を締結している福祉施設等との連携を図る。

第2 地区防災計画作成の促進

《危機管理室災害予防課、各区地域起こし推進課、消防局予防課》

市民及び事業者等が自発的に行う地区防災計画の作成に対し助言等の支援を行い、同計画作成の促進に努めるものとする。

市民等は、作成した地区防災計画の素案を市防災会議に提案することができ、提案を受けた市防災会議は、必要があると認めるときは、当該計画を地域防災計画に定める。

地区防災計画を作成した市民等は、計画に従い、防災活動を実施するとともに、防災訓練等の日頃の防災活動を踏まえて、計画の見直しに努めるものとする。

本市において作成されている地区防災計画は次のとおりである。

番号	行政区	地区名	計画名	規定年度	資料編
1	東区	早稲田学区	早稲田学区地区防災計画	令和4年度	2-8-2

(資料編) 2-8-1 広島市地区防災計画の提案に関する要綱

第3 少年消防クラブ等の育成指導

《消防局予防課、各消防署》

地域の防火を推進するためには、民間防火組織に依存するところが大事であることに鑑み、現在組織されている少年消防クラブ等民間防火組織に対し、より一層の育成指導を推進する。

[協力担当：(一財)広島市都市整備公社防災部]

第4 消防団の充実強化

東日本大震災をはじめ、地震、局地的豪雨等による災害が各地で頻発し、消防団や自主防災組織の活動など、地域防災の重要性はますます増大している。このため、地域に密着し、災害が発生した場合に地域で即時に対応することができる消防団が、その中核的な役割を果たすことを踏まえ、消防団のより一層の充実強化を図る。

1 消防団の強化

消防団は、将来にわたり地域防災の中核として欠くことのできない代替性のない存在であるとの認識のもと、消防団の強化を一層推進する。

2 消防団への入団促進

自らの地域は自らで守るという住民の意識の啓発を図り、消防団への積極的な入団を促進する。特に、将来の地域防災を担う若年層や、地域コミュニティとの結びつきが強い女性の入団を促進する。

3 事業所等の協力体制の推進

消防団員は被用者の割合が高いことから、事業所等に勤務する消防団員が活動しやすく、また事業所等の従業員が消防団へ入団しやすい環境とするため、事業所等の消防団に対する事業所等の理解と協力を得るための取組を推進する。

4 消防団車庫、車両及び装備

消防団の活動拠点となる消防団車庫の建替及び車両の更新等を計画的に行うとともに、防災活動、安全対策、情報連絡等に関する装備の充実を図る。

5 消防団員の教育訓練

消防団員の安全確保及び能力の向上を図るため、消防団員の教育訓練を充実するとともに、参加しやすい環境整備を推進する。

第5 自主防犯組織の育成強化

地域住民による地域安全活動の中核となる防犯組合連合会等の自主防犯組織に対して、環境浄化活動、防犯訓練の実施や防犯用資機材の整備等に関し、助成その他の支援を行う。

第6 企業防災活動の促進

《危機管理室災害予防課、消防局予防課、各消防署、経済観光局経済企画課・中小企業支援課》

企業の防災意識の高揚を図り、災害時における初期消火、避難誘導等を行う自衛消防組織の育成・強化等、企業の防災活動の促進を図るとともに、平常時においても防災に関するあらゆる備えを企業自らが行うように取り組む。

〔協力担当：（一財）広島市都市整備公社防災部〕

1 企業の果たすべき役割と責任

災害時において、企業は、従業員や顧客等の安全確保をはじめ、生活必需品等の安定供給など市民生活の安定を図るための経済活動の維持、地域コミュニティの構成員としての地域住民への積極的な社会貢献活動など、重要な役割と責任を有している。

このため、企業は、これらを十分認識のうえ、災害時の活動マニュアル等を作成し、従業員に周知するとともに、防災訓練等を実施するなど防災体制を整備し、防災活動の推進に努めるものとする。

さらに、事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難による混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

本市は、企業のトップから従業員に至る防災意識の高揚を図るため、企業防災マニュアルの作成等を実施する。さらに、地域コミュニティの構成員としての企業に対して、地域の防災訓練への積極的な参加や地域の自主防災組織との応援協定の締結の呼びかけを行うとともに、防災に関する助言等を行う。

2 企業の自衛消防活動の促進

災害時においては、建物の損壊のほか、火災の発生、危険物、高圧ガス及び火薬類（以下本編において「危険物等」という。）の流出等の二次災害の危険性がある。企業にあっては、その職種や規模は千差万別であるが、使用する火気及び危険物等は一般の家庭よりも大量であり、災害時における発災の危険性はより大きい。

このため、建物の構造や用途、使用状況等から起こり得る発災の危険を排除し被害の軽減を図るべく、事業所における防災対策の強化に努める。

(1) 消防計画の整備

企業の自主防災体制をより一層充実させるため、災害時における被害の防止又は軽減、二次災害の防止等を盛り込んだ消防計画の整備を図り、災害時の対応に万全を期すよう指導する。

(2) 防災訓練の指導

企業の自衛消防組織が災害時において迅速かつ的確な防災活動を行うためには、日頃から防災訓練を積み重ね、組織構成員一人ひとりが必要な知識や技術を身に付けておくことが大切である。

また、企業の自衛消防組織は、自衛のための活動にとどまることなく、近隣地域での災害に対しても被害軽減のために自発的な応援活動を行うことが望まれる。

消防局では、企業が定期的に行う初期消火、通報避難等の訓練に出向するとともに、企業の自衛消防組織により消火技術を競う自衛消防隊消防競技大会を毎年開催し、防災訓練や消防技術の指導を行ってきたところである。

今後とも、企業の自衛消防組織の訓練指導を実施するとともに、地域の防災訓練への企業の積極的な参加を促し、地域との連携活動が促進されるよう指導を図る。

(3) 防災意識の高揚

消防局では、企業が行う定期的な自衛消防訓練に合わせて、企業の従業員に対して防災上必要な知識等について指導を行うとともに、防火管理者講習、専科講習

会、危険物保安講習会等各種講習会を通じて、企業の防災意識の高揚を図ってきたところである。

今後とも、企業の防災意識をより一層高めるため、防災訓練や講習会等あらゆる機会を通じて啓発を図る。

(4) 予防査察の実施

企業における出火危険及び延焼拡大危険を排除するため、消防法に基づく予防査察を通じて、火気使用設備器具の安全管理、消火設備や避難設備の適正管理等について指導する。

(5) 危険物施設等の安全確保

危険物等を保有する企業における発災を防止するため、関係機関の協力により自主保安体制の確立、従業員への保安教育・訓練等による危険物等取扱いに対する保安意識の向上に努めるよう企業を指導する。

特に、法令で予防規程又は危害予防規程の制定が義務付けられている危険物施設等に関しては、防災対策の一層の充実・強化を指導する。

3 事業継続計画の策定・運用の促進

企業は、災害時の企業が果たす役割を十分に認識し、各企業において災害時に重要な業務を継続するための事業継続計画を策定・運用するように努める。

本市は、各種災害の想定に係る基礎的データ等を情報提供するとともに、必要に応じ、企業のための事業継続計画策定のセミナー等を実施する。

本市、商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定・運用に努めるものとする。

本市は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

第9節 要配慮者に係る災害の予防対策

災害時において自分の身体・生命を守るための判断や行動が特に困難な高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）を災害から保護するため、すべての人が助け合いながら地域社会の中で共に生活できるように、災害予防対策の推進を図る。

第1 要配慮者の現況

《市民局国際化推進課、健康福祉局高齢福祉課・障害福祉課・健康推進課・精神保健福祉センター、こども未来局こども未来調整課》

本市における要配慮者のうち、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児及び外国人市民の現況は以下のとおりである。

種 別	人 数（人）	資 料 出 所
高 齢 者（65 歳 以 上）	308,694	住 民 基 本 台 帳（R5.3.31）
一人暮らし高齢者（65 歳以上）	63,569	令 和 2 年 度 国 勢 調 査
心 身 障 害 者 ・ 児	※1 48,998	障 害 福 祉 課（R6.3.31）
精 神 障 害 者	※2 19,354	精神保健福祉センター（R5.3.31）
難 病 患 者	※3 9,999	健康推進課（R5.3.31）
乳 幼 児（0 ～ 6 歳）	64,664	住 民 基 本 台 帳（R5.3.31）
外 国 人 市 民	21,594	住 民 基 本 台 帳（R6.3.31）

※1 心身障害者・児数は、身体障害者手帳・療育手帳の所持者数である。

※2 精神障害者数は、精神障害者保健福祉手帳の所持者数である。

※3 難病患者数は、指定難病受給者証の所持者数である。

第2 要配慮者に係る災害の予防対策

1 要配慮者世帯における防災対策の推進《健康福祉局高齢福祉課・障害福祉課・障害自立支援課・精神保健福祉課、消防局予防課》

- (1) 防災指導の実施
在宅ひとり暮らし高齢者世帯等を対象とした防火訪問を実施し、個別指導を行う。
- (2) 住宅用防災機器等の普及促進
住宅用消火器、住宅用火災警報器、緊急連絡器具及び防災製品等の普及の促進を図る。

2 社会福祉施設・病院における防災対策の推進《健康福祉局高齢福祉課・介護保険課・障害自立支援課・精神保健福祉課、消防局予防課・指導課》

- (1) 防災設備の設置促進等
実態に即した消防用設備等の設置促進及び維持管理の適正化を指導する。
- (2) 防火管理体制の強化
夜間を想定した避難訓練等の実施を指導し、夜間における防火管理体制の強化を図る。
- (3) 非常用電源の確保
病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

3 外国人市民に対する防災対策の推進《市民局国際化推進課、危機管理室災害予防課》

外国人市民の災害時における行動力を高めるため、指定緊急避難場所等の標識の英字併記などの整備を進めるとともに、外国人市民対象の防災研修や、住民基本台帳の新規登録者世帯等へ配布する外国人市民のための生活ガイドブック（リーフレット版）、避難誘導アプリなどにより、防災情報の提供を積極的に推進する。

また、指定避難所で日本語に不慣れな外国人との意思疎通を円滑に行うとともに、生活を支援するため「外国人避難者対応シート」及び「多言語表示シート」を作成し、指定避難所へ配備するとともに、職員や市民等が活用できるようホームページへ掲載して周知・啓発する。

4 避難救護体制の整備《健康福祉局健康福祉企画課・高齢福祉課・障害福祉課・障害自立支援課・精神保健福祉課、消防局警防課》

- (1) 連絡・通報体制の整備
非常通報装置の設置、ファックスの給付等により、緊急時の通報の迅速化を図り、速やかな避難・救護体制を整備する。
- (2) 要配慮者情報伝達体制の整備
要配慮者の実態把握に努め、迅速な救助・避難誘導を行うため、消防通信指令管制システムを活用し、要配慮者情報を迅速・的確に災害現場へ伝達する体制を整備する。
- (3) 避難所の整備
要配慮者に配慮した福祉避難所を整備するとともに、必要に応じて一般の避難所に区画されたスペースを設けるなど、要配慮者に配慮した避難所の確保に努める。
- (4) 避難路の確保
要配慮者が指定緊急避難場所等まで安全に避難できるように、避難路に障害物等がある場合は、当該物件の除去、保安その他必要な措置を講じ、避難の円滑化を図る。

5 バリアフリー化の推進《健康福祉局健康福祉企画課・高齢福祉課・障害福祉課・障害自立支援課、道路交通局道路課・公共交通政策部・交通施設整備部、各市有建築物管理担当課》

- (1) 都市環境のバリアフリー化の推進
障害者や高齢者をはじめ、市民の誰もが安全かつ円滑に避難し、利用できるよう、公共建築物・道路・公園等における段差の解消、スロープや手すりの設置など、都市環境のバリアフリー化を積極的に進める。
また、公共交通機関等のバリアフリー化の促進支援に努める。

(2) 市民意識の啓発

民間建築物のバリアフリー化を一層促進するため、民間事業者や市民の意識啓発に努める。また、市民相互が助け合い、障害がある人もない人も、高齢の人も、若い人も、共に住み慣れた地域で安心して暮らせる社会をつくるため市民の介護支援意識の醸成を図る。

第3 避難行動要支援者に係る支援体制

《危機管理室危機管理課・災害予防課、健康福祉局健康福祉企画課、消防局警防課・予防課、各区地域起こし推進課・地域支えあい課》

1 避難行動要支援者の定義等

「避難行動要支援者」の定義は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者とする。その範囲は、次に掲げる者のいずれかに該当する者とする。ただし、社会福祉施設等へ入所等している者は、原則として含まない。

- (1) 高齢者等（介護保険法で規定されている要介護状態区分が要介護3以上の者）
- (2) 身体障害者（身体障害者福祉法で規定されている身体障害者手帳1～2級又は肢体不自由3級の者）
- (3) 知的障害者（厚生労働大臣が定めるところにより療育手帳の交付を受けている者のうち㊦又はA判定の者）
- (4) 精神障害者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律で規定されている精神障害者保健福祉手帳1級の者）
- (5) 難病患者（難病患者であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス等のうち居宅介護、短期入所、補装具費の支給又は日常生活用具の給付のサービスを受けている者）

※ 上記に該当する者に準ずる状況にあつて、自力での避難が困難であると市長が認める者は、対象とすることができる。

2 避難支援等関係者となる者

避難支援等関係者となる者は、避難行動要支援者の居住する地区に所在する者であつて次に掲げるものとする。

- (1) 自主防災組織
- (2) 町内会・自治会
- (3) 地区社会福祉協議会
- (4) 民生委員・児童委員
- (5) 消防団
- (6) 地域包括支援センター
- (7) 障害者基幹相談支援センター
- (8) その他避難支援等の実施に携わる関係者として市長が認める者

3 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成・情報共有・管理の流れ

(1) 避難行動要支援者名簿の作成・情報共有・管理

ア 福祉情報システム等を活用し、避難行動要支援者を全市で一括してリストアップし、それを基に避難行動要支援者名簿を作成する。

イ 避難行動要支援者名簿は、広島市の関係部局が情報共有・管理するとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると市長が認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、提供することができる。

(2) 同意確認

ア 災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援者及び避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供することについて、避難行動要支援者本人の同意を確認する。

イ アの同意を得た者について、次に掲げる事項を避難行動要支援者名簿のうち同意者リストに登録する。

- (ア) 氏名
- (イ) 生年月日
- (ウ) 性別
- (エ) 住所又は居所
- (オ) 電話番号その他の連絡先
- (カ) 避難支援等を必要とする事由
- (キ) (エ)の場所の災害（土砂災害、洪水、高潮、津波）の危険性の有無
- (ク) その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

ウ 同意者リストは、広島市の関係部局及び避難支援等関係者で情報共有・管理する。

(3) 個別避難計画の作成等

ア 広島市の関係部局は、避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための個別避難計画（避難場所や避難支援者等、避難に必要な具体的事項を記載）を作成するよう努める。ただし、個別避難計画を作成することについて同意が得られない場合は、この限りではない。

イ 個別避難計画は、要介護度や障害の等級等の避難行動要支援者本人の心身の状況及び世帯の状況並びに地域におけるハザードの状況を考慮し、計画作成の優先度が高いと思われる者について、令和7年度までを目途に、避難支援等関係者などの協力を得て、作成する。なお、計画作成の優先度を判断する上で必要な場合は、高齢者地域支え合い事業などを活用する。

ウ 個別避難計画の作成に必要な個人情報、原則、郵送や訪問等の方法により本人又はその家族等から聴取することとするが、当該計画の作成に必要と認める場合には、社会福祉施設等の民間事業者に対して当該避難行動要支援者の情報提供を求めることができる。

エ 個別避難計画は、避難行動要支援者本人、避難支援者及び避難支援等関係者の間での共有に努める。

(4) 避難行動要支援者名簿等に係る情報共有・管理に当たっての留意事項

ア 避難行動要支援者名簿、同意者リスト及び個別避難計画に係る情報の提供に当たっては、その情報の提供を受ける者に対して情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めること、その他の当該情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するための必要な措置について、広島市避難行動要支援者避難支援全体計画の定めるところにより講ずるものとする。

イ 従前より作成している避難支援プラン及び「広島市における常時人工呼吸器使用患者の災害時の避難に係る個別避難計画作成要綱」に基づいて作成する計画は、個別避難計画と位置付ける。

(5) 避難行動要支援者名簿等の追加、更新等

避難行動要支援者名簿及び同意者リスト並びに個別避難計画は、適宜、避難行動要支援者又は避難支援等関係者からの情報提供により最新の情報に更新するものとする。また、避難行動要支援者名簿及び同意者リストについては、福祉情報システム等を活用して、少なくとも年1回、追加・削除等を行う。

(6) 避難行動要支援者のうち、土砂災害や洪水などの危険区域に居住する避難行動要支援者宅等に迅速かつ確実に避難情報を伝達するため、PUSH型（発信者側の操作により自動伝達するタイプ）の伝達を受信可能な仕組みを整備する。

第10節 災害ボランティア活動の環境整備

災害時において、個人・団体等のボランティア活動やNPO・ボランティア団体による活動等が円滑に行われるように、平常時から地域団体、NPO・ボランティア団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、日本赤十字社や広島市社会福祉協議会等のボランティア調整機能を有する団体と連携しながら、災害ボランティア活動の環境整備を図る。

第1 広島市災害ボランティア活動連絡調整会議の設置

《市民局市民活動推進課、健康福祉局健康福祉企画課、危機管理室災害予防課》

1 目的

大規模災害時における被災者の安全確保や生活支援等の災害ボランティア活動に係る諸問題の検討及び行政と災害ボランティア相互の連携を強化し、円滑な災害ボランティア活動が行えるように環境の整備を図ることを目的とする。

2 審議事項

- (1) ボランティア活動の役割・内容に関する事項
- (2) ボランティアコーディネートに関する事項
- (3) ボランティア関係団体との情報連絡に関する事項
- (4) ボランティア活動の支援に関する事項
- (5) ボランティア活動に係る研修・訓練に関する事項
- (6) 災害発生時における市災害ボランティア本部の設置及び廃止に関する事項

3 会議のメンバー

(社福) 広島市社会福祉協議会、広島市民生委員児童委員協議会、日本赤十字社広島県支部、(公財) 広島YMCA、広島市地域女性団体連絡協議会、日本ボーイスカウト広島県連盟、(一社) ガールスカウト広島県連盟、(一社) 広島青年会議所、広島商工会議所、連合広島 西部地域協議会、(特非) ひろしまNPOセンター、SeRV広島、(特非) コミュニティリーダーひゅーるぼん、(特非) ANT-Hiroshima、カトリック広島教区 カリタス広島、広島県災害復興支援士業連絡会、生活協同組合ひろしま、(公社) 青年海外協力協会中国支部、(特非) もりメイト倶楽部Hiroshima、(特非) ひろしま自然学校、(公財) 広島市文化財団、広島市防災士ネットワーク、広島市 等

第2 広島県社会福祉協議会との連携

《市民局市民活動推進課》

災害時には、広島県社会福祉協議会が設置する広島県被災者生活サポートボランティアセンターと連携し、特別な資格・技能を要する災害ボランティアの調整等が行えるように、平常時から広島県社会福祉協議会等との情報交換及び調整に努める。

第3 災害ボランティアの受入体制

《市民局市民活動推進課、健康福祉局地域共生社会推進課、各区区政調整課・地域起こし推進課》

災害発生時においては、行政と災害ボランティア相互の連携及び災害ボランティア相互の連携を図るとともに、特別な資格・技能を有しない一般ボランティアのコーディネートを行うため、平常時から、本市及び市・区社会福祉協議会は、災害ボランティアの受け入れ体制の迅速かつ適当な設置のための情報交換及び調整を行う。

第4 災害ボランティアの安全確保

《市民局市民活動推進課》

市災害ボランティア本部においては、災害ボランティアの安全が確保されるよう、活動に必要な情報提供を行う等の環境整備を図るものとする。

第5 災害ボランティアの活動拠点及び資機材の提供等

《市民局市民活動推進課、各区区政調整課・地域起こし推進課》

本市は、災害ボランティアの活動支援として、必要に応じて庁舎、公民館、学校などの一部を災害ボランティア間の情報交換などを行う活動拠点として確保するとともに、必要な事務用品や電話などの資機材の貸出し又は提供を行うため、平常時から調整を行う。

第6 専門ボランティアの登録制度及びNPO・ボランティア団体の情報把握

災害時における災害ボランティア活動を迅速かつ有効に進めるため、平常時から、医療、介護、通訳、無線通信、建築物の応急危険度判定、ボランティアコーディネーター等の資格・技能を有する職員を把握し、本人の意思に基づいて専門ボランティアとして登録するとともに、同様の資格・技能を有する市民の専門ボランティアの把握については、登録制度の活用も含め、広島県や関係機関等と連携を図りながら検討するものとする。

また、NPO・ボランティア団体の情報についても、広島県や関係機関等との連携により、平常時から把握しておく。

第7 ボランティア保険制度

《市民局市民活動推進課》

災害ボランティア活動中の事故による負傷等に備えて、全国社会福祉協議会のボランティア活動保険への加入について普及・啓発を図る。

第11節 帰宅困難者対策

《道路交通局公共交通政策部、危機管理室災害予防課、都市整備局都市機能調整部》

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生した場合には「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、滞在場所の確保などの帰宅困難者等への支援を行う。

大規模地震により公共交通機関の運行が停止した場合には、自力で帰宅することが困難な者及び徒歩帰宅者が多数発生し、混乱が想定されることから、関係機関及び企業等と連携・協働して次の帰宅困難者対策を図るものとする。

- 1 「むやみに移動を開始しないこと」や「安否確認の必要性やその確認手段」など、日ごろからの備えの大切さについて広報する。
- 2 事業所や施設等の備えとして、一定期間従業員や施設利用者等が滞在できるよう、食料や飲料水などの必要な物資の備蓄等を促す。
- 3 個人（通勤・通学などで外出している人）の備えとして、徒歩帰宅や一時的な避難に備えて携帯食料やペットボトル飲料などの必要な物資を準備しておくことの大切さを啓発する。
- 4 災害時における公共交通機関の運行情報を提供する。
- 5 コンビニエンスストア等の災害時帰宅支援ステーションにより徒歩帰宅者を支援（水道水、トイレ、道路情報・災害情報等の提供）する。
- 6 一時滞在施設の確保に努める。（「災害時における施設等の提供協力に関する協定書」に基づき帰宅困難者への支援協力を行う対象施設は、資料編2-6-3のとおり。）
- 7 安否確認の必要性や安否確認手段を周知する。
- 8 都市再生特別措置法に基づき都市再生安全確保計画が策定された広島都心地域については、同計画に基づいて官民連携により、帰宅困難者対策を推進していく。

第12節 安否確認対策

《危機管理室災害予防課》

大規模災害が発生した場合に、家族・友人等の安否や事業所等における従業員や顧客、従業員の家族等の安否を確認する手段として、電気通信事業者の「災害用伝言ダイヤル171」や「災害用伝言板サービス」、「災害用音声お届けサービス」などの活用方法について、市ホームページや防災パンフレット等により周知し、利用促進を図る。

第13節 広域的な受援体制の整備

《危機管理室危機管理課》

大規模災害により、本市が被災した場合に、大都市等との応援協定等の広域支援に基づく応援物資や職員などの受入れを効果的に行うため、情報連絡体制、集結場所及び活動拠点、活動内容等の調整、宿泊施設及び応援職員への対応等を定めた「広島市受援計画」に基づいた受入を行う。同計画は、協定等の見直しなどを受け、適宜必要な修正を行う。

(資料編) 2-13-1 広島市受援計画

第14節 業務継続計画の策定

《危機管理室危機管理課》

災害発生時において、限られた人的・物的資源（職員、庁舎、ライフライン、情報システム等）を効率的に活用し、災害応急対策業務及び業務継続の優先度が高い通常業務など「非常時優先業務」の早期着手や業務レベルの向上を図り、市民の生命、身体、財産及び生活等の保護を図るため、業務継続計画を策定する。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直しなど、必要に応じて計画の改定を行う。

第15節 廃棄物・土砂の処理体制の整備

第1 災害廃棄物処理計画の策定

《環境局環境政策課》

災害廃棄物の適正かつ迅速な処理を行い、もって市民の生活環境を衛生的に保持し、速やかな復旧・復興を推進していくことを目的として「広島市災害廃棄物処理計画」を策定する。災害廃棄物等の処理体制については、以下に示すほか、同計画に基づき整備する。なお、同計画は、適宜検討を加え、必要な修正を行う。

第2 ごみ及びし尿の処理体制の整備

《環境局環境施設部・業務第一課・業務第二課》

- 1 被災地の衛生状態の保持のため、被災家屋の片付け等に伴い排出される片付けごみ、避難所から排出される避難所ごみ及び通常の生活により排出される家庭ごみ（以下「片付けごみ等」という。）並びに仮設トイレ等からの汲取りし尿等（以下「し尿」という。）を迅速に処理するため、効果的な組織体制を整備する。

片付けごみ等及びし尿の発生量が本市の処理能力を超えることを想定し、車両、機材、人員及び処理施設を確保するため、関係機関と協議するとともに、ごみの収集運搬については広島市廃棄物処理事業協同組合と、ごみ収集車両の提供については建設機械レンタル会社等と協力協定を締結し、処理体制を整備する。

- 2 指定避難所等の生活環境を確保するための仮設トイレの早期設置を図るため、仮設トイレレンタル業者と協力協定を締結する。
- 3 本市の廃棄物処理施設について、施設自体が被災する可能性もあることから、復旧体制の整備等必要な災害対策を講じる。

第3 災害廃棄物及び土砂の処理体制の整備

《環境局環境政策課・環境保全課・環境施設部・業務第一課・産業廃棄物指導課、経済観光局農林整備課、都市整備局緑政課、道路交通局道路課、下水道局河川防災課》

災害廃棄物（片付けごみ及び倒壊・流失等によりがれき状態になった建物・解体廃棄物、土砂と廃棄物が混ざった混合廃棄物など、撤去が必要な撤去ごみをいう。以下同じ。）及び土砂の処理体制を整備する。

1 連携体制の確立

関係部局の役割を明確にし、災害発生時における連携体制を確立する。

2 資機材・人員の確保

災害廃棄物及び土砂の発生量を想定したうえで、それを仮置場又は処分場へ運搬するために必要な重機・トラック等の資機材・車両及び人員を確保できる体制を整える。

3 仮置場・処分場の確保

災害時に発生する多量の災害廃棄物及び土砂を的確に処分するため、処分場及び仮置場の候補地を次のとおり選定する。また、仮置場として利用可能な他の場所についても、選定を進める。

(1) 処分場の候補地

恵下埋立地（災害廃棄物）

(2) 仮置場の候補地

西区竜王公園、安佐南区広島広域公園、安佐北区可部運動公園
安芸区瀬野川公園、佐伯区佐伯運動公園

4 処分方法

災害廃棄物及び土砂の処分に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努めるものとし、そのための方策を検討する。

- （資料編） 2－15－1 広島市災害廃棄物処理計画
 参考業一－1 災害一般廃棄物の収集運搬に関する協定書
 参考業一－2 災害時におけるごみ収集車両の提供に関する協定書
 参考業二－1 災害時における仮設トイレの設置協力に関する協定書

第16節 市域外からの避難者受入体制の整備

《危機管理室災害予防課》

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、本市以外の市町村の被災住民の受入れについて協議を受けた場合は、本市も被災している等の正当な理由がある場合を除き、「広域避難受入計画」に基づき被災住民等を受け入れるものとし、同計画は、広域避難に係る国の支援体制の検討状況等を踏まえて、適宜、必要な修正を行う。

- （資料編） 2－16－1 広域避難受入計画